延岡市建築・建築設備工事管理要領

令和8年3月改定

監修：延岡市　都市建設部　建築住宅課

TEL　　：　　（0982）22-7067
E-mail　：　　kentiku-j@city.nobeoka.miyazaki.jp

- 目 次 -

1．はじめに ・・・・・・・・・ P.1

2．共通事項 ・・・・・・・・・ P.2

3．営繕工事フロー ・・・・・・・・・ P.5

4．現場管理関係書類（監督員の承諾・確認等が必要な書類） ・・・・・・・・・ P.6

5．工事完成関係書類（監督員に提出する書類） ・・・・・・・・・ P.13

6．監督員による立ち合い、指示、承諾、協議等の区分

（1）建築工事 ・・・・・・・・・ P.16

（2）建築改修工事 ・・・・・・・・・ P.31

（3）電気設備工事 ・・・・・・・・・ P.51

（4）電気設備改修工事 ・・・・・・・・・ P.63

（5）機械設備工事 ・・・・・・・・・ P.74

（6）機械設備改修工事 ・・・・・・・・・ P.82

（7）公共建築木造工事 ・・・・・・・・・ P.95

（8）建築物解体工事 ・・・・・・・・・ P.108

7．工事写真の撮り方 ・・・・・・・・・ P.113

表7-1　撮影対象表（建築工事編） ・・・・・・・・・ P.115

表7-2　撮影対象表（電気設備工事編） ・・・・・・・・・ P.124

表7-3　撮影対象表（機械設備工事編） ・・・・・・・・・ P.127

表7-4　撮影対象表（撤去・解体工事編） ・・・・・・・・・ P.131

8．その他 ・・・・・・・・・ P.133

１．はじめに

この工事管理要領は、延岡市が発注する工事における施工者の工事管理を補助するため、国又は県の基準等を参照して作成したものです。

受注された工事の施工に際し、建築基準法その他関係法令等を遵守するとともに、必要な協議及び届出等を行ってください。また、国土交通省大臣官房営繕部監修の標準仕様書、工事監理指針等のうち、当該工事に適した各基準を参照して、書類の提出、協議、施工等を行う必要があります。

なお、施工やその管理等の方法については、設計図書のほか、標準仕様書、標準図、使用するメーカーの指定する仕様等によるものとし、監督員の承諾のうえ、実施してください。

提出する書類の様式は、参考様式に記載されている項目があれば、各社で使用している様式での提出も可とします。ただし、契約に係る書類及び建築住宅課以外への提出物を除く。

この工事管理要領は、令和８年3月に作成しています。受注される時期によっては、各基準等が改定されている場合もありますので、最新の基準に基づき、施工及び管理をしていただくよう、お願いいたします。

※記載方法について

本管理要領を作成時点で最新版の標準仕様書を参照しています。記載方法として、「共通仕様書の1章 1節 1号 一般事項」について記載する場合、「1.1.1 一般事項」と記載しています。

監督員の承諾、指示、協議や検査、立会等が必要な事項を中心に標準仕様書から抜粋して記載していますので、施工計画の作成や施工管理等を実施する際は、注意してください。

赤文字の箇所は、標準仕様書の内容に本市で追記している内容です。

参照図書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
公共建築木造工事標準仕様書
建築物解体工事共通仕様書
建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

２．共通事項

1.1.1　一般事項

(2)　受注者は、設計図書に従い、責任をもって履行すること。

※設計図書：　図面、標準仕様書、特記仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書をいう。

(3)　標準仕様書の適用

標準仕様書の2章以降の各章は、1章と併せて適用する。

標準仕様書の2章以降の各章において、共通事項が1節に規定されている場合は、2節以降の規定と併せて適用する。

(4)　優先順位

全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(ｱ)から(ｵ)の順番のとおりとし、これにより難い場合は、監督員と文書による協議とする。設計図書に疑義等が生じた場合は、早めに監督員と協議を行うこと。

(ｱ)質問回答書（(ｲ)から(ｵ)に対するもの）　　(ｲ)現場説明書

(ｳ)特記仕様書　　(ｴ)図面

(ｵ)標準仕様書

1.1.2　用語の定義　　※標準仕様書で示された主な用語の定義について示す。

(ｳ)　「監督員の承諾」とは、受注者等が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいう。承諾前の着手による手直し等は、増額の対象外です。

(ｴ)　「監督員の指示」とは、監督員が受注者等に対し、必要な事項を書面（指示書の様式）によって示すことをいう。指示に従わなかった場合の手直し等は、増額の対象外です。

(ｵ)　「監督員と協議」とは、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面（協議書の様式）に残すことをいう。協議前の着手による手直し等は、増額の対象外です。

(ｶ)　「監督員の検査」とは、。施工の各段階で、受注者等が確認し他施工状況、材料の試験結果等について、受注者等から提出された品質管理記録に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。検査不合格の場合の手直し等は、増額の対象外です。

「品質管理記録」とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。

(ｷ)　「監督員の立会い」とは、監督員が臨場により、必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うことをいう。

(ｸ)　「監督員の報告」とは、受注者等が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。

(ｹ)　「監督員に提出」とは、受注者等が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他資料を説明し、差し出すことをいう。

(ｻ)　「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が工事における使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。特記又は仕様書、製造所又は受注者の社内の基準等を示すこと。

(ｼ)　「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。品質計画で定めた基準等に対する品質管理の結果を写真等で管理すること。

(ｿ)　「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。（図 - 1参照）

(ﾀ)　「施工図等」とは、施工図（実際に施工する形状や寸法等を記載）、原寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に基づく工事の施工のための詳細図等をいう。

※施工図等は、発注図を基に工事に関係する施工業者間で調整の上、実際に作業するために必要な全ての形状や寸法等について、着手前に作図し、監督員の承諾を得る必要があります。

(ﾅ) 「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査員が行う検査をいう。

(ﾇ) 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。
原則、発注時に示す「工期」とは完成検査及び引取を完了するまでをいう。

1.1.3 官公署その他への届出手続等

(1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

1.1.5 書面の書式及び取扱い

(2) 標準仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
※提出には、「指示・承諾・協議書」の様式を活用し、５W1H（いつ、誰が、どこで、何を、どのように、どうする）が分かるように記載すること。また、記載内容によって、図面又は写真等を添付し、色付けや線を引くなど分かりやすく表現すること。
※現場の状況等に応じて、設計図書の変更をする必要が生じた場合は、コスト、施工性、安全性、耐久性等を考慮した変更案について、根拠を示したうえで、提案すること。ただし、施工性のみを理由とした変更は、原則認められない。

1.1.7 関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）について、監督員の調整に協力し、当該工事関係者と共に、工事全体の円滑な施工に努める。
※別契約又は下請契約に関わらず、当該工事に関係する受注者間において、円滑な施工を実施するため、施工図等や工程について、協力及び調整を行い、適切な品質及び出来高の確保に努めるとともに、契約工期内で完成するためにフォローアップを行うこと。

1.3.1 施工管理

(1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
※建築工事の受注者又は監督員から指定された受注者が主体的に関係者との調整を行うこと。

(2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督員の指示の内容を周知徹底する。
※元請事業者が主体的に関係者との調整を行うこと。

1.3.7 施工中の安全確保

(1) 建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

(3) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。

(4) 工事の施工に当たり、工事個所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。

※施設によっては、既存図面が無く既設が不明な場合や修繕等により隠蔽部分の配管等が変更され、設計図書と相違している場合があります。着手前に既存の状況確認を行うこと。

1.3.10 施工中の環境保全等

(1) 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺の環境保全に努める。

※騒音や振動等が想定される工事を実施する場合は、その影響を考慮して、現場周辺の地盤や家屋、水質などについて、所有者立会のもと、工事の着手前に調査を行い、その記録を作成し、監督員に提出すること

施工中に第三者から苦情等があった場合は、監督員に報告するとともに、直ちに誠意を持って対応すること。（1.3.7 (6) (イ) 参照）

(2) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成したJIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS)による安全データシート（SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

(3) 工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。

※工事期間中は、作業員の安全確保を行うため、施工ヤード内の清掃及び整理整頓、適切な資機材の保管を行うこと

図 - 1　営繕工事における工事関係図書等の体系図

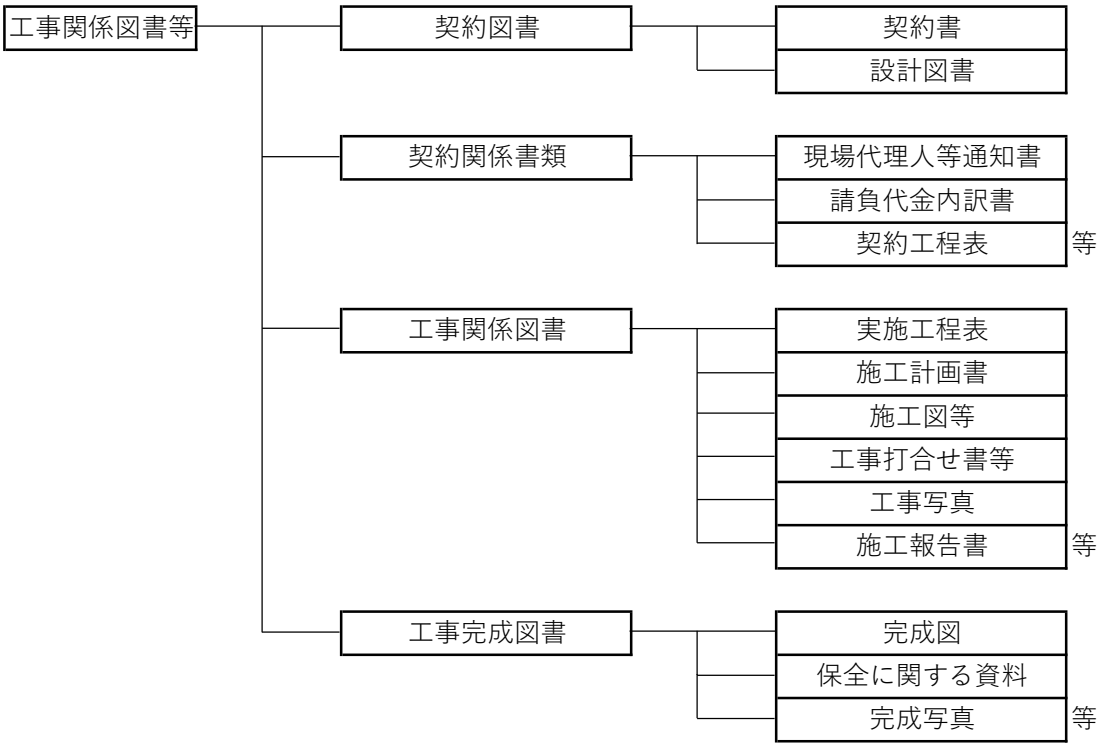

3．営繕工事フロー図

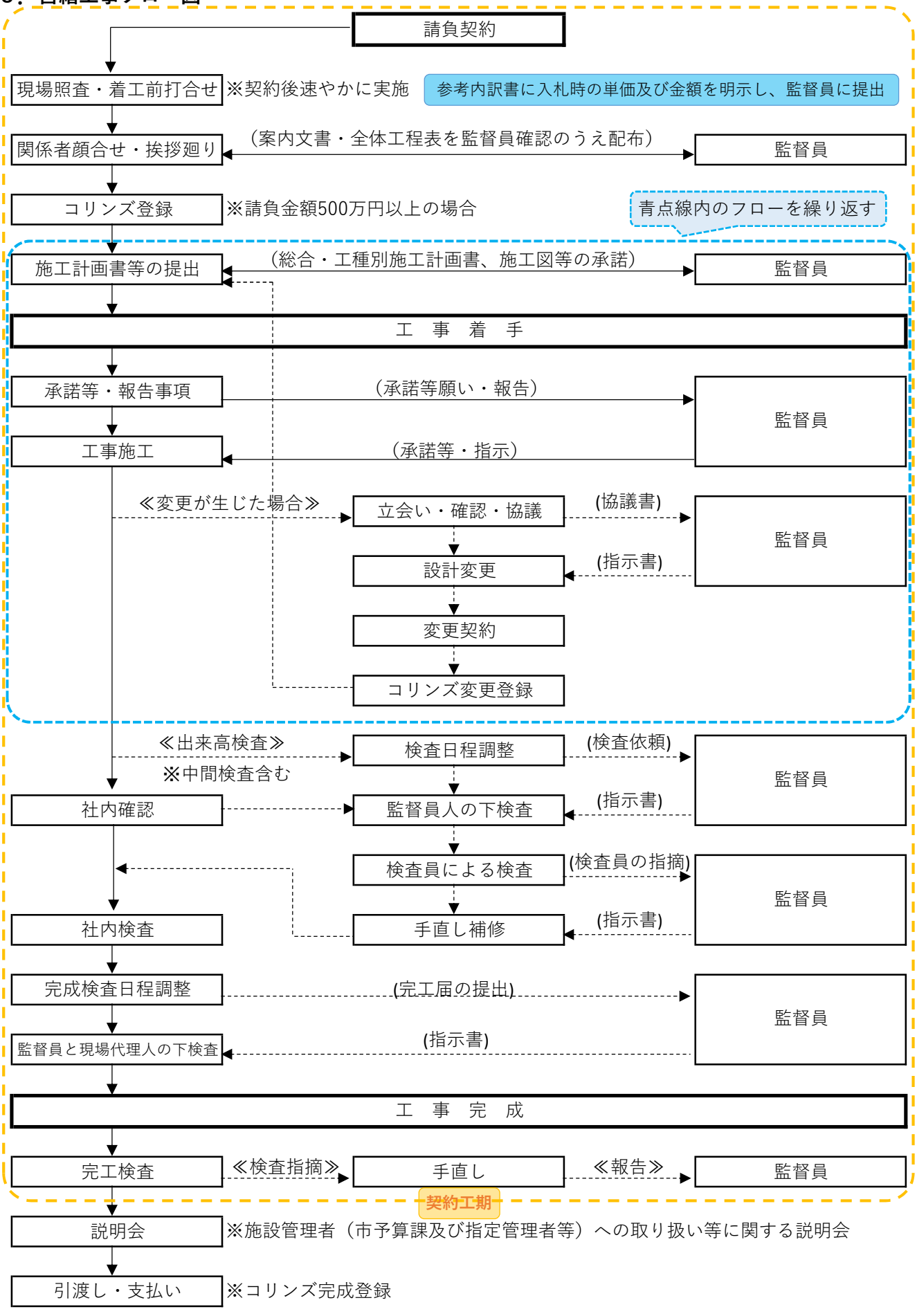
請負契約
現場照査・着工前打合せ
※契約後速やかに実施
参考内訳書に入札時の単価及び金額を明示し、監督員に提出
関係者顔合せ・挨拶廻り
（案内文書・全体工程表を監督員確認のうえ配布）
監督員
コリンズ登録
※請負金額500万円以上の場合
青点線内のフローを繰り返す
施工計画書等の提出
（総合・工種別施工計画書、施工図等の承諾）
監督員
工　事　着　手
承諾等・報告事項
（承諾等願い・報告）
監督員
工事施工
（承諾等・指示）
≪変更が生じた場合≫
立会い・確認・協議
(協議書)
監督員
設計変更
(指示書)
変更契約
コリンズ変更登録
≪出来高検査≫
※中間検査含む
検査日程調整
(検査依頼)
監督員
社内確認
監督員人の下検査
(指示書)
検査員による検査
(検査員の指摘)
監督員
社内検査
手直し補修
(指示書)
完成検査日程調整
(完工届の提出)
監督員
監督員と現場代理人の下検査
(指示書)
工　事　完　成
完工検査
≪検査指摘≫
手直し
≪報告≫
監督員
契約工期
説明会
※施設管理者（市予算課及び指定管理者等）への取り扱い等に関する説明会
引渡し・支払い
※コリンズ完成登録

4．現場管理関係書類（監督員の承諾・確認等が必要な書類）　※延岡市工事請負契約約款に基づく別記様式は除く

書類分類	様式・名称 （根拠）	提出	注意事項
1　実施工程表 ※補足 （全体工程表） （月間工程表） （三週工程表）	参考様式第2、3号 （標仕1.2.1）	◎	・ 工事の着手に先立ち、関連工事等と調整のうえ作成し、監督員の承諾を受けること。 内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告し、適切な措置を講じたうえで承諾を受けること。 ・ 検査、官公署手続き、工程上主要な段階確認及び手続き、休日の予定についても記載すること。 ※ 実際の工事進捗及び月末毎の進捗率を朱書きで記入 ※ 毎週初めに監督員に持参又はメールで、三週工程表を提出すること。 ※ 全体工程表及び月間工程表は、工事期間に応じて監督員と協議のうえ、作成し、提出すること。 ※ 関連工事と現場の進捗、作業員の確保、資材等の搬入などを調整し、フォローアップ等の協力をした上で、工程表を作成し、監督員に提出すること。
2　内訳書	入札時参考内訳書	◎	・ 公告時の参考内訳書に入札時点の単価及び金額を記載し、契約から2週間以内に監督員に提出すること。
3　施工計画書	総合施工計画書 （標仕1.2.2）	◎	・ 工事の着手に先立ち、関連工事等と調整のうえ作成し、監督員の承諾を受けること。 内容を変更する必要が生じた場合は、差し替え等は行わず、変更箇所が分かるように朱書きしたページを新たに作成して監督員の承諾を受けること。
	工種別施工計画書 （標仕1.2.2）	◎	・ 工事の着手に先立ち、関連工事等と調整のうえ作成し、監督員の承諾を受けること。 内容を変更する必要が生じた場合は、差し替え等は行わず、変更箇所が分かるように朱書きしたページを新たに作成して監督員の承諾を受けること。 ・ 施工管理、品質管理に関する計画を記載すること。 ・ 原則、標準仕様書に記載の工種毎に作成する。但し、工数の少ない工種は、他の工種に集約して記載できるものとする。 ※ 施工管理、品質管理、出来形管理について、管理基準を記載すること。 管理基準は、標準仕様書の基準であるのか、メーカー基準又は社内基準であるのかを明確にすること。
4　安全管理関係	①新規入場者教育記録	提示	・ 現場に応じた安全教育の実施すること。 ・ 緊急時の連絡先、作業当日の体調等を把握すること。
	②安全訓練教育記録 (労働安全衛生法59条) (労働安全衛生規則35条)	提示	・ 法に則り現場に応じた安全訓練教育を実施すること。 ・ 実施日時、参加者、訓練内容等を記載すること。
（次ページへ続く）	③安全巡視日誌	提示	・ 現場代理人による安全巡視（現場内及び周辺の監視及び点検）を実施すること。（現場閉所日を除く。）

書類分類	様式・名称 （根拠）	提出	注意事項
4　安全管理関係	④安全パトロール記録	提示	・ 現場作業従事者等による安全パトロール（現場内及び周辺の点検及び指導）を月1回実施すること。
	⑤KY活動記録	提示	・ 現場に応じたKY活動を実施すること。 実施日時、参加者、活動内容等を記載すること。
	⑥工具・機械点検台帳	提示	・ 工具、機械類の点検を実施すること。
5　施工管理・ 品質管理関係	①監督員立会検査記録 （標仕1.2.4） （標仕1.5.5[建築]、 1.5.3、1.5.4[電気、 機械]）	◎	・ 監督員の立会い検査（資材等搬入検査、施工段階検査、一工程の施工の確認等）を実施し、立会検査の種類、依頼日、予定日、実施日、指摘事項、改善内容等を記録すること。 ※ 遠隔臨場で行った場合は、その内容も明記すること。 ※ 検査の依頼等は、工程表又は協議書等に記載することで省略できる。
	②品質管理資料 （標仕1.3.6[建築]、 1.3.4[電気、機械]） （標仕1.4.2、1.4.5 [建築、電気] 1.4.2、1.4.6[機械]） （設計図書）	◎	・ 施工計画書を基に、チェックリスト等を用いて、品質管理を実施すること。 ※ JIS等の規格が指定されている材料で、全数確認が必要な工種（杭、塗装、防水、吹き付け等）以外のものについては、搬入時の工事写真を提出することで、当該資料作成を省略できる。 ・ 工事に使用する木材については、合法木材証明書を提出すること。
	③出来形管理資料	◎	・ 施工計画書を基に、測定表、管理図表、チェックリスト、使用数量表、管理写真等を用いて出来形管理を実施すること。
	④数量確認	◎	・ 内訳書の項目ごとに、実施数量を管理すること。 ・ 塗装厚などについては、適切な施工確認のため、必要量と使用量を算出式も併せて記載すること。
6　官公署その他への 届出手続等	（標仕1.1.3） ※関係法令等	◎	・ 関係法令等に基づく官公署その他関係機関への必要な届出等を遅延なく行うこと。 ・ 官公署等との協議や検査等が行われた際は、その内容や結果等について記録を残すこと。
7　災害防止協議会 （安全衛生協議会） （次ページへ続く）	(労働安全衛生法30条) (現場説明書)	提示	・ 単独発注工事では、元請と下請業者で組織すること。 ・ 分離発注工事や隣接した関連工事がある場合は、関連する全ての元請及び下請業者で組織すること。 ※ 元請業者の中から、工事現場全体の安全を総括する「統括安全衛生管理義務者」を指名すること。

書類分類	様式・名称 （根拠）	提出	注意事項
7　災害防止協議会 （安全衛生協議会）	①協議会規約	提示	・ 協議会に関する組織、活動内容、範囲、期間、費用等について、元請及び下請、関連業者間で規約を定めること。
	②協議会活動記録		・ 協議組織の設置・運営を行った記録として、協議会の規約に基づき、議事録、写真等を整理すること。
8　設計図書の照査	（標仕1.1.8） （契約約款18条）	-	・ 設計図書等への疑義や現場の納まり、取合い等で不都合が生じた場合は、協議書を提出すること。 ※ 協議書には、疑義等の箇所、理由（標準仕様書、メーカー仕様、関係法令等に基づく根拠を明示）、代替案（コスト、耐久性、安全性、施工性などを考慮した代替候補を明示）を簡潔に明示すること。 ※ 照査のチェックリスト等は提出不要であるが、照査を適切に行うため、積極的な活用を推奨します。
9　働き方改革等	（週休2日） （環境改善）等	-	・ 働き方改革に資する取り組みについて、施工計画書及び工程表に明示し、積極的に取り組むこと。
10　解体工事に係る 事前調査	(大気汚染防止法) (石綿障害予防規則)等	◎	・ 石綿事前調査結果報告システムにて作成すること。 （https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp）
11　再生資源利用 （促進）計画書	(建設副産物適正処理推進要綱) 参考様式第17号 (標仕1.3.11[建築]、 1.3.9[電気、機械]	◎	・ COBRISで再生資源利用計画（搬入用）、再生資源利用促進計画（搬出用）、フロー図を作成し、監督員に提出すること。 ・ 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の活用に努めること。 ・ 再資源化に配慮し、可能な限り中間処分とすることが望ましい。 ・ 搬出先は、現場から最初にどこへ搬出し処理したのかを登録すること。
	①処分/運搬の契約書	◎	・ 契約書の写しを提出すること。
	②処分/運搬の許可証	◎	・ 許可を受けている廃棄物の種類、許可期限を確認し、監督員に許可証の写しを提出すること。 ※
	③運搬経路地図	◎	・ 搬出地点から処分場までの経路を図示すること。
12　再生資源利用 （促進）実施書 （次ページへ続く）	(建設副産物適正処理推進要綱) 参考様式第17号 (標仕1.3.11[建築]、 1.3.9[電気、機械])	◎	・ 再生資源利用（促進）計画書と同様に、COBRISで作成し、監督員に提出すること。 ・ 建設資材利用実施、建設副産物搬出実施を入力し、印刷又はPDF出力すること。

書類分類	様式・名称 （根拠）	提出	注意事項
12　再生資源利用 （促進）実施書	処理状況写真	◎	・ 仮置き、積込（運搬車のナンバープレート）、処分場（処分先の看板、搬入状況）等を撮影すること。 ※ 産業廃棄物収集運搬の表示が積込・搬入状況写真で確認できるようにすること。
13　産業廃棄物 管理票 （マニフェスト）		提示	・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を受領後、内容の照合確認（サイン、押印）を確実に行うこと。 ・ 電子マニフェストの場合は、受渡確認票を印刷又はPDF出力すること。 ・ 工事完了後5年間は、監督員等からの提示を求められた場合は、速やかに対応すること。
14　主要資材発注 一覧表	(標仕1.4.2) 参考様式第12号	◎	・ 当該工事の施工前に監督員に提出すること。 施工計画及び施工図等の監督員の承諾後に資材の注文を行うこと。 ・ 品質、性能を有することの証明となる資料を添付すること。 ※ 主要資材の範囲は、規格・数量が決まっている資材、隠れてしまう材量等で監督員が現場ごとに判断する。
15　工事材料搬入 報告書	(標仕1.4.3) 参考様式第12号	◎	・ 現場受け入れ時に、規格適合棟により材料の品質を確認し、監督員に報告すること。 ※ 受け入れ時の確認について、報告を「主要資材発注一覧表」と兼用することも可能とする。
16　施工図等 （承諾図）	(標仕1.2.3)	◎	・ 工事の施工に先立ち、「7　設計図書の照査」のうえ施工図等の作成を行い、監督員に提出し、その承諾を受けること。 ※ 設計図書の仕様を満足するものか確認できるものであること。 ※ 承諾図として、カタログ等を提出する場合は、該当箇所をマーカー等により、明確にすること。 ・ 施工図は、現場の取り合いが困難な部分等について作成すること。 ・ 施工図の作成において、関連工事との取り合いを調整し、「総合図」を作成すること。 ※ 内容を変更する必要が生じた場合は、その都度朱書き等で修正し、監督員の承諾を受けること。
17　技能士報告書	(標仕1.5.2) (現場説明書) 参考様式第13号	◎	・ 工事の施工前に監督員に提出すること。 ※ 施工計画書に資格証明等の添付でも可とする。

書類分類	様式・名称 （根拠）	提出	注意事項
18　施工体制台帳	(標仕1.1.5) (建設業法等)	-	・「施工体制台帳の作成等について（通知）」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号、令和4年12月28日最終改正）に基づき作成すること。 ※ 平成27年度以降、下請け契約を締結したすべての公共工事で作成を義務化。 ※ 作業員を他社の現場に派遣し、派遣先の指揮命令の下に現場作業に従事する働き方は職業安定法により全面禁止となっており、下請け契約の締結が必要です。
	①施工体制台帳	◎	・ 全ての下請け業者分を作成すること。 ・「建設業法第24条に該当する請負契約を行っている建設業者」及び「警備業者」について記載すること。 ・ 下請負業者についての工事内容、建設業の許可、主任技術者の資格内容が適切か確認すること。 ・ 追加、変更があれば、その都度加筆・修正の上、監督員に提出すること。
	②施工体系図	◎	・ 2次以下を含む全ての下請け業者を記載すること。 ・ 工事現場の公衆が見えやすい場所に掲示すること。 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」及び「専門技術者」については記載不要。
	③下請負契約書(写し) 再下請負契約書(写し) (約款第7条)	◎	・ 元請負人から下請負人への注文書（写し）、下請負人の見積書（写し）、請書（写し）を添付すること。 ※ 請負金額が分かるようにすること。 ※ 法定福利費を明示すること。 ※ 2次下請け以降も添付すること。
	④元請主任(監理)技術者	◎	・ 主任(監理)技術者の資格及び雇用関係を証明する書類又はその写しを添付すること。 ※ 主任技術者の資格要件を「実務経験」とする場合、実務経験証明書を添付すること。 ※ 主任技術者の資格内容が指定学科卒での実務経験の場合、卒業証明書を添付すること。 ※ 経験年数は、勤続年数ではなく経験内容の月数の累計を記載すること。 ※ 健康保険証や標準報酬決定通知、雇用保険被保険者証の写し棟を添付する場合は、保険加入状況の確認に必要な事項以外(個人情報)を黒塗りしたものを添付すること。
	⑤作業員名簿 （建設業法） （次ページへ続く）	◎	・ 元請業者、下請け業者とも添付すること。 ・ 法令等により有資格者による施工が求められる工事については、その作業員が従事する工事とその工事に必要とされる資格を記載し、資格者証等の写しを添付すること。

（次ページへ続く）

書類分類	様式・名称 （根拠）	提出	注意事項
18　施工体制台帳	⑤作業員名簿 （建設業法）	◎	・ 建設労働者の建設業退職金共済又は中小企業退職金共済の加入状況、建設キャリアアップシステムの登録状況が記載されたものを利用することが望ましい。 ・ 建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、保険加入状況の確認を行うこと。 ・ システムを使用しない場合は、健康保険証、標準報酬決定通知書や雇用保険被保険者証の写し等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講じること。
	⑥建設業許可証明書	◎	・ 元請業者、下請け業者とも添付すること。
19　工事進捗状況 報告書	参考様式第7～10号	◎	・ 毎月25日までの実施状況について報告書を作成し、監督員に提出すること。 ・ 【建築】 2,000万円以上の新築又は改修工事、かつ3月以上の工期の場合は、報告書を作成すること。 ・ 【電気、機械】 建築工事に関連する工事の場合は、報告書を作成すること。 ※ 15日以降に着工した工事の着工月、完成月、その他現場が未稼働の月は、報告書の作成及び提出は不要。
20　打合せ記録 （指示書） （承諾書） （協議書）	参考様式第5号 (標仕1.1.8) (標仕1.2.4)	◎	・ 工事に関連する全ての打ち合わせにおいて、その内容を簡潔に記録し、その都度、監督員に提出すること。 ※ 協議事項は、「現場の状況」、「協議を要する理由」、「どう対処すべきか」について図示するとともに、明確に記述すること。 ※ 設計の仕様等を変更する場合の協議については、根拠（出典、基準、メーカー仕様緒元など）を明確にし、必要に応じて資料を添付すること。
21　休日・夜間作業 届出書	(標仕1.3.5)	◎	・ 休日（土曜日、祝祭日含む）に作業を行う場合は、あらかじめ監督員に提出し、承諾を受けること。 ※ 月間工程表又は週間工程表で、作業内容や理由等を明記して監督員の承諾を得ている場合は、提出不要。 ※ 電子メールでの提出可
22　工事日報	参考様式第4号	提示	・ 着工日から完了日までの毎日の現場作業について、その内容を現場代理人が日報に記録すること。 ・ 現場作業の他、協議、立会い、検査、段階確認、諸手続きについても記録すること。 ※ 別添様式第5号を参照し、社内様式も可とする。
23　建設業退職金 共済（建退共） （次ページへ続く）	①掛金充当実績総括表 （建退共本部様式 第031号）	提示	・ 完成検査時に監督員、検査員に提示すること。 ≪様式ダウンロード≫ https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/download/f_kanyu.html

書類分類	様式・名称 （根拠）	提出	注意事項
23　建設業退職金 共済（建退共）	②工事別共済証紙受払簿 （建退共本部様式 第032号）	提示	・ 完成検査時に監督員、検査員に提示すること。 ≪様式ダウンロード≫　※有料 https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/download/f_kanyu.html
	③建設業退職金共済制度加入労働者数報告書 （建退共事務受託様式 第6号）	提示	・ 完成検査時に監督員、検査員に提示すること。 ≪様式ダウンロード≫ https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/download/ h _jimu.html ※ 下請事業主から提出されるもので、下請事業主が他の退職金制度を活用している場合等に慣用的に用いられてきた「辞退届」は使用しないこと。 ※ 二次下請以降も全て添付すること。
24　社内検査結果 報告書	参考様式第15号	○	・ 社内検査における検査指示事項の手直し完了後、速やかに監督員へ提出すること。 ・ 提出に当たっては、検査指示事項に係る手直しの内容が分かるように書類又は写真を添付すること。 ※ 検査状況写真を添付すること。
25　中間下検査結果 報告書	参考様式第15号	○	・ 監督員による下検査があった場合、検査指示事項の手直し完了後、速やかに監督員へ提出すること。 ・ 提出に当たっては、検査指示事項に係る手直しの内容が分かるように書類又は写真を添付すること。 ※ 検査状況写真の提出は不要
26　中間検査結果 報告書	参考様式第15号	○	・ 検査員による中間検査があった場合、指導・助言事項を取りまとめの上、速やかに監督員に提出すること。 ・ 指導・助言事項に対する処置が分かるように書類及び又は写真を添付すること。 ※ 検査状況写真の提出は不要
27　創意工夫		◎	・ 設計図書及び仕様にない独自の工夫について「準備・後片付け関係」、「施工関係」、「品質関係」、「安全衛生関係」、「施工管理関係」、「その他」に区分し、写真を添付して監督人に報告すること。
28　標準仕様書・ 監理指針等		-	・ 現場事務所に書籍版の常備すること。パソコン等でのデータ又は印刷物等での確認も可とする。
29　使用木製材品 証明書		○	・ 総合評価落札方式における地産地消への取り組みを評価する工事の場合であって、市産材等の活用計画を提出し評価されたときは、監督員に提出すること。

※「提出」欄の表示について
「○」、「◎」を付している書類は、分けて整理し、発注者（監督員）に提出すること。「提示」と付している書類は、監督員からの求めに応じて、提示できるようにしておくこと。

5．工事完成関係書類（監督員に提出する書類）

※延岡市工事請負契約約款に基づく別記様式は除く

書類分類	様式・名称（根拠）	提出	注意事項
1　社内検査結果報告書	参考様式第15号	◎	・社内検査における検査指示事項の手直し完了後、速やかに監督員へ提出すること。 ・提出に当たっては、検査指示項に係る手直しの内容が分かるよう、書類又は写真を添付すること。 ※ 検査状況写真を添付すること。
2　完成下検査結果報告書	参考様式第15号	◎	・完成下検査における検査指示事項の手直し完了後、速やかに監督員へ提出すること。 ・提出に当たっては、検査指示項に係る手直しの内容が分かるよう、書類又は写真を添付すること。 ※ 検査状況写真の提出は不要
3　完成検査結果報告書	参考様式第15号	○	・完成検査における検査指示事項の手直し完了後、速やかに監督員へ提出すること。 ・提出に当たっては、検査指示項に係る手直しの内容が分かるよう、書類又は写真を添付すること。 ※ 検査状況写真の提出は不要
4　工事写真 （次ページへ続く）	参考様式第10号 特記仕様書	◎	・紙出力した写真帳とCD-R又はDVD-R等による電子データの提出をすること。 ※ 工事写真専用のアプリを仕様した場合、写真データは、アプリを使用しなくても開くことできるようにすること。 ※ データの提出前に必ず、ウイルスチェックすること。 ※ 黒板により施工部分が隠れる場合、写真帳の添え書きに内容を記載することで、黒板は不要とする。 ・改修工事の場合、改修前後の比較ができるように撮影するとともに、写真帳の整理をすること。 【施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真】 ※ 黒板又は添え書きの内容（部位、工種、工事内容、基準値／実測値）が写真で確認できるようにすること。 【産業廃棄物の処理状況写真】 ※ 処理状況（積込、処理場搬入、運搬車両番号、運搬許可証等）が確認できる写真を提出すること。 ※ 撮影は、搬出先ごとに、搬出時期、廃棄物の種類で分けて撮影・整理し、提出すること。 【出来形管理写真】 ※ 完成後に不可視部分となる箇所については、必ず出来形が確認できるように撮影すること。 ※ 完成後に測定可能な部分については、工種ごとに１回撮影で可とする。

書類分類	様式・名称 （根拠）	提出	注意事項
4　工事写真			【使用材料写真】 ※ JISマーク表示品については、規格及びJISマーク等の表示を撮影するのみで可とする。 ※ JISマーク表示品以外については、搬入時の品番等が記載された表示マークと形状寸法等を撮影すること。ただし、監督員の立会い確認を実施した場合は、表示マークのみで可とする。 【検査写真】 ※ 原則、監督員及び検査員による検査の状況写真は不要とする。 【その他】 ※ 「営繕工事写真撮影要領(最新版)」を参照すること。 国土交通省HPに掲載
5　完成写真	参考様式第10号 特記仕様書	○	・ 工事写真とは別に紙出力し、工事名、請負者名の記載された表紙を付けて提出すること。 ※ 添え書きに撮影場所を記載し、黒板は不要とする。 ※ 全景、各機器・設備等（種類ごと）に構成すること。 ※ 見開き（左右）で着工前、完成の比較整理すること。
6　竣工写真	参考様式第10号 特記仕様書	○	・ 大型の新築工事で特記仕様書で指定がある場合は、工事完成後、製本したものを監督員に提出すること。
7　請求内訳書 （実施数量）		○	・ 参考内訳書又は設計変更後の参考内訳書の項目について、実施数量を記載し、監督員に提出する。
8　登録内容確認書 （CORINS竣工登録）	(標仕1.1.4)		・ CORINS登録を行った際の「登録内容確認書」を検査時に検査員に提示する。
9　完成図 （CADデータ）	(標仕1.7.2) (特記仕様書)	○	・ 施工図、完成図の電子データをCD-R等（JW-CADデータ及びPDFデータ）で提出すること。
10　建設副産物実態 調査(COBRIS)		○	・ COBRISに実績を入力し、印刷すること。 ※ 電子データの提出は不要
11　引渡書	参考様式第16号 (標仕1.7.3) (特記仕様書)	◎	・ 必要事項を入力して、完成図書として提出すること。 ・ 施設が複数棟ある場合は、施設ごとに整理すること。
12　引渡し明細書	参考様式第16-1号 参考様式第16-2号	◎	・ 「その他」には保守用品、予備品等を記載すること。
	①保証書	○	・ 宛名は「延岡市長○○　○○」とすること。 ・ 保証期間は、完工検査日から１年以上とすること。 ※ 市営住宅については、住戸ごとに作成すること。 ※ メーカー又は請負者の様式を可とする。
	②取扱説明書 (標仕1.7.3)	○	・ 納入機器の取扱説明書を添付すること。 ※ 施設ごとにファイルに綴じて取りまとめること。 ※ 市営住宅については、住戸ごとに作成すること。

（次ページへ続く）

書類分類	様式・名称 （根拠）	提出	注意事項
12　引渡し明細書	③保守指導要領書 (標仕1.7.3)	○	・ 必要に応じて運用方法、メンテナンス方法等を説明したものを作成すること。 ※ 内蔵バッテリー等、取替時期のあるものは、その時期、品番等が分かるように明示すること。
	④試験記録 (標仕1.7.3)	○	・ 現場試験：試験記録表及び写真（状況及び結果） 工場試験：機器性能試験成績書
	⑤試運転報告書 (標仕1.7.3)	○	・ 試運転の結果報告を取りまとめて報告すること。
	⑥工場検査報告書	○	・ 亜鉛メッキ付着量証明書、非破壊検査報告書など
	⑦官公署その他届出書 (標仕1.7.3)	○	・ 各官公署に届出等を行った際の写しを完成図書に添付すること。
13　完成図(製本)	(標仕1.7.2) (特記仕様書)	○	・「9　完成図」を印刷し、製本すること。 ※ サイズは、施設管理者と協議のうえ決定する。部数は特記による。 ※ 表紙には、工事名、工期、施工者（会社名、連絡先）を記載すること。 ※ 背表紙には、工事名を記載すること。 ※ 設計変更内容、地中埋設物等は、修正・追記しておくこと。 ※ 作成した完成図のCADデータをCD-Rで監督員に提出すること。

6．監督員による立ち合い、指示、承諾、協議等の区分

標仕令和7年版参照

（1）建築工事

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	1	共通事項	3	官公署その他への届出手続	(2)	関係法令等の必要な届出手続き等について、届出内容をあらかじめ監督員へ報告する。	報告	-
				4	工事実績情報サービス（CORINS）への登録	(1)	工事実績情報の登録予定内容について、事前に監督員の確認を受ける。	-	確認
						(2)	登録後は、登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。なお、変更時で完成まで10日未満の場合は省略できる。	提出	-
				5	書面の書式及び取扱い	(1)	書面を提出する場合の書式(提出部数を含む)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督員と協議による。	協議	協議
						(3)	施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員へ提出する。	提出	-
				6	設計図書等の取扱い	(2)	第三者への使用又は閲覧の禁止について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
				7	関連工事等の調整		工事全体の円滑な施工のため監督員の調整に協力する。	協力	-
				8	疑義に対する協議等	(1)	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難な場合若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
					設計図書の訂正、変更	(2)	（1）の協議の結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、協議内容を記録の上、契約書の規定による。	協議	協議
						(3)	（1）の協議の結果、設計図書の訂正又は変更を行わない場合は、記録を整備し、監督員に提出する。	協議	協議
				9	工事の一時中止に係る事項		工事の一時中断が必要となった場合、直ちにその状況を監督員に報告する。	報告	-
				10	工期の変更に係る事項等	(1)	全体工程に影響を及ぼす場合は、監督員に報告する。	報告	-
						(2)	工期を変更する場合は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。	提出	-
				11	特許の出願等		工事施工上必要な材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。	協議	協議
				12	埋蔵文化財その他の物件		埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。	報告	指示
		2	工事関係図書	1	実施工程表	(1)	工事の着手に先立ち、関係者と十分な調整・検討のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(3)	契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の変更が生じた場合は、施工に先立ち、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(4)	上記以外により、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、適切な措置を講ずる。	報告	-
						(5)	監督員の指示を受けた場合は、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を監督員に提出する。	提出	指示

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	2	工事関係図書	2	施工計画書	(1)	工事の着手に先立ち、関係者と調整・検討のうえ工事全般に関する総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。	提出	-
						(3)	当該工事の施工に先立ち工種別施工計画書を作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、作成を省略できる。	提出	承諾
						(4)	総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(5)	施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、適切な措置を講ずる。	報告	-
				3	施工図等	(1)	施工に先立ち、関係者と調整・検討のうえ施工図等を作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
						(3)	内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。	報告	承諾
				4	工事の記録等	(2)	監督員が指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備する。	記録	-
						(4)	適切な施工であることの証明を監督員の指示により、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。	-	指示
						(5)	監督員から請求されたときは、工事の記録等を監督員に提示し、又は提出する。	提出	-
		3	工事現場管理	1	施工管理	(1)	下請負人に工事関係図書及び監督員の指示等を周知徹底する。	-	指示
				2	施工管理技術者	(2)	資格又は能力を証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
				3	電気保安技術者	(2)	電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
						(3)	電気保安技術者は、監督員の指示に従い業務を行う。	-	指示
				4	工事用電力設備の保安責任者	(1)	工事用電力設備の保安責任者を定め、監督員に報告する。	報告	-
				5	施工条件	(1)	行政機関の休日における工事の施工については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							設計図書に施工時間が定められている場合において、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							設計図書に施工時間が定められていない場合において、夜間に工事の施工を行うときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				6	品質管理	(2)	必要に応じて監督員の検査を受ける。	-	検査
						(3)	品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				7	施工中の安全確保 (次ページへ続く)	(4)	施工箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等が工事に支障を来す場合は、監督員と協議する。	協議	協議

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	3	工事現場監理	7	施工中の安全確保	(6)	近隣等との折衝について記録し、直ちに監督員に報告する。	報告	-
							地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。	報告	-
							緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督員に報告のうえ、対応を行う。	報告	-
				9	災害等発生時の安全確保		災害及び事故が発生した場合は、対策を含めてその経緯を監督員に報告する。	報告	-
				11	発生材の処理等	(1)	設計図書に定められた以外の発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(2)	発生材のうち、引渡しを要するものの引き渡し(保管）場所については、監督員の指示を受ける。	-	指示
							発生材のうち、引渡しを要するものについては、調書を作成して、監督員に提出する。	提出	-
							発生材のうち、再資源化を図るものと指定されたものについては、分別を行い、再資源化施設等に搬入したのち調書を作成して監督員に提出する。	提出	-
							上記以外の発生材は関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告する。	報告	-
		4	材料	2	材料の品質等	(2)	使用材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS若しくはJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。	提出	承諾
						(3)	製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書等を監督員に提出する。	提出	-
						(4)	工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に報告する。	報告	-
						(5)	調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表を監督員に提出する。	提出	-
						(6)	設計図書に定める材料の見本を提示又は提出する。	提出	-
							材質、仕上げの程度、色合い、柄等について、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				3	材料の搬入		材料の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	報告	承諾

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	4	材料	4	材料の検査等	(1)	現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾 検査
						(2)	一度検査に合格した材料と同じ材料は、以後、抽出検査とするが、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
				5	材料の検査に伴う試験	(1)	材料の品質及び性能を証明する試験の方法が設計図書に定められていない場合は、監督員の承諾を受けた試験の方法による。	試験	承諾
						(2)	試験に先立ち試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。	試験	承諾
							試験実施場所の決定については、監督員の承諾を受ける。	試験	承諾
						(3)	試験は、原則として監督員の立会いを受けて実施する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。	試験	承諾 立会
						(4)	試験結果については、監督員に報告する。	報告	-
				6	材料の保管		破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。	-	指示
		5	施工	1	施工	(2)	コンクリート打ち込み等で設備等が隠ぺい状態となる部分については、別契約の関連工事等の施工の検査が完了するまで施工してはならない。ただし、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
				2	技能士	(3)	技能士の資格を証明する資料(=技能士報告書)を監督員に提出する。ただし、施工計画書に記載し、資格証明等を添付することで省略可能。	提出	-
				3	技能資格者	(2)	技能資格者の資格及び能力を証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
				4	一工程の施工の確認及び報告		一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で監督員の指示を受けたときは、適合確認を行い、適時、監督員に報告する。この場合において、確認・報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。	報告	指示 承諾
				5	施工の検査等	(1)	設計図書に定められた場合、一工程の確認を報告した場合及び監督員から指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。	-	検査
						(2)	上記の検査に合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
						(3)	見本施工（特記された場合）については、仕上り程度等が確認できる見本施工を行い、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				6	施工の検査等に伴う試験		試験計画書・試験場所	-	承諾
							試験の実施及び結果	報告	承諾

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	5	施工	7	総合試運転調整		防火設備等以外で関連工事等との総合試運転調整を行う場合の事項については、監督員と協議する。	協議	協議
				8	施工の立会い	(1)	設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。また、監督員立会確認記録は、工程表又は打合せ記録に集約することができる。	-	指示 立会
				9	工法の提案		設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法、生産性向上に有効な工法等の提案がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				10	化学物質の濃度測定	(3)	室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の測定結果を監督員に提出する。	提出	-
		6	工事検査及び技術検査	1	工事検査	(1)	工事を完了したときは、工事完成の通知(=工事完了届)を監督員に提出する。※契約時に日付及び金額抜きであらかじめ提出する。	提出	-
						(2)	契約書に規定する部分払を請求する場合は、出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受ける。	請求	指示
		7	完成図等	3	保全に関する資料	(2)	保全に関する資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。	協議	協議
2	仮設工事	2	縄張り、遣り方、足場等	1	敷地の状況確認及び縄張り	(1)	敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、敷地周辺等の状況を確認し、監督員に報告する。	報告	-
						(2)	建築物等の位置（縄張り等）について監督員の検査を受ける。	-	検査
				2	ベンチマーク	(2)	ベンチマークの位置、高さ、設置の方法について監督員の検査を受ける。	-	検査
				3	遣り方	(3)	遣り方について監督員の検査を受ける。	-	検査
		3	仮設物	1	監督員事務所等	(2)	監督員事務所に設ける設備は、特記がなければ、監督員と協議する。	協議	協議
				2	危険物貯蔵所		やむを得ず工事目的物の一部を危険物置き場とする場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		4	仮設物撤去等	1	仮設物撤去等	(2)	工事の進捗上、仮設物が障害となり、かつ、仮設物を移転する場所がない場合において、工事目的物の一部を仮設物の移転先として使用する場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
3	土工事	2	根切り等	1	根切り	(3)	給排水管等の埋設が予想される場合は、調査し、監督員に報告する。給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて緊急処置を講じた上で、監督員及び関係者と協議する。	報告 協議	協議
						(4)	工事に支障となる障害物(容易に取り除けるものを除く。）を発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(5)	根切り底の地盤をかく乱した場合は、監督員の承諾を受け、自然地盤と同等以上の強度となるよう適切な処置を講じる。	-	承諾
						(7)	根切り底の状態、土質及び根切り深さを確認し、監督員の検査を受ける。なお、根切り底の状態等が設計図書に定められた支持地盤と異なる場合は、監督員と協議する。	- 協議	検査 協議

(次ページへ続く)

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
3	土工事	2	根切り等	2	排水	(1)	予想外の出水等により施工上重大な支障が生じた場合は、直ちに監督員と協議する。	協議	協議
				3	埋戻し及び盛土	(1)	埋戻しに先立ち、埋戻し部分に型枠を撤去せず存置する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(3)	埋戻し又は盛土の種別が、B種又はC種で、良質土として認められない場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		3	山留め	2	山留めの監理		山留め設置期間中の点検・計測において異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じ、監督員に報告する。	報告	-
4	地業工事	1	共通事項	3	施工一般	(5)	地業工事の施工状況等については、随時、監督員に報告する。	報告	-
						(6)	予定の深さまで到達することが困難な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							予定の掘削深度になっても支持地盤が確認できなかった場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							予定の支持地盤への所定の根入れ長さを確認できなかった場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							所定の長さを打ち込んでも、設計支持力が確認できなかった場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							所定の寸法、形状及び位置を確保することが困難な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							施工中に傾斜、変形、ひび割れ、異常沈下、掘削孔壁の崩壊等の異常が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							上記以外に、杭及び改良体が所定の性能を確保できないおそれがある場合、監督員と協議する。	協議	協議
		2	試験及び報告書	1	試験一般	(2)	試験は、監督員の立会いのもとで行い、その後の施工ついて協議する。ただし、監督員の承諾を受けた場合を除く。	試験	承諾 協議 立会
				5	報告書等	(1)	施工完了後の報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	試験杭において採取した土質資料は、報告書と共に監督員に提出する。	提出	-
		3	既製コンクリート杭地業	4	セメントミルク工法	(2)	専門工事業者が工事の規模に相応した施工機械、施工体制等を有していることを証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
						(6)	根固め液又は杭周固定液が浸透して逸失した場合は、その対策を含め監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				5	特定埋込杭工法	(2)	専門工事業者が工事の規模に相応した施工機械、施工体制、施工実績等を有していることを証明する資料を、監督員に提出する。	提出	-
		4	鋼杭地業	5	継手	(3)	溶接方法に当たり、半自動又は自動アーク溶接以外とする場合は、監督員と協議する。	-	協議

章	節	番　号	号	受注者 施工者	発注者 監督員
4 地業工事	5 場所打ちコンクリート杭地業	1 一般事項	(3) 専門工事業者が工事の規模に相応した施工機械、施工体制等を有していることを証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
		4 材料その他	(1) 鉄筋量が多く補強リングが変形するおそれのある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(2) スランプ値をスランプフローで管理する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		5 アースドリル工法、リバース工法及びオールケーシング工法	(2) 試験杭掘削完了後、深さ及び支持地盤について監督員の検査を受ける。	-	検査
			本杭の全数の深さ及び支持地盤を記録した報告書を作成し、地盤の状況に応じて監督員の検査を受ける。	-	検査
			(3) アースドリル工法の本杭の施工において、土質により安定液を用いない場合は、監督員と協議する。	協議	協議
5 鉄筋工事	1 共通事項	3 配筋検査	主要な配筋について、コンクリート打ち込みに先立ち、監督員の検査を受ける。	-	検査
	4 ガス圧接	7 鉄筋の圧接前の端面	(3) 端面処理を圧接作業当日に行うことができない場合は、監督員と協議をする。	協議	協議
		11 不合格となった圧接部の修正	(2) 抜き取り試験で不合格となたロットに対して、改善措置を行う場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
			抜き取り試験で不合格となったロットで、不合格となった圧接箇所を切り取り再圧接する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
			(4) 不合格圧接部の修正を行った場合の記録を監督員に提出する。	提出	-
	5 機械式継手	6 不合格となった場合の措置	(1) ねじ節鉄筋継手の合せマークがズレていない場合の措置は監督員と協議する。	協議	協議
			端部ねじ加工継手の場合の必要な挿入長さが確保できない場合の措置は、監督員と協議する。	協議	協議
			端部ねじ加工継手の場合のトルク値が規定値まで導入できない場合の措置は、監督員と協議する。	協議	協議
	6 溶接継手	6 不合格となった場合の溶接部への措置	(2) 超音波探傷試験不合格後に工事を再開するに当たり、再発防止に必要な措置を定め、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
			(4) 不合格部への措置の後、その記録を整理し、監督員に提出する。	提出	-
6 コンクリート工事	3 コンクリートの材料及び調合	1 コンクリートの材料	(2) 砂利及び砂の絶乾密度を2.4kg/cm3以上、吸収率を4.0%以下とする場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
			基礎等で断面が大きく、鉄筋量が比較的少ない場合、監督員の承諾を受けて、砕石、高炉スラグ粗骨材及び再生粗骨材Hは25mm、砂利は40mmとすることができる。	-	承諾
		2 コンクリートの調合	標準仕様書に示された混和剤以外の混和材料の使用方法及び使用量は、特記がない場合は、資料を提出し監督員の承諾を受ける。	-	承諾
			調合強度の確認について、材齢28日の圧縮強度によらない場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
6	コンクリート工事	4	レディーミクストコンクリート工場の選定、製造及び	1	レディーミクストコンクリート工場の選定		コンクリート製造工場の選定に当たっては、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							Ⅱ類のコンクリートの場合は、JIS A 5308（レディミクストコンクリート）の規定と照合して、6章2節に規定するコンクリートが製造できることを示す資料を監督員に提出する。	提出	承諾
				3	コンクリートの発注及び製造	(5)	呼び強度を保証する材齢は、28日とする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
						(6)	製造に先立ち、レディーミクストコンクリート工場の配合計画書を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
		5	コンクリートの品質管理	1	品質管理一般	(1)	Ⅰ類のコンクリートの場合は、品質監理の試験結果及び向上が行うJIS A5308による品質管理の試験結果を確認し、監督員に報告する。	報告	-
							Ⅱ類コンクリートの場合は、JIS A5308により品質管理を行い、結果を監督員に報告する。	報告	-
				5	調合管理強度		標仕6.9.3により試験し、6.9.4の判定により難い場合は、監督員と協議する。判定の結果、不合格の場合は、その原因を調査して必要な措置を定め、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		6	コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め	1	工事現場内運搬	(1)	圧送後のモルタルは、型枠内に打ち込んではならない。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	-	協議
				2	コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間	(2)	コンクリートの練り混ぜから打ち込み終了までの時間は、コンクリートの温度を低下させる又はその凝結を遅らせるなどの措置を講ずる場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		8	型枠	2	材料	(1)	コンクリート打放し仕上以外のせき板の材料は、JAS 0233（合板）以外のコンクリート型枠用合板で板面の品質B-C以外とする場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(3)	スラブのせき板の材料として床型枠用鋼製デッキプレートを用いる場合は、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
				3	型枠の加工及び組立	(10)	コンクリートの打ち込みに先立ち、型枠の組立状態を確認し、監督員に報告する。	報告	-
				4	型枠の存置期間及び取外し	(2)	型枠の最小存置期間を圧縮強度により確認する場合は、6.9.3による資料により、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							コンクリートの圧縮強度を「現場打コンクリートの型枠及び支柱の取外しに関する基準」（昭和46年1月29日建設省告示第110号）第1第一号ロに基づき定める場合は、コンクリートの圧縮強度の計算結果により、監督員の承諾を受ける。	-	承諾

（次ページへ続く）

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
6	コンクリート工事	8	型枠	4	型枠の存置期間及び取外し	(4)	スラブ下及び梁下のせき板を、支柱を取り外した後に取り外し難い場合は、監督員と協議する。	-	協議
		9	試験等	1	一般事項		軽易なコンクリート工事の場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。	試験	承諾
				5	構造体コンクリート強度の判定	(2)	不合格となった場合は、監督員の承諾を受け、適切な試験方法により構造体コンクリート強度を確認する。また、必要な処置を定め、監督員の承諾を受ける。	確認	承諾
				6	構造体コンクリートの仕上りの確認	(2)	構造体コンクリートの部材の位置、断面寸法、表面の仕上り状態、仕上りの平坦さ、打込み欠陥部、ひび割れについて確認を行い、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(3)	上記の確認結果が設計図書に適合しない場合は、必要な措置を検討し、その実施について、監督員の承諾を受ける。 また、承諾を受けた方法による補修完了後、直ちに監督員の検査を受ける。	-	承諾 検査
						(4)	かぶり厚さ不足の兆候の有無について目視で確認を行い、監督員に報告する。	報告	-
							かぶり厚さ不足の兆候がある場合は、必要な措置を検討し、その実施について、監督員の承諾を受ける。 また、承諾を受けた方法による補修完了後、直ちに監督員の検査を受ける。	-	承諾 検査
		12	暑中コンクリート	3	製造及び打込み	(1)	荷卸し時のコンクリートの温度は、３５℃以下とする。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	-	協議
		13	マスコンクリート	3	製造		荷卸し時のコンクリートの温度は、３５℃以下とする。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	-	協議
		16	高流動コンクリート	2	材料及び調合	(4)	水セメント比の上限を定めて、監督員の承諾を得る。	-	承諾
7	鉄骨工事	1	一般事項	3	鉄骨製作工場	(3)	鉄骨製作工場の加工能力等の証明となる資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
						(4)	鉄骨製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出する。	提出	-
		2	材料	10	材料試験等	(2)	材料が設計図書に定めた品質及び性能を有することの証明を、規格品証明書ではなく、その他規格を証明できる資料に代える場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		3	工作一般	9	仮設用部材の取付等	(1)	仮設のため、鉄骨に補助材の取付け、貫通孔を設けるなどの措置の必要がある場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
7	鉄骨工事	4	高力ボルト接合	8	締付後の確認	(4)	締付後の確認結果を記録し、監督員の検査を受ける。	-	検査
				9	締付け機器及び確認用機器	(2)	トルクコントロール法による締付けを行う場合は、毎日１回作業開始前に、JASS 6 6.4〔高力ボルトの締付〕b.(4)に準じて締付け機器の調整を行い、その結果を記録する。ただし、あらかじめ監督員と協議した場合は、この限りでない。	-	協議
		6	溶接接合	3	溶接作業を行う技能資格者	(4)	溶接技能者の技量に疑いを生じた場合は、工事に相応した試験を行い、その適否を判断し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				7	溶接施工	(1)	工場に十分な実績があり、溶接部の品質が確保できると判断され、監督員の承諾を受けた場合は、鋼製エンドタブを用いない工法とすることができる。	-	承諾
							アークストライクを起こした場合は、その措置について監督員と協議する。	-	協議
				10	溶接部の確認	(1)	溶接着手前、溶接作業中、溶接完了後は、確認項目に従って確認を行い、その結果の記録を監督員に提出する。	提出	-
				11	溶接部の試験を行う技能資格者	(2)	試験機関の組織体制、所有する探傷機器、技能資格者、試験の実績等の資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
				12	溶接部の試験	(1)	技能資格者が行う溶接部の試験について、その結果の記録を監督員に提出する。	提出	-
				13	溶接部の不合格箇所の補修	(2)	溶接により母材に割れが入った場合又は溶接割れの範囲が局部的でない場合は、その措置について監督員と協議する。	協議	協議
						(3)	不合格溶接の補修を行った部分の全数について試験を行った場合は、その結果の記録を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
		7	スタッド溶接及び床構造用デッキプレートの溶接	2	スタッド溶接作業を行う技能資格者	(2)	溶接技能者の技量に疑いを生じた場合は、工事に相応した試験を行い、その適否を判断し、監督員の承諾を受ける。その適否を判断した上で、監督員の承諾を受ける。	試験	承諾 検査
				6	スタッド溶接完了後の試験	(2)	スタッド溶接完了後の試験については、その結果の記録を監督員に提出する。	提出	-
				7	不合格スタッド溶接の補修	(3)	不合格スタッド溶接の補修を行った部分は全数試験を行い、その結果の記録を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	検査 承諾
		10	工事現場施工	5	建方	(6)	鉄骨に材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な荷重を負担させる場合は、補強の要否等の必要な検討を行い、検討結果を監督員に提出する。	提出	-
						(8)	建方完了後、形状及び寸法精度を確認し、監督員の検査を受ける。	-	検査

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
7	鉄骨工事	12	溶接亜鉛めっき工法	4	溶接亜鉛めっき	(6)	亜鉛メッキ完了後、溶接部等に割れを発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
8	コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事	2	補強コンクリートブロック造	3	モルタルの調合		目地幅が10ｍｍ程度以外の場合は、調合計画書を提出し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				9	ボルトその他の埋込み		ボルト、とい受金物、配管の支持金物等を壁面に埋め込む場合の埋込み箇所は、目地位置とする。ただし、これにより難い場合は監督員と協議する。	協議	協議
		3	コンクリートブロック帳壁及び塀	9	電気配管	(1)	ブロック帳壁面に、溝堀理配管を行う場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(2)	ブロックの空洞部に電気配管を行う場合は、8.2.10による。これにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		4	ＡＬＣパネル	3	外壁パネル工法	(6)	取付完了後、欠け、傷等が生じた場合は、監督員と協議のうえ、補修用モルタルを用いて補修する。	協議	協議
9	防水工事	1	一般事項	3	施工一般	(2)	防水層の施工については、監督員の検査を受ける。	-	検査
		5	塗膜防水	4	施工	(3)	コンクリートの打継ぎ箇所等で防水上不具合のある下地は、監督員と協議し、U字形にはつり、シーリング材を充填したうえ、幅100mm以上の補強布で補強塗りを行う。	協議	協議
		7	シーリング	2	材料	(2)	異種シーリング材が接する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				4	施工	(6)	施工後の確認で、不具合があった場合、監督員と協議する。	協議	協議
				5	シーリング材の試験	(1)	同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、接着性試験を省略できる。	試験	承諾
10	石工事	1	共通事項	3	施工一般	(2)	合端の見え隠れ部分を粗面仕上げとする場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	材料	3	その他の材料	(1)	特記にない取付け用モルタルを使用する場合は、専門業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
							特記にいない目地用モルタルを使用する場合は、専門業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	特記にない浸透性吸水防止剤を使用する場合は、専門業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
						(3)	特記にない石裏面処理材を使用する場合は、専門業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-

(次ページへ続く)

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
10	石工事	2	材料	3	その他の材料	(4)	特記にない裏打ち処理材を使用する場合は、専門業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
						(7)	特記にない金物の固定に使用する充填材料等を使用する場合は、専門業者の指定する製品とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
11	タイル工事	1	共通事項	6	施工前の確認		下地モルタル又は下地調整塗材に不具合が発見された場合は、直ちに監督員に報告し、不良個所を補修する。	報告	-
				7	施工後の確認及び試験	(1)	外観確認で不具合が発見された場合は、直ちに監督員に報告し、不良個所を補修する。	報告	-
						(2)	打診確認で浮き・ひび割れ等が発見された場合は、直ちに確認結果を監督員に報告し、張り直しを行う。	報告	-
						(3)	屋外のタイル張り、屋内の吹抜け部分等で施工場所の状況等により、監督員の承諾を受けて引張接着試験を省略できる。	-	承諾
							引張接着試験の試験体の位置は、監督員の指示による。	-	指示
							不合格の場合は、品質計画で定めた方法で措置し、監督員の検査を受ける。	-	検査
		2	セメントモルタルによるタイル張り	3	張付け用材料等	(2)	保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
						(5)	既製調合目地材の場合は、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
				7	養生等及び清掃	(2)	目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。使用後は、水洗いを行い、酸類が残らないようにする。	-	承諾
		3	有機系接着剤によるタイル	6	清掃	(2)	目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。使用後は、水洗いを行い、酸類が残らないようにする。 なお、金物類には酸類が掛からないように養生する。	-	承諾
12	木工事	1	共通事項	5	継手及び仕口	(4)	継手及び仕口の明示がない場合は、適切な工法を定め、監督員に報告する。	報告	-
		2	材料	1	木材	(1)	木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	JAS 1083材以外の製材は、目視で欠点がないことを全数確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(3)	JAS 1152（集成材）以外の造作用集成材等は、目視で欠点がないことを全数確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(4)	JAS 0701（単板積層材）以外の造作用単板積層材は、目視で欠点がないことを全数確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
		3	防腐防蟻処理	1	防腐・防蟻処理		JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による使用薬剤、注入量等の証明書を監督員に提出する。	提出	-
							薬剤の塗布等により処理を行った場合は、処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督員に提出する。	提出	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
13	屋根及びとい工事	3	折板葺	3	工法	(3)	やむを得ず折板の流れ方向に継手が必要となる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
14	金属工事	1	共通事項	3	工法	(1)	あと施工アンカーの施工後の確認は、引張試験とするが、軽易な場合は、監督員の承諾を受けて省略できる。	-	承諾
							不合格ロットが発生した場合は、直ちに作業を中止し、不合格の発生原因を調査して、必要な改善措置を定め、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		5	軽量鉄骨壁下地	4	工法	(6)	ダクト類の開口部の補強に当たり、取付け強度を必要とする場合は、監督員と協議する。	協議	協議
15	左官工事	1	共通事項	3	見本		施工に先立ち、見本帳又は見本塗板を監督員に提出する。	提出	-
		3	モルタル塗り	2	材料	(3)	モルタルの混和材料に使用する保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
							建具廻り等の充填モルタルの防水剤及び凍結防止剤は、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
				4	下地処理	(4)	目荒し工法においては、高圧水洗処理に先立ち試験施工を行い、目荒しの状態について監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				5	工法	(4)	壁のセメントモルタル張りタイル下地で、下地モルタル面の精度を確認し、結果を監督員に報告する。	報告	-
							壁のタイル接着剤張り下地で、コンクリート面への下地調整塗材塗りによる仕上げの精度を確認し、結果を監督員に報告する。	報告	-
							壁のセメントモルタル張りタイル下地とタイル接着剤張り下地の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りは、硬化後に浮きの確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告	-
		6	仕上塗材仕上げ	4	下地処理	(2)	外壁のコンクリート下地等のひび割れの処理方法は、監督員と協議する。	協議	協議
		10	しっくい塗り	2	材料	(1)	しっくいののりで、粉末海藻及び保水剤を使用する場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		11	こまい壁塗り	3	調合	(5)	材料の性質により15.11.3（1）～（4）までにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議
16	建具工事	8	建具用金物	2	材質、形状及び寸法	(8)	主要な金物は、見本品等により監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				4	鍵	(2)	引渡しに先立ち、錠と照合し、監督員に報告する。	報告	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
17	カーテンウォール工事	1	共通事項	1	一般事項	(2)	設計図書に定める事項以外は、監督員の承諾を受けて、カーテンウォールの製造所の仕様とすることができる。	-	承諾
				3	性能	(3)	特記がない場合の性能の確認及び判定方法については、それらを確認できる適切な資料により、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		3	PCカーテンウォール	4	製作	(2)	配筋についての特記がない場合は、配筋を定めた計算書により監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							やむを得ず、鉄筋交差部の要所を緊結ではなく溶接とする場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
18	塗装工事	1	共通事項	5	見本		仕上げの色合は、あらかじめ監督員に提出した見本帳又は見本塗板による。	提出	-
20	ユニット及びその他の工事	2	ユニット工事等	14	ブラインド	(1)	スラットの色見本を監督員に提出する。	提出	-
				15	ロールスクリーン	(3)	スクリーンの色見本を監督員に提出する。	提出	-
				16	カーテン及びカーテンレール	(2)	カーテン用生地の色見本を監督員に提出する。	提出	-
		3	プレキャストコンクリート工事	3	製作	(4)	配筋についての特記がない場合は、配筋を定めた計算書を監督員に提出する。	提出	-
						(5)	取付金物をコンクリートへの打込みではなく、あと付けとする場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
22	舗装工事	1	共通事項	3	再生材		仕様書に再生材使用の規定があるが、やむを得ず、再生材を使用しない場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	路床	4	施工	(1)	路床に工事の支障となる障害物（容易に取り除けるものを除く。）を発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(2)	切土した路床が軟弱な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(7)	添加材料による路床安定処理は、特記されたCBRを満足する添加量を適切な方法で定め、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		3	路盤	5	試験	(1)	路盤の最大乾燥密度は、JIS A 1210（突固めによる土の締固め試験方法）に基づく試験により確認し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		4	アスファルト舗装	4	配合その他	(4)	使用するアスファルト混合物の製造所において、同じ配合の試験結果がある場合又は軽易な場合は、監督員の承諾を受けて、試験練り及び試験施工を省略することができる。	-	承諾
				6	試験	(1)	舗装工事が軽易な場合は、監督員の承諾を受けて、切取り試験を省略することができる。	-	承諾
							実施配合の値を基準密度とする場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
22	舗装工事	5	コンクリート舗装	5	養生	(1)	コンクリート温度が2℃を下回るおそれのある場合、養生方法はコンクリートの初期凍害を防ぐものとし、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		6	カラー舗装	4	配合その他	(1)	軽易な場合は、監督員の承諾を受けて、加熱系混合物の見本作成を省略することができる。	-	承諾
						(2)	軽易な場合は、監督員の承諾を受けて、ニート工法及び塗布工法の配合その他の見本作成を省略することができる。	-	承諾
		7	透水性アスファルト舗装	4	配合その他	(2)	同じ配合の試験結果がある場合又は軽易な場合は、監督員の承諾を受けて、試験練り及び試験施工を省略することができる。	-	承諾
23	植栽及び屋上緑化工事	1	共通事項	3	植栽地の確認等	(2)	植栽地の排水性（透水性）及び土壌硬度の確認及び試験結果の記録を監督員に提出する。	提出	-
						(3)	上記の確認及び試験の結果、樹木等の生育に支障となるおそれがある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	植栽基盤	3	材料	(3)	土壌改良材を使用する場合は、土壌との適合性を確認し、品質を証明する資料を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
		3	植樹	2	材料	(1)	樹木について、やむを得ず栽培品以外のものを用いる場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		5	屋上緑化	3	材料	(1)	屋上緑化システムの各構成層の材質及び性能に関する実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	屋上緑化軽量システムの各構成層の材質及び性能に関する実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-

（２）建築改修工事

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	1	一般事項	3	官公署その他への届出手続	(2)	関係法令等に基づく必要な届出手続等について、届出内容をあらかじめ監督員に報告する。	報告	-
				4	工事実績情報サービス(CORINS)への登録	(1)	工事実績情報の登録予定内容について、事前に監督員の確認を受ける。	-	確認
				5	書面の書式及び取扱い	(1)	書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、公共建築工事標準書式によるほか、監督員と協議する。	協議	協議
						(3)	施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員へ提出する。	提出	-
				6	設計図書等の取扱い	(2)	第三者への使用又は閲覧の禁止について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
				7	関連工事等の調整		関連工事等について、工事全体の円滑な施工のため監督員の調整に協力する。	協力	-
				8	疑義に対する協議等	(1)	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合又は設計図書に記載がない見え隠れ部分に不具合が見られた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
					設計図書の訂正、変更	(2)	1.1.8（１）の協議の結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約書の規定による。	-	-
						(3)	1.1.8（１）の協議の結果、設計図書の訂正又は変更を行わない場合、記録を整備する。	-	-
				9	工事の一時中止に係る事項		工事の一時中断が必要となった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。	報告	-
				10	工期の変更に係る事項等	(1)	1.1.10（1）(ｱ)から(ｶ)のいずれかに該当し、全体工程に影響を及ぼす場合は、監督員に報告する。	報告	-
						(2)	工期の変更協議には、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。	提出	-
				11	特許の出願等		施工上から必要な材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。	協議	協議
				12	埋蔵文化財その他の物件		埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。	報告	指示
		2	工事関係図書	1	実施工程表	(1)	工事の着手に先立ち、関係者と調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(3)	契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の変更が生じた場合は、直ちに変更し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(4)	上記以外により、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに適切な措置を講ずる。	報告	-
						(5)	週間工程表、月間工程表、工種別工程表を監督員に提出する。	提出	指示

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	共通事項	2	工事関係図書	2	施工計画書	(1)	工事の着手に先立ち総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。	提出	-
						(3)	当該工事の施工に先立ち工種別施工計画書を作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、作成を省略可。	提出	承諾
						(4)	総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(5)	施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、適切な措置を講ずる。	報告	-
				3	施工図等	(1)	施工に先立ち、監督員から施工図等の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、作成省略。	-	承諾
						(3)	施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。	報告	承諾
				4	工事の記録等	(2)	監督員が指示した事項及び監督員との協議の結果について、記録を整備する、	記録	-
						(4)	適切な施工であることの証明を監督員の指示により、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。	-	指示
						(5)	監督員から請求されたときは、工事の記録等を監督員に提示し、又は提出する。	提出	-
		3	工事現場管理	2	施工管理技術者	(2)	資格等の能力を証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
				3	電気保安技術者	(2)	電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
						(3)	電気保安技術者は監督員の指示に従い業務を行う。	-	指示
				4	工事用電力設備の保安責任者	(1)	工事用電力設備の保安責任者を定め、監督員に報告する。	報告	-
				5	施工条件	(1)	行政機関の休日における工事の施工については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				6	品質管理	(2)	必要に応じて、品質について監督員の検査を受ける。	-	検査
						(3)	品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				7	施工中の安全確保	(4)	施工箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対し支障がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議

(次ページへ続く)

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	共通事項	3	工事現場管理	7	施工中の安全確保	(5)	近隣等との折衝について記録し、直ちに監督員に報告する。	報告	-
							地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。	報告	-
							第三者からの要求又は苦情に対し、緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督員に報告のうえ、対応を行う。	報告	-
				10	災害等発生時の安全確保		災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を最優先し、二次災害防止に努め、直ちに監督員に報告する。	報告	-
				12	発生材の処理等	(1)	設計図書に定められた以外の発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(2)	発生材のうち、引渡しを要するものの引渡し（保管）場所については、監督員の指示を受ける。	-	指示
							発生材のうち、引渡しを要するものについては、調書を作成して、監督員に提出する。	提出	-
							発生材のうち再資源化を図るものと指定されたものについては、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのち調書を作成して監督員に提出する。	提出	-
							上記以外の発生材は、全て場外搬出し、関係法令に従い適切に処理のうえ、監督員に報告する。	報告	-
						(4)	特別管理産業廃棄物の施工計画調査結果は、調書に取りまとめ、監督員に提出する。	提出	-
				13	既存部分等への処置	(3)	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。	報告	承諾
		4	材料	2	材料の品質等	(2)	使用材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS若しくはJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。	提出 -	- 承諾
						(3)	製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書等を監督員に提出する。	提出	-
						(4)	工事現場でコンクリート工事に使用するせき板の材料として合板を使用する場合、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に報告する。	報告	-
						(5)	調合を要する材料については、調合に先立ち調合表等を監督員に提出する。	提出	-
						(6)	設計図書に定める材料の見本を提示又は提出する。	提出	-
							材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督員の承諾を受ける。	-	承諾

章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
1	共通事項	4	材料	3	材料の搬入		材料の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	報告	承諾
				4	材料の検査等	(1)	現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾 検査
						(2)	一度検査合格した材料と同じ種別の材料は、以後、抽出検査とするが、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
				5	材料の検査に伴う試験	(1)	材料の品質及び性能を証明する試験の方法が設計図書に定められていない場合は、監督員の承諾を受けた試験の方法とする。	試験	承諾
						(2)	試験に先立ち試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							試験実施場所の決定については、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(3)	試験は、原則として監督員の立会いを受けて実施する。ただし、あらかじめ承諾を受けた場合はこの限りでない。	試験	承諾 立会
						(4)	試験結果は、監督員に報告する。	報告	-
				6	材料の保管		破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。	-	指示
		5	石綿含有建材の調査	1	事前調査		事前調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等、現地での目視により確認し、結果を監督員に提出する。	提出	-
							調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		6	施工調査	2	施工数量調査	(2)	施工着手前の施工数量調査の結果を監督員に報告し、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。	報告 協議	- 協議
		7	施工	1	施工	(2)	コンクリート打ち込み等により、関連する工事の設備等が隠ぺい状態となる部分については、その関連工事等の施工の検査が完了するまで施工してはならない。ただし、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
				2	技能士	(3)	技能士の資格を証明する資料（=技能報告書）を監督員に提出する。ただし、施工計画書に記載し、資格証明等を添付することで省略可能。	提出	-
				3	技能資格者	(2)	技能資格者の資格等の能力を証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
				4	一工程の施工の確認及び報告		一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で監督員の指示を受けたときは、適合確認を行い、適時、監督員に報告する。この場合において、確認・報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。	確認 報告	指示 承諾
				5	施工の検査等	(1)	設計図書に定められた場合は、一工程の確認を報告した場合及び監督員から指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。	-	検査
						(2)	上記の検査に合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示

(次ページへ続く)

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	共通事項	7	施工	5	施工の検査等	(3)	見本施工の実施が特記された場合は、見本施工を行い、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				6	施工の検査等に伴う試験		試験計画書・試験場所	-	承諾
							試験の実施及び結果	-	承諾
				7	総合試運転調整		防火設備等以外で関連工事等との総合試運転調整を行う場合の事項については、監督員と協議する。	協議	協議
				8	施工の立会い	(1)	設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。監督員立会確認記録は、工程表又は、打合せ記録に集約することができる。	-	指示 立会
				9	工法の提案		設計図書に定められた工法等以外で、所定の品質及び性能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法、生産性向上に有効な工法等の提案がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				10	化学物質の濃度測定	(3)	室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の測定結果を監督員に提出する。	提出	-
		8	工事検査及び技術検査	1	工事検査	(1)	工事を完了したときは、工事完成の通知(=工事完了届)を監督員に提出する。※契約時に日付及び金額抜きであらかじめ提出する。	提出	-
						(2)	契約書に規定する部分払いを請求する場合は、出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受ける。	請求	指示
		9	完成図等	2	完成図		完成図は、工事完成時における建物の状態を表現し、種類及び記入内容は特記による。特記がなければ、表1.9.1のうち監督員の指示するものとする。	-	指示
				3	保全に関する資料	(2)	保全に関する資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。	協議	協議
2	仮設工事	3	養生	1	既存部分の養生	(3)	既存部分における既存家具、既存設備等の養生方法は、特記による。特記がなければ、監督員の承諾を受けて、ビニールシート等で養生を行う。	-	承諾
						(7)	天候の急変のおそれのあるときは、漏水等に対する適切な養生を行い、監督員に報告する。	報告	-
						(8)	下階に漏水等のおそれのある工事を行うときは、監督員と協議する。	協議	協議
		4	仮設物	1	監督員事務所等	(2)	監督員事務所に設ける設備は、特記がなければ、監督員と協議する。	協議	協議
				2	危険物貯蔵所		やむを得ず工事目的物の一部を危険物置き場とする場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		5	仮設物撤去等	1	仮設物撤去等	(2)	工事の進捗上又は工事現場内の建築物等の使用上、仮設物が障害となり、かつ、仮設物を移転する場所が無い場合において工事目的物の一部を仮設物の移転先として使用する場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
3	防水改修工事	1	共通事項	3	施工一般	(1)	既存の保護層、防水層、シーリング材、とい、アルミニウム製笠木等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法が不適当な場合は、監督員と協議する。	協議	協議

(次ページへ続く)

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
3	防水改修工事	1	共通事項	3	施工一般	(3)	防水層の施工に当たっては、監督員の検査を受ける。	-	検査
						(5)	特定の養生が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				5	有害物質を含む材料の処理	(2)	改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	既存防水層の処理	3	既存保護層等の撤去		既存保護層等の撤去で、やむを得ず、質量15kg以上のハンドブレーカー等を使用する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				5	ルーフドレン回りの処理	(1)	ルーフドレンの損傷、腐食、納まり等により、漏水のおそれがある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				6	既存下地の処理	(2)	（ア）P1B工法、P1BⅠ工法、P1E工法、P1Y工法及びP1S工法 ・部分的な水はけ不良や勾配不良がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							（イ）M3AS工法、M3ASⅠ工法、M3D工法及びM3DⅠ工法 ・部分的な水はけ不良がある場合は、ポリマーセメントモルタルで補修する。ただし、勾配不良が見られる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(3)	（ア）P2A工法、P2AⅠ工法、P2E工法及びP2Y工法 ・次のいずれかの場合は、監督員と協議する。 ①既存防水層の表面が劣化により含水し、バーナーで熱したときに気泡が生じる場合 ②既存防水層の表面が劣化し、既存防水層の膨れや浮きが全体にわたっている場合 ③既存防水層にストレッチルーフィングが挿入されていない場合	協議	協議
							（イ）M4AS工法、M4ASI工法、M4C工法及びM4DI工法 ・既存防水層が絶縁工法の場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							（ウ）M4S工法及びM4SⅠ工法 ・既存防水層のふくれや浮きが全体にわたる場合は、監督員と協議する。 ・既存下地がぜい弱等で、固定金具の取付強度や固定強度が不十分な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							（エ）S4S工法及びS4SⅠ工法（接着工法） ・既存防水層の表面の著しい劣化、既存防水層と下地の接着強度不足又は既存防水層のふくれや浮きが全体にわたる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							（オ）S4S工法及びS4SⅠ工法（機械的固定工法） ・既存防水層のふくれや浮きが全体にわたる場合は、監督員と協議する。 ・既存下地のぜい弱等で、固定金具の固定強度が不十分な場合は、監督員と協議する。	協議	協議

(次ページへ続く)

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
3	防水改修工事	2	既存防水層の処理	6	既存下地の処理	(4)	（ウ）P0S工法及びP0SⅠ工法（機械的固定工法） ・既存下地がぜい弱等で、固定金具の固定強度や取付強度が不十分な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(6)	設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部等の納まり部の処理で、特記がなければ、監督員と協議する。	協議	協議
		3	アスファルト防水	3	種別及び工程		P0D工法、P0DI工法の場合で、アスファルトプライマーの吸込みが著しく、工程１の使用量で不足する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		7	シーリング	2	材料	(2)	異種シーリング材が接する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				4	シーリング充填工法	(4)	2成分形シーリング材は、製造所の指定する配合により練り混ぜて、可使時間内に使用する。また、練り混ぜたシーリング材は、1組の作業班が1日に行った施工箇所を1ロットとして、各ロットごとにサンプリングを行い、サンプリング試料を整理して監督員の求めに応じて提示する。	提示	請求
						(6)	外部シーリングの施工後の確認の結果、不具合があった場合は、監督員と協議を行う。	協議	協議
				8	シーリング材の試験	(1)	外部に面するシーリング材については、施工に先立ち接着性試験を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。	-	承諾
						(2)	接着性試験は、簡易接着性試験又は引張接着性試験とし、適用は特記による。特記がなければ、簡易接着性試験とする。ただし、これらの試験によることが困難となる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		9	アルミニウム製笠木	3	工法	(1)	既存笠木等を撤去した後、下地となる構造体の寸法及び形状により標仕の3.9.2(3)によることが困難な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
4	外壁改修工事	1	共通事項	6	有害物質を含む材料の処理	(2)	改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	コンクリート打放仕上外壁の改修	2	ひび割れ部改修共通事項		ひび割れ部から漏水している場合又は錆汁が出ている場合は、改修方法について事前に監督員と協議する。	協議	協議
				3	欠損部改修共通事項	(2)	部分的に露出している鉄筋、アンカー金物等がある場合は、監督員と協議し、健全部が露出するまで、コンクリートをはつり、ワイヤーブラシ等でケレンを行い錆を除去して鉄筋コンクリート用防錆剤等を塗り付け、防錆処理を行う。	協議	協議
						(3)	損傷が著しい部分の下地処理、補強等については、監督員と協議する。	協議	協議
				4	材料	(2)	Uカットシール材充填工法用のポリマーセメントモルタルは、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
4	外壁改修工事	2	コンクリート打放仕上外壁の改修	5	樹脂注入工法	(1)	エポキシ樹脂注入の施工に当たり、使用した注入量を測定し、監督員に報告する。	報告	-
						(3)	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法において、壁裏面に注入材料が漏れるおそれのある場合は、監督員と協議し、壁裏面に仮止めシール材を行うか、又は、壁裏面から流出しない粘度の注入量を使用する。	協議	協議
						(6)	ひび割れ部の注入状況の確認結果を監督員に報告する。	報告	-
				6	Uカットシール材充填工法	(3)	2成分形シーリング材を用いて充填する場合は、1組の作業班が1日に行った施工箇所を1ロットとして、各ロットごとにサンプリングを行う。なお、サンプリング試料は、整理して監督員の求めに応じて提示する。	提示	請求
				8	充填工法	(4)	充填材の仕上り状態及び硬化状態を目視及び接触により確認し、その結果を監督員に報告する。	報告	-
		3	モルタル塗り仕上外壁の改修	2	ひび割れ部改修共通事項	(1)	ひび割れ部から漏水が見られる場合、ひび割れ部周辺のモルタルに浮きが見られる場合又はひび割れ部から錆汁が出ている場合は、改修方法について事前に監督員と協議する。	協議	協議
						(2)	モルタルを撤去する場合は、モルタル撤去後に、コンクリート面の露出したひび割れを確認し、監督員に報告する。	報告	-
							コンクリート面のひび割れ部の改修方法について、監督員と協議する。	協議	協議
				3	欠損部改修共通事項		標仕4.3.3による。	-	-
				5	材料	(5)	モルタル塗替え工法用混和材料の保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
						(6)	アンカーピンニング注入工法用のポリマーセメントスラリーは、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
				6	樹脂注入工法		工法は、標仕4.2.5(1)から(5)までによる。	-	-
				7	Uカットシール材充填工法		工法は、標仕4.2.6による。	-	-
				8	シール工法		工法は、標仕4.2.7による。	-	-
				9	充填工法		工法は、標仕4.2.8(3)に、　確認は、標仕4.2.8(4)による。	-	-
				10	モルタル塗替え工法	(3)	下地処理については、高圧水洗処理に先立ち試験施工を行い、目荒しの状態について監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				11	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	(4)	穿孔内の乾燥状態を確認し、躯体コンクリート内の漏水等により湿潤状態にあるときは、監督員と協議する。	協議	協議
						(5)	穿孔部の浮きの状況を確認し、注入量に疑義がある場合又は著しい浮きが確認された場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(12)	アンカーピン固定部のエポキシ樹脂の広がり、固着状況について全数テストハンマーの打診により確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告	-
							確認されたアンカーピンの固着不良個所の補修は、監督員の承諾を受けて行う。	-	承諾

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
4	外壁改修工事	3	モルタル塗り仕上外壁の改修	12	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	(9)	注入材料の硬化後、アンカーピン固定部、注入部及びその周辺500mm程度にわたり、打診により浮きについて確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告	-
							確認された浮き部の補修は、監督員の承諾を受けて行う。	-	承諾
				14	注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	(4)	穿孔内の乾燥状況を確認し、躯体コンクリート内の漏水等により湿潤状態のときは監督員と協議する。	協議	協議
						(5)	穿孔部の浮きの状況を確認し、注入量に疑義がある場合又は著しい浮きが確認された場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		4	タイル張り仕上げ外壁の改修	2	ひび割れ部改修共通事項	(1)	ひび割れ部から漏水が見られる場合、ひび割れ部周辺のタイルに浮きが見られる場合又はひび割れ部から錆汁が出ている場合は、改修方法について事前に監督員と協議する。	協議	協議
						(2)	タイル張り仕上げを撤去して、ひび割れ部を改修する場合は、タイル等の撤去後に露出したコンクリート又はモルタルの表面のひび割れを確認し監督員に報告する。	報告	-
							露出したコンクリートの表面又はモルタルの表面のひび割れ部の改修方法について、監督員と協議する。	協議	協議
				5	材料	(4)	タイル張替え工法用の貼付けモルタルの保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
				6	樹脂注入工法		標仕4.2.5(1)から(5)による。	-	-
				8	タイル張替え工法	(5)	タイル張りに先立ち、下地モルタル又は下地調整塗材について4.4.8(5)(a)～(c)の確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに結果を監督員に報告し、不良個所を補修する。	報告	-
						(6)	タイル張り完了後、4.4.8(6)(ｱ)①～②について、目視で外観の確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに結果を監督員に報告し、不良個所を補修する。	報告	-
							浮き、ひび割れ等が発見された場合は、直ちに全面にわたり打診を行い、結果を監督員に報告し、張り直しを行う。	報告	-
							タイル張りは、4.4.8(6)(ｳ)①～④により引張接着試験を行う。ただし、施工場所の状況等により、監督員の承諾を受けて、省略することができる。	-	承諾
							・試験体の位置は、監督員の指示による。	-	指示
							・不合格の場合は、標仕1.2.2〔施工計画書〕の品質計画として定めた方法で措置し、監督員の検査を受ける。	-	検査
						(7)	セメントモルタルによるタイル張りの下地及びタイルごしらえの下地モルタル面の仕上げ精度について確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告	-
							下地モルタル塗りの硬化後、浮きについて確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告	-
							セメントモルタルによるタイル張りにおいて、目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。	-	承諾

(次ページへ続く)

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
4	外壁改修工事	4	タイル張り仕上げ外壁の改修	8	タイル張替え工法	(8)	有機系接着剤によるタイル張りで、タイル接着剤張り下地等の下地調整塗材塗りの仕上げ精度について確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告	-
							下地調整材塗りの硬化後、浮きについて確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告	-
							有機系接着剤によるタイル張りにおいて、目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。	-	承諾
				9	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法		工法は、標仕4.3.11による。	-	-
				10	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法		工法は、標仕4.3.12による。	-	-
				11	アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法		工法は、標仕4.3.13による。	-	-
				12	注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法		工法は、標仕4.3.14による。	-	-
				13	注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法		工法は、標仕4.3.15による。	-	-
				14	注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法		工法は、標仕4.3.16による。	-	-
				15	注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法		工法は、標仕4.4.15又は標仕4.3.14による。	-	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
4	外壁改修工事	4	タイル張り仕上外壁の改修	16	目地改修工法	(2)	目地の切込みに先立ち、伸縮調整目地位置とタイル目地の取合いについて確認し、目地の改修工法について、監督員と協議する。	協議	協議
							既存タイル面の切断に当たり、タイルが浮くなどのおそれがある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		5	仕上塗材仕上外壁等の改修	2	材料	(10)	塗膜はく離剤は、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
				4	既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整	(4)	高圧水洗機の加圧力については、コンクリート表面及び既存塗膜の付着強度により異なるため、試験施工を行い、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(5)	塗膜はく離剤については、試験施工を行い、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
5	建具改修工事	1	共通事項	3	改修工法	(3)	施工に先立ち設計図書に特記された補修範囲を確認し、必要に応じて監督員と協議する。	協議	協議
				8	有害物質を含む材料の処理	(2)	改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	アルミニウム製建具	5	工法	(2)	かぶせ工法での取付けにおいて、既存枠に十分な耐力が期待できない場合は、補強板、あと施工アンカー等の併用について監督員と協議する。	協議	協議
							かぶせ工法での取付けにおいて、既存枠へ新規に建具を取り付ける場合、やむを得ず溶接留めとする場合は、監督員と協議し、溶接スラグを取り除き、溶接部分には表7.4.2のAz種の塗料を1回塗りする。	協議	協議
		5	鋼製軽量建具	6	標準型鋼製軽量建具		錠類は、表5.8.1による品質を満たした建具の製造所の仕様によるものとし、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		8	建具用金物	2	材質、形状及び寸法	(8)	主要な金物は、見本品等により、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				4	鍵	(2)	鍵は、引渡しに先立ち、錠と照合し、監督員に報告する。	報告	-
6	内装改修工事	1	共通事項	3	他の部位との取合い等	(1)	既存間仕切壁の撤去時に、その壁の取合う天井等の納まりを調べ、補強等が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(4)	既存天井の撤去に当たり、その天井の取合う壁面、建具、ブラインドボックス等の納まりを調べ、補強等が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				4	有害物質を含む材料の処理	(2)	改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	既存床の撤去及び下地補修	2	工法	(2)	既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理において、仕上材の張付けに支障となる著しいひび割れ及び欠損部を補修する場合は、監督員と協議する。	協議	協議

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
6	内装改修工事	3	既存壁の撤去及び下地補修	2	工法	(1)	既存のコンクリート間仕切壁の撤去作業において、柱、梁、壁、床等の他構造体に損傷を与えた場合の補修は、監督員と協議する。	協議	協議
		5	木下地等	1	一般事項	(4)	継手及び仕口が明示されていない場合は、適切な工法を検討し、その実施について監督員に報告する。	報告	-
				2	木材	(1)	木材、合板等については、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	JAS 1083(製材)以外の「製材」については、目視による欠点がないことを全数確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(3)	JAS 1152(集成材)以外の「造作用集成材等」については、目視による欠点がないことを全数確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(4)	JAS 0701(単板積層材)以外の「造作用単板積層材」については、目視による欠点がないことを全数確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
				5	防腐・防蟻・防虫処理等	(1)	木材への防腐・防蟻処理で、JIS A 9002(木質材料の加圧式保存処理方法)に基づく使用薬剤、注入量等の証明書を監督員に提出する。	提出	-
							薬剤の塗布等により処理を行った場合は、処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督員に提出する。	提出	-
		7	軽量鉄骨壁下地	4	工法	(6)	ダクト類の開口部の補強にあたり、取付強度を必要とする場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		15	モルタル塗り	3	材料	(3)	モルタル混和材の保水剤については、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
							建具廻り等の充填モルタルに使用する防水剤及び凍結防止剤の実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
				6	工法	(3)	タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りにおける壁下地モルタル面の仕上げに当たっては、その精度について確認を行い、その結果を監督員に報告する。	報告	-
		16	タイル張り	2	施工一般	(4)	タイル張りに先立ち、下地モルタル又は下地調整塗材について、6.16.2(4)(a)～(c)の確認で不具合が発見された場合は、直ちに結果を監督員に報告し、不良個所を補修する。	報告	-
						(5)	タイル張り完了後、目視で外観の確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに結果を監督員に報告し、不良個所を補修する。	報告	-
					(次ページへ続く)		浮き、ひび割れ等が発見された場合は、直ちに6.16.2(5)(ｳ)(a)による確認結果を監督員に報告し、張り直しを行う。	報告	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
6	内装改修工事	16	タイル張り	2	施工一般	(5)	吹抜け部等の壁タイル張りの引張接着試験は、施工場所の状況等により、監督員の承諾を受けて省略できる。	-	承諾
							試験体の位置は、監督員の指示による。	-	指示
							引張接着試験に不合格の場合は、1.2.2〔施工計画書〕の品質計画として定めた方法で措置し、監督員の検査を受ける。	-	検査
				3	セメントモルタルによるタイル張り	(2)	張付けモルタル用混和剤の保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
							既調合目地材の場合は、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
						(7)	目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。	-	承諾
				4	有機系材接着剤によるタイル張り	(5)	目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。	-	承諾
7	塗装改修工事	1	共通事項	5	見本		仕上げの色合は、あらかじめ監督員に提出した見本帳又は見本塗板による。	提出	-
				8	有害物質を含む材料の処理		改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることが発見された場合は、監督員と協議する。	協議	協議
8	耐震改修工事	1	共通事項	5	鉄骨製作工場	(3)	選定した鉄骨製作工場の加工能力等を証明する資料を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
						(4)	選定した鉄骨製作工場の品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出する。	提出	-
				7	有害物質を含む材料の処理		改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	材料	5	コンクリートの材料及び調合	(2)	砂利及び砂は、監督員の承諾を受けて、次にできる。 ①絶乾密度は、2.4g/cm3以上 ②吸水率は、4.0％以下	-	承諾
							基礎等で断面が大きく、鉄筋量が比較的少ない場合は、監督員の承諾を受けて、8.3.5の範囲で、砕石、高炉スラグ粗骨材及び再生粗骨材Hは25mm、砂利は40mmにできる。	-	承諾
						(5)	8.2.5(5)(f)①～③以外の混和材料の使用方法及び使用量は、特記による。特記がなければ、使用方法及び使用量の分かる資料を監督員に提出し、その承諾を受ける。	-	承諾
							調合管理強度の確認は、材齢28日の圧縮強度によるが、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
				7	型枠の材料	(1)	コンクリート打放し仕上げ以外のせき板で、8.2.7(2)(ｲ)以外は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(3)	スラブのせき板として床型枠用鋼製デッキプレートを用いる場合は、上面が平たんなものとし、製造所の仕様等の資料を監督員に提出する。	提出	-
				12	柱底均しモルタル及びグラウト材	(2)	グラウト材は、無収縮グラウト材とし、実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
8	耐震改修工事	2	材料	14	鋼材の材料試験等	(2)	標仕1.4.4〔材料の検査等〕(4)のJIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は、規格品証明書とする。ただし、監督員の承諾を受けて、その他規格を証明できる資料に代えることができる。	-	承諾
		3	鉄筋の加工及び組立	1	加工及び組立一般	(1)	主要な配筋は、コンクリートの打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり厚さ、間隔、相互のあき、位置等について、監督員の検査を受ける。	-	検査
				8	ガス圧接	(7)	鉄筋の圧接前の端面の8.3.8(7)(ｱ)、(ｲ)の処理は、圧接作業当日に行い、その状態を確認すること。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(11)	超音波探傷試験で不合格となった場合、直ちに作業を中止し、不合格の原因を調査するとともに、工事再開に当たり、再発防止に必要な措置を定め、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							不合格となった圧接部は、監督員と協議を行い、圧接部を切り取って再圧接する。	協議	協議
							不合格圧接部への措置をとった後、その記録を整理し、監督員に提出する。	提出	-
		4	鉄筋の機械式継手及び溶接継手	2	機械式継手	(5)	ねじ節鉄筋継手の外観試験の結果、不合格となった場合の措置として、合わせマークがズレていない場合は、監督員と協議する。		
							・端部ねじ加工継手の場合、必要な挿入長さが確保できない場合の措置は、監督員と協議する。 ・継手の両側の固定ナットとカップラーの合わせマークがズレていない場合又はズレが所定量ない場合で、トルクが規定値まで導入できない場合の措置は、監督員と協議する。	協議	協議
				3	溶接継手	(5)	超音波探傷試験で不合格となった場合、直ちに作業を中止し、不合格の原因を調査するとともに、監督員と協議を行い、溶接部を切り取って再溶接する。	協議	協議
							不合格部への措置後、記録を整理し、監督員に提出する。	提出	-
		5	レディミクストコンクリート工場の選定,コンクリートの製造及び運搬	1	レディミクストコンクリート工場の選定		工事開始に先立ち、8.5.1(ｱ)～(ｵ)によりレディミクストコンクリート工場を選定し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							Ⅱ類のコンクリートの場合は、JIS A 5308(レディミクストコンクリート)の規定と照合して、8.1.4に規定する品質のコンクリートが製造できることを示す資料を監督員に提出する。	提出	-
				3	コンクリートの製造及び発注	(5)	呼び強度を保証する材齢は、28日とする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
						(6)	製造に先立ちレディミクストコンクリート工場の配合計画書を提出し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
8	耐震改修工事	6	コンクリートの品質管理	1	品質管理一般	(1)	Ⅰ類のコンクリートの場合、品質管理の試験結果及びレディミクストコンクリート工場が行うJIS A 5308による品質管理の試験結果を確認し、監督員に報告する。	報告	-
							Ⅱ類のコンクリートの場合は、JIS A 5308により品質管理を行い、試験結果を監督員に報告する。	報告	-
				5	調合管理強度	(2)	調合管理強度の試験及び判定は、8.8.3及び8.8.4による	-	-
		7	コンクリートの向上現場内運搬、打込み及び締固め	1	工事現場内運搬	(3)	圧送後のモルタルは、型枠内に打ち込んではならない。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				2	コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間	(2)	凝結を遅らせるなどの措置を講ずる場合は、監督員の承諾を受けて、コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間を変えることができる。	-	承諾
				4	打継ぎ	(1)	耐震改修工事において新規に打ち込むコンクリートは、打継ぎを設けてはならない。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				8	型枠工事	(2)	コンクリートの打ち込みに先立ち型枠の組立状態を確認し、監督員に報告する。	報告	-
						(3)	コンクリートの圧縮強度を圧縮強度試験により確認する場合は、8.8.3によるコンクリートの試験結果及び関係法令等に基づく安全を確認するための資料により、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							コンクリートの圧縮強度を「型枠及び支柱の取り外しに関する基準を定める件」(昭和46年1月29日建設省告示第110号)第1第一号ロに基づき定める場合は、コンクリートの圧縮強度の計算結果により、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		8	コンクリートの試験等	1	一般事項		コンクリートの試験及び構造体コンクリートの仕上りの確認に適用する。ただし、軽易なコンクリート工事の場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略できる。	-	承諾
				3	コンクリートの強度試験	(1)	表8.8.2「供試体の作製方法」適切な間隔をあけた３台の運搬車から試料を採取し、１台につき１個（合計３個）の供試体を作成するが、これにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				4	調合管理強度の判定	(1)	調合管理強度の判定は、３階の試験により行い、8.8.4(１)(ｱ)及び(ｲ)を満足すれば合格とする。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(2)	不合格の場合、その原因調査し必要な措置を定め、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				5	構造体コンクリート強度の判定	(2)	不合格の場合は、監督員の承諾を受け、JIS A 1107（コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法）その他の適切な試験方法により構造体コンクリート強度を確認する。また、必要な措置を定め、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				6	構造体コンクリートの仕上りの確認	(2)	部材の位置、断面寸法、表面の仕上り状態、仕上りの平たんさ、打込み欠陥部及びひび割れについて確認を行い、監督員に報告する。	報告	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
8	耐震改修工事	8	コンクリートの試験等	6	構造体コンクリートの仕上りの確認	(3)	確認結果が、設計図書に適合しない場合は、必要な措置を定め、監督員の承諾を受ける。また、承諾を受けた方法により補修を行い、補修後直ちに監督員の検査を受ける。	-	承諾 検査
						(4)	かぶり厚さ不足の兆候の有無について目視で確認を行い、監督員に報告する。かぶり厚さ不足の兆候がある場合は、必要な措置を定めて監督員の承諾を受けた方法により補修を行い、補修後直ちに監督員の検査を受ける。	-	承諾 検査
		10	暑中コンクリート	3	製造及び打込み	(1)	荷卸し時のコンクリート温度は、35℃以下とする。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		12	あと施工アンカー工事	4	穿孔	(3)	埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員と協議する。	協議	協議
						(5)	穿孔された孔内に水分、豆板、ひび割れ等が確認された場合、監督員と協議する。	協議	協議
				7	施工確認試験		不合格となった場合は、直ちに作業を中止し、不合格の発生原因を調査するとともに、必要な改善措置を定め、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							試験の結果、不合格となったあと施工アンカーは、監督員と協議を行い、再施工する。	協議	協議
		13	鉄骨工作	8	ボルト孔	(2)	レーザー穴あけとする場合、監督員と協議する。	協議	協議
				9	仮設用部材の取付等	(1)	仮設のため、鉄骨に補助材を取り付け、又は貫通孔の設置等の必要がある場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		14	高力ボルト接合	8	締付け後の確認	(4)	締付け後の確認結果を記録し、監督員の検査を受ける。	-	検査
				9	締付け機器及び確認用機器	(2)	トルクコントロール法による締付けを行う場合は、毎日1回作業開始前に、JASS 6 6.4[高力ボルトの締付け]b.(4)に準じて締付け機器の調整を行い、その結果を記録する。ただし、あらかじめ監督員と協議した場合は、この限りでない。	協議	協議
		15	溶接接合	3	溶接作業を行う技能資格者	(4)	技能資格者の能力に疑いを生じた場合は、工事に相応した試験を行い、その適否を判定し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				7	溶接施工	(1)	完全溶込み溶接又は部分溶込み溶接の場合、溶接部の始端及び終端部に適切な材質、形状及び長さをもった鋼製エンドタブを用いる。但し、鉄骨製作工場に十分な実績があり、溶接部の品質が確保できると判断され、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
							アークストライクを起こした場合は、その措置について監督員と協議する。	協議	協議
				10	溶接部等の確認	(1)	溶接の着手前、作業中及び完了後に、8.15.10(1)(ｱ)から(ｳ)に記載する項目について確認を行い、その結果の記録を監督員に提出する。	提出	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
8	耐震改修工事	15	溶接接合	11	溶接部の試験を行う技能資格者	(2)	溶接部の試験を行う技能資格者は、8.15.11(２)(ｱ)～(ｲ)に所属することとし、組織体制、所有する探傷機器、技能資格者、試験の実績等の資料を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
				12	溶接部の試験	(1)	技能資格者が行う溶接部の試験は8.15.12(1)(ｱ)～(ｳ)により、試験結果の記録を監督員に提出する。	提出	-
				13	溶接部の不合格箇所の補修	(2)	溶接により母材に割れが入った場合又は溶接割れの範囲が局部的でない場合は、その措置について監督員と協議する。	協議	協議
						(3)	補修を行った全ての溶接部について、8.15.10に準ずる確認及び8.15.12に準ずる試験結果の記録を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
		16	スタッド溶接	2	スタッド溶接作業を行う技能資格者	(2)	スタッド溶接作業の技能資格者の能力に疑いを生じた場合は、工事に相応した試験を行い、その適否を判定し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				6	スタッド溶接完了後の試験	(2)	8.16.6(1)の試験結果の記録を監督員に提出し、不合格となったスタッドは、8.16.7による補修を行う。	提出	-
				7	不合格スタッド溶接の補修	(3)	打直しを行った全てのスタッドに対し、8.16.6(1)(ｱ)に準じて試験を行い、その結果の記録を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
		19	鉄骨の工事現場施工	3	現場組立	(7)	組立の完了後、形状及び寸法精度を確認し、監督員の検査を受ける。	-	検査
		20	溶融亜鉛めっき工法	4	溶融亜鉛めっき	(6)	外観試験を行い、溶接部に割れ等を認めた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		21	現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	2	既存部分の撤去等	(1)	工事に支障となる設備機器、配管等の撤去及び移設において、特記以外に支障となるものがある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(3)	既存構造体の寸法を実測し、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				3	既存部分の処理	(4)	既存構造体にひび割れや欠損等の不良部分がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				8	コンクリートの打込み	(2)	型枠の上部に流し込み用の開口を設けるが、当該階からの打ち込みが困難な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							流し込み工法において、打込み区画は、1層1スパンの壁ごととし、打継ぎを設けない。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
8	耐震改修工事	21	現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設	8	コンクリートの打込み	(3)	圧入工法において、打込み区画は、1層1スパンの壁ごととし、打継ぎを設けない。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		22	鉄骨ブレースの設置工事	6	鉄骨ブレースの設置	(1)	部材の形状が、搬入及び組立において設計図書により難い場合は、あらかじめ監督員と協議する。	協議	協議
		23	柱補強工事	6	鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法	(1)	部材の形状が、搬入及び組立において設計図書により難い場合は、あらかじめ監督員と協議する。	協議	協議
						(2)	鋼板等の組立後、監督員の検査を受ける。	-	検査
		24	連続繊維補強工事	6	施工	(1)	コンクリート表面を削り取り、断面修復材、下地調整材等で平滑にすることが困難な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(2)	コンクリート表面が十分に乾燥していない場合のプライマー塗布は、必要な対策について監督員と協議する。	協議	協議
						(4)	連続繊維シートの貼付けで、しわ、気泡、液溜り等が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		25	耐震スリット新設工事	2	施工	(4)	撤去部の補修において、特記がない場合は、撤去材と同一材で補修する。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		26	免震改修工事	4	掘削に伴う調査	(2)	給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて応急処置を行い、監督員及び関係者と協議する。	協議	協議
				17	維持管理要領	(1)	当該建築物の維持管理要領を作成し、保全に関する資料として監督員に提出する。	提出	-
		27	制震改修工事	3	既存部分の処理	(2)	既存鉄骨に発錆等の不良部分がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		28	土工事及び地業工事	2	既存杭の撤去等	(2)	撤去、改修等を行う既存杭の位置、寸法等を実測し、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				3	土工事	(2)	給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて応急処置を行い、監督員及び関係者と協議する。	協議	協議
							工事に支障となる障害物を発見した場合は、関係者と協議する。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りでない。	協議	協議

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
8	耐震改修工事	28	土工事及び地業工事	3	土工事		根切り底の地盤を攪乱した場合は、監督員の承諾を受け、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な措置を講ずる。	-	承諾
							根切り底の状態、土質及び深さを確認し、監督員の検査を受ける。なお、設計図書に定められた支持地盤と異なる場合は、監督員と協議する。	- 協議	検査 協議
							予想外の出水等により施工上重大な支障を生じた場合は、直ちに監督員と協議する。	協議	協議
							埋戻し部分の型枠等を存置する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							埋戻し及び盛土の材料並びに工法で、表8.28.1のB種又はC種で良質土と認められない場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(3)	山留め設置期間中に、異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じ、監督員に報告する。	報告	-
				4	地業工事	(1)	施工状況等については、随時、監督員に報告する。	報告	-
							杭地業において、8.28.4(1)(ｶ)(a)～(f)までのいずれかに該当する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				4	地業工事	(2)	試験は、監督員の立会いのもと行い、その後の施工について、監督員と協議する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	協議	協議 承諾
							報告書の記載内容は、8.28.4(2)(ｴ)(a)①～⑦により、施工完了後、監督員に提出する。	提出	-
							試験杭にて採取した土砂は、土質資料として整理し、報告書と共に、監督員に提出する。	提出	-
						(3)	専門工事業者が工事の規模に相応した施工機械、施工体制、施工実績等を有していることを証明する資料を、監督員に提出する。	提出	-
9	環境配慮改修工事	1	石綿含有建材の除去工事	2	除去工事共通事項	(1)	石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者の工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。	提出	-
				5	石綿含有成形板等の除去	(2)	やむを得ず切断、破砕等をする場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じて作業を行う。	協議	協議
				6	石綿含有仕上塗材の除去	(3)	設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督員と協議する。		
		4	屋上緑化改修工事	2	材料	(1)	屋上緑化軽量システムの実績等の資料を監督員に提出する。	提出	-
		5	透水性アスファルト舗装改修工事	1	一般事項	(3)	やむを得ず、再生材を使用しない場合は、監督員と協議する。	協議	協議

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
9	環境配慮改修工事	5	透水性アスファルト舗装改修工事	3	路床	(3)	路床の施工で、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督員と協議する。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りでない。	協議	協議
							切土の路床が軟弱な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							添加材料による路床安定処理は、特記されたCBRを満足する添加量を適切な方法で定めることとし、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				4	路盤	(4)	路盤の最大乾燥密度は、JIS A 1210（突固めによる土の締固め試験方法）に基づく試験により確認し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				7	配合その他	(2)	同じ配合の試験結果がある場合又は軽易な場合は、監督員の承諾を受けて、試験練り及び試験施工を省略できる。	-	承諾
				9	試験	(1)	軽易な場合は、監督員の承諾を受けて、切取り試験と省略できる。	-	承諾

6．監督員による立ち合い、指示、承諾、協議等の区分

標仕令和7年版参照

（３）電気設備工事

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	1	総則	3	官公署その他への届出手続等	(2)	関係法令等の必要な届出手続き等について、届出内容をあらかじめ監督員へ報告する。	報告	-
						4	工事実績情報サービス(CORINS)への登録	(1)	工事実績情報の登録予定内容について、事前に監督員の確認を受ける。	-	確認
						5	書面の書式及び取扱い	(1)	書面を提出する場合の書式(提出部数を含む)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督員と協議による。	協議	協議
								(3)	施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員へ提出する。	提出	-
						6	設計図書等の取扱い	(2)	第三者への使用又は閲覧の禁止について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
						7	関連工事等の調整		工事全体の円滑な施工のため、当該工事関係者とともに監督員の調整に協力する。	協力	-
						8	疑義に対する協議等	(1)	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難な場合若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							設計図書の訂正、変更	(2)	設計図書の訂正又は変更を行う場合は、監督員との協議による。	協議	協議
								(3)	設計図書の訂正又は変更を行わない場合も、監督員との協議による。	協議	協議
						9	工事の一時中止に係る事項		工事の一時中断が必要となった場合、直ちに状況を監督員に報告する。	報告	-
						10	工期の変更に係る資料の提出		工期を変更する場合は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。	提出	-
						11	特許の出願等		工事施工上必要な材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。	協議	協議
						12	埋蔵文化財その他の物件		埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。	報告	指示
				2	工事関係図書	1	実施工程表	(1)	工事の着手に先立ち、関係者と調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(3)	契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の変更が生じた場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(4)	上記以外により、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
								(5)	週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を監督員に提出する。	提出	指示

章		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	2	工事関係図書	2	施工計画書	(1)	工事の着手に先立ち総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。	提出	-
								(3)	当該工事の施工に先立ち工種別施工計画書を作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、作成を省略できる。	提出	承諾
								(4)	総合施工計画書及び工種別施工計画書の内品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(5)	施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
						3	施工図等	(1)	施工に先立ち、施工図等の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
								(3)	施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。	報告	承諾
						4	工事の記録等	(4)	適切な施工であることの証明を監督員の指示により、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。	-	指示
								(5)	監督員から請求されたときは、工事の記録等を監督員に提示し、又は提出する。	提出	-
				3	工事現場管理	2	電気保安技術者	(3)	電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
								(4)	電気保安技術者は、監督員の指示に従い業務を行う。	-	指示
						3	施工条件	(1)	行政機関の休日における工事の施工については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
									設計図書に施工時間が定められている場合において、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
									設計図書に施工時間が定められていない場合において、夜間に工事の施工を行うときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						4	品質管理	(2)	必要に応じて監督員の検査を受ける。	-	検査
								(3)	品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						5	施工中の安全確保	(4)	施工箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等が工事に支障を来す場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(6)	近隣等との折衝について記録し、直ちに監督員に報告する。	報告	-
									地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。	報告	-

章		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	3	工事現場監理	7	災害等発生時の安全確保		災害及び事故が発生した場合は、対策を含めてその経緯を監督員に報告する。	報告	-
						9	発生材の処理等	(1)	設計図書に定められた以外の発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(2)	発生材のうち、引渡しを要するものの引き渡し(保管）場所については、監督員の指示を受ける。	-	指示
									発生材のうち、引渡しを要するものについては、調書を作成して、監督員に提出する。	提出	-
									発生材のうち、再資源化を図るものと指定されたものについては、分別を行い、再資源化施設等に搬入したのち調書を作成して監督員に提出する。	提出	-
									上記以外の発生材は関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告する。	報告	-
				4	機器及び材料	2	機材の品質等	(2)	使用器材が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJISによると指定された機材で、JISマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。	提出	承諾
								(3)	工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に報告する。	報告	-
								(4)	調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表を監督員に提出する。	提出	-
								(5)	機材の色等については、監督員の指示を受ける。	-	指示
						3	機材の搬入		機材の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	報告	承諾
						4	機材の検査等	(1)	現場に搬入した機材は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾 検査
								(2)	一度検査に合格した機材と同じ機材は、以後、抽出検査とするが、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
						5	機材の検査に伴う試験	(3)	試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	-
				5	施工	2	一工程の施工の確認及び報告		一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で監督員の指示を受けたときは、適合確認を行い、適時、監督員に報告する。この場合において、確認・報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。	報告	指示 承諾

章		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	5	施工	3	施工の検査等	(1) 設計図書に定められた場合、一工程の確認を報告した場合及び監督員から指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。	-	検査
								(2) 上記の検査に合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
								(3) 見本施工（特記された場合）については、見本施工を行い監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						4	施工の検査に伴う試験	(2) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	-
						5	施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。また、監督員立会確認記録は、工程表又は打合せ記録に集約することができる。	-	指示 立会
						6	工法の提案	(1) 設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法、生産性向上に有効な工法等の提案がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						7	化学物質の濃度測定	(3) 測定結果を監督員に提出する。	提出	-
				6	工事検査及び技術検査	1	工事検査	(1) 工事を完了したときは、工事完成の通知(=工事完了届)を監督員に提出する。	提出	-
								(2) 契約書に規定する部分払を請求する場合は、出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受ける。	請求	指示
				7	完成図等	3	保全に関する資料	(2) 保全に関する資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。	協議	協議
		2	共通事項	2	土工事	1	一般事項	地中埋設物は、事前に調査し、地中配線、ガス管等を掘り当てた場合は、これらを損傷しないように注意し、必要に応じて緊急処置を行い、監督員及び関係者と協議して処理する。	協議	協議
				4	コンクリート工事	1	一般事項	コンクリートについては、JIS A 5308「レディミクストコンクリート」への適合を認証されたものとし、種類は普通コンクリートとする。ただし、コンクリートが少量の場合等は、監督員の承諾を受けて、現場練りコンクリートとすることができる。	-	承諾
								レディミクストコンクリートの受け入れについては、品質管理の試験結果及び生産者が行うJIS A 5308による品質管理の試験結果を監督員に報告する。ただし、少量の場合等で現場練りコンクリートとする場合の品質管理は、監督員との協議による。	報告 協議	協議

(次ページへ続く)

章		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	2	共通事項	4	コンクリート工事	1	一般事項		鉄筋については、JIS A 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものとする。ただし、鉄筋が少量の場合で、監督員の承諾を受けたものは、この限りでない。	-	承諾
				6	溶接工事	1	一般事項	(4)	鉄骨に溶接を行う場合は、鉄骨に悪影響のないことを確かめ、監督員の承諾を受けて施工する。	-	承諾
								(5)	溶接作業における技能資格者は、工事に相応した技量を有する者とし、技量を証明する書面を監督員に提出する。	提出	-
2	電力設備工事	1	機材	19	機材の試験	1	試験	(1)	照明器具等の試験は、表1.19.1により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(2)	分電盤、OA盤の分電盤部、実験盤、開閉器箱、制御盤及び電気自動車用充電装置の試験は、表1.19.2により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
									器具類の試験は、表1.19.3により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(3)	耐熱型分電盤の試験は、(2)の分電盤による。 なお、耐熱性能は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督員に提出する。	提出	-
								(4)	消防防災用制御盤の試験は、(2)の制御盤による。 なお、耐熱性能は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督員に提出する。	提出	-
								(5)	防火区画等の貫通部に用いる材料は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督員に提出する。	提出	-
								(6)	バスダクト及び附属品の試験は、表1.19.4により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(7)	ケーブルラックの試験は、製造者の社内規格による試験方法（形式試験とすることができる。）により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(8)	電熱装置の試験は、次により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(9)	雷保護装置の突針支持管は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第87条に定めるところによる風圧力に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督員に提出する。	提出	-
								(10)	マンホール及びハンドホールの鉄蓋の試験は、表1.19.7に基づいた形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	-
								(11)	ブロックマンホール及びブロックハンドホールの試験は、表1.19.8に基づいて行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	-

（次ページへ続く）

章		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
2	電力設備工事	1	機材	19	機材の試験	1	試験	(12)	ブロックマンホール及びブロックハンドホールの耐荷重性能は、種類ごとに、強度計算書（床板、側板、底板）、配筋図及び鉄筋の規格証明書を監督員に提出する。	提出	-
		2	施工	18	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.18.1において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。	-	指示
						2	施工の試験	(1)	標準仕様書2.18.2により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(2)	防火区画貫通の耐火処理工法は、関係法令に定めるところによる耐火性能を証明するものを監督員に提出する。	提出	-
3	受変電設備工事	1	機材	9	機材の試験	1	試験	(1)	機器単体の試験は、表1.9.1により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(2)	キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギア等の試験は、表1.9.2により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
		2	施工	3	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.3.1において監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。	-	指示
						2	保護継電器の整定等	(1)	試験に先立ち、保護継電器（地絡及び過電流）の保護協調局線を作成し、監督員に提出する。	提出	-
						3	施工の試験	(1)	機器の設置及び配線完了後に、表2.3.2により試験を行い、監督員に成績書を提出する。	提出	-
								(2)	変圧器ごとに低圧回路の漏れ電流を測定し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(3)	絶縁監視装置の試験は、次により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
4	電力貯蔵設備工事	1	機材	3	電力調整用蓄電装置	5	電力調整用蓄電池	(4)	蓄電池容量算出計算書を監督員に提出すること。計算は放電深度を考慮した電池のサイクル放電試験データに基づくこと。	提出	-
				4	機材の試験	1	試験	(2)	直流電源装置の試験は、表1.4.1により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(3)	UPSの試験は、表1.4.3により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-

(次ページへ続く)

章		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
4	電力貯蔵設備工事	1	機材	4	機材の試験	1	試験	(4)	電力調整用蓄電装置の試験は、表1.4.4により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
		2	施工	3	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.3.1において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。	-	指示
						2	施工の試験		施工の試験は、次により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
5	発電設備工事	1	機材	10	機材の試験	1	ディーゼルエンジン発電装置、ガスエンジン発電装置、ガスタービン発電装置及びマイクロガスタービン発電装置の試験	1	発電機及び原動機の試験		
									発電機単体の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている製造であることを確認するほか、JEM 1354「エンジン駆動陸用同期発電機」及びJEC-2130「同期機」による次の試験で設計図書に示されている性能であることを確認し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
									原動機の単体試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認するほか、原動機単体の出力が設計図書に示されている出力以上であることを形式試験により確認し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
									発電機と原動機を組み合わせた状態で行う試験は、次の試験で設計図書に示されている性能であることを確認し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								2	配電盤の試験		
									製造者の社内規格による試験方法で、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
									(ア)-(イ)により、設計図書に示されている性能であることを確認し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								3	補機附属装置の試験		
									空気圧縮機の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
									主燃料タンク及び燃料移送ポンプの試験は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督員に提出する。	提出	-

（次ページへ続く）

章		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
5	発電設備工事	1	機材	10	機材の試験	1	ディーゼルエンジン発電装置、ガスエンジン発電装置、ガスタービン発電装置及びマイクロガスタービン発電装置の試験	3	燃料ガス加圧装置及び排気ガス処理装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								4	防災電源に係る試験		
									防災電源となる各発電装置は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督員に提出する。	提出	-
								5	系統連係に係る試験		
									系統連係をする発電装置は、「電力品質確保に係る系統連係技術要件ガイドライン」に示す動作及び特性を確認し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
						2	燃料電池発電装置の試験	(2)	燃料電池発電装置において、りん酸形燃料電池である場合の試験は、表1.10.4により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
						3	熱併給発電装置（コージェネレーション装置）の試験	(2)	排熱回収装置の試験は、関係法令に定めるところによるほか、製造者の社内規格による試験方法で、設計図書に示された構造、性能及び次による内容を確認し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
						4	太陽光発電装置の試験	(1)	太陽光発電装置及び支持構造物は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定されている荷重に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督員に提出する。	提出	-
								(2)	太陽光発電装置の試験は、表1.10.5により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
						5	風力発電装置の試験	(1)	風車発電装置及び支持構造物は、建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督員に提出する。	提出	-
								(2)	風力発電装置の試験は、表1.10.6により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
						6	小出力発電装置の試験	(2)	小出力発電装置の試験は、表1.10.7により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
		2	施工	7	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.7.1において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。	-	指示

章		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
5	発電設備工事	2	施工	7	施工の立会い及び試験	2	ディーゼルエンジン発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験		機器の設置及び配線完了後に、2.7.2(ｱ)～(ｽ)により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。ただし、騒音測定については、騒音規制に基づき、必要な場合は、監督員の指示による地点の騒音を測定する。	提出	(指示)
						3	燃料電池発電設備の試験		燃料電池発電設備において、りん酸形燃料電池である場合は、機器の設置及び配線完了後、表2.7.3により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。ただし、騒音測定については、騒音規制に基づき、必要な場合は、監督員の指示による地点の騒音を測定する。	提出	(指示)
						4	熱併給発電設備（コージェネレーション設備）の試験	(1)	発電装置の試験は、2.7.2「ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験」及び2.7.3「燃料電池発電設備の試験」の当該項目及び排熱回収装置の試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(2)	測定データに基づいて算出した回収熱量計算書を監督員に提出する。	提出	-
									測定不可能な項目については、監督員の承諾を得て、製造者の測定データ又は計算値を用いることができる。	-	承諾
						5	太陽光発電設備の試験		機器の設置及び配線完了後に、表2.7.4に示す事項により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
						6	風力発電設備の試験		機器の設置及び配線完了後に、表2.7.5に示す事項により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	-
						7	小出力発電設備の試験		機器の設置及び配線完了後に、表2.7.6に示す事項により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
6	通信・情報設備工事	1	機材	21	機材の試験	1	試験	(1)	端子盤の試験は、表1.21.1により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
									通信用SPDの試験は、表1.21.2により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(2)	電気通信回路に接続する端末機器は、電気通信事業法に適合した旨の証明を、監督員に提出する。	提出	-
								(3)	構内情報通信網装置の試験は、表1.21.3による形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出する。	提出	-

(次ページへ続く)

章		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
6	通信・情報設備工事	1	機材	21	機材の試験	1	試験	(4) 構内交換装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法で行い、設計図書に示された構造、性能及び機能であることを確認し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(5) マルチサイン装置の試験は、表1.21.4により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(6) 出退表示装置の試験は、表1.21.6により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(7) 時刻表示装置の試験は、表1.21.8により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(8) 映像・音響装置及び拡声装置の試験は、表1.21.10による形式試験とし、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(9) 誘導支援装置の試験は、表1.21.13による形式試験とし、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(10) テレビ共同受信装置及びテレビ電波障害防除装置は、表1.21.14による形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出する。	提出	-
								(11) 監視カメラ装置の試験は、表1.21.15による形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出する。	提出	-
								(12) 駐車場管制装置の試験は、表1.21.16により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(13) 防犯・入退室管理装置の試験は、表1.21.17により、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(14) 自動火災報知装置、自動閉鎖装置（自動閉鎖機構）、非常警報装置及びガス漏れ火災警報装置は、関係法令に適合した旨を証明するものを監督員に提出する。	提出	-
		2	施工	14	構内交換設備	2	機器の据付け	電話機取付け位置の詳細は、監督員との協議による。	協議	協議
				15	情報表示設備	2	機器の取付け	情報表示盤及び子時計の取付けは、その荷重及び取付け場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。	提出	-
				16	映像・音響設備	2	機器の取付け	(3) 荷重の大きいもの及び取付方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。	提出	-
				18	誘導支援設備	2	機器の取付け	(1) 音声誘導装置の取付けは、その種類及び取付け場所に応じた方法とし、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。	提出	-

章		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
6	通信・情報設備工事	2	施工	20	テレビ電波障害防除設備	2	事前調査	(1)	事前調査は、特記された調査箇所数を建物建設前に路上で測定する。 なお、調査地点は、監督員との協議による。	協議	協議
				21	監視カメラ設備	2	機器の取付け		カメラの取付けは、その荷重及び取付け場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。	提出	-
				28	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.28.1について、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。	-	指示
						2	施工の試験		㈀～㈨により試験を行い、監督員に試験成績書を提出しする。	提出	-
7	中央監視制御設備工事	1	機材	5	機材の試験	1	試験	(1)	器具単体の試験は、第3編1.9.1「試験」表1.9.1に基づいて行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(2)	警報盤の試験は、表1.5.1により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(3)	簡易型監視制御装置、監視制御装置、エネルギー管理装置及びエネルギー需給制御装置の試験は、表1.5.2により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
		2	施工	3	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.3.1について、監督員の指示を受けたものは、次の工程に先立ち監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。	-	指示
						2	施工の試験		施工の試験は、(ア)～(オ)により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
8	医療関係設備工事	2	非接地電源用分電盤	2	機材の試験	1	試験		非接地電源用分電盤の試験は、表2.2.1により行い、監督員に試験成績書を提出する。 また、器具類の試験は、表2.2.2により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
				4	施工の試験	1	施工の試験		㈀～㈡により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
		3	ナースコール	2	機材の試験	1	試験	(1)	ナースコール装置等の試験は、表3.2.1による形式試験とし、監督員に形式試験成績書を提出する。	提出	承諾

章		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
8	医療関係設備工事	3	ナースコール設備	2	機材の試験	1	試験	(2)	携帯形ナースコール装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法で行い、設計図書に示された構造、性能及び機能であることを確認し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
				4	施工の試験	1	施工の試験		㈠～㈣により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-

（４）電気設備改修工事

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	1	総則	3	官公署その他への届出手続	(2)	関係法令等の必要な届出手続き等について、届出内容をあらかじめ監督員へ報告する。	報告	-
						4	工事実績情報サービス(CORINS)への登録	(1)	工事実績情報の登録予定内容について、事前に監督員の承認を受ける。	-	確認
								(2)	登録後は、登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。	提出	-
						5	書面の書式及び取扱い	(1)	書面を提出する場合の書式(提出部数を含む)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督員と協議による。	協議	協議
								(3)	施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員へ提出する。	提出	-
						6	設計図書等の取扱い	(2)	第三者への使用又は閲覧の禁止について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
						7	関連工事等の調整		工事全体の円滑な施工のため、当該工事関係者とともに監督員の調整に協力する。	協力	-
						8	疑義に対する協議等	(1)	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難な場合若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							設計図書の訂正、変更	(2)	設計図書の訂正又は変更を行う場合は、監督員との協議による。	協議	協議
								(3)	設計図書の訂正又は変更を行わない場合も、監督員との協議による。	協議	協議
						9	工事の一時中止に係る事項		工事の一時中断が必要となった場合は、直ちに状況を監督員に報告する。	報告	-
						10	工期の変更に係る資料の提出		工期を変更する場合は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。	提出	-
						11	特許の出願等		工事施工上必要な材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。	協議	協議
						12	埋蔵文化財その他の物件		埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。	報告	指示
				2	工事関係図書	1	実施工程表	(1)	工事の着手に先立ち、関係者と調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(3)	契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の変更が生じた場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(4)	上記以外により、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
								(5)	週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を監督員に提出する。	提出	指示

編		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	2	工事関係図書	2	施工計画書	(1)	工事の着手に先立ち総合施工計画書を作成し、監督員の提出する。	提出	-
								(3)	当該工事の施工に先立ち工種別施工計画書を作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、作成を省略可。	提出	承諾
								(4)	総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(5)	施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
						3	施工図等	(1)	施工に先立ち、施工図等の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
								(3)	施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。	報告	承諾
						4	工事の記録等	(4)	適切な施工であることの証明を監督員の指示により、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。	-	指示
								(5)	監督員から請求されたときは、工事の記録等を監督員に提示し、又は提出する。	提出	-
				3	工事現場管理	2	電気保安技術者	(3)	電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
								(4)	電気保安技術者は監督員の指示に従い業務を行う。	-	指示
						3	施工条件	(1)	行政機関の休日における工事の施工については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
									設計図書に施工時間が定められている場合において、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
									設計図書に施工時間が定められていない場合において、夜間に工事の施工を行うときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						4	品質管理	(2)	必要に応じて監督員の検査を受ける。	-	検査
								(3)	品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						5	施工中の安全確保	(4)	施工箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等が工事に支障を来す場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(5)	近隣等との折衝について記録し、直ちに監督員に報告する。	報告	-
									地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。	報告	-

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	3	工事現場管理	8	災害等発生時の安全確保		災害及び事故が発生した場合は、対策を含めてその経緯を監督員に報告する。	報告	-
						10	既存部分等への処置	(3)	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。	報告	承諾
				4	機器及び材料	2	機材の品質等	(2)	使用器材が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJISによると指定された機材で、JISマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。	提出	承諾
								(3)	工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に報告する。	報告	-
								(4)	調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表を監督員に提出する。	提出	-
								(5)	機材の色等については、監督員の指示を受ける。	-	指示
						3	再使用器材	(1)	保管場所は監督員と協議する。	協議	協議
								(2)	取外し後再使用するに当たり、機材の性能、機能に疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						4	機材の搬入		機材の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	報告	承諾
						5	機材の検査等	(1)	現場に搬入した機材は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾 検査
								(2)	一度検査に合格した機材と同じ機材は、以後、抽出検査とするが、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
						6	機材の検査に伴う試験	(3)	試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	-
						7	機材の保管		搬入した機材のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。	-	指示
				5	施工調査	2	事前調査		施工に先立ち、設計図書に定められた調査を行い、監督員に報告する。	報告	-
				6	施工	2	一工程の施工の事前確認	(1)	一工程の施工に先立ち、(ｱ)から(ｳ)の項目について監督員に報告する。	報告	-
								(2)	第2編以降の2.1.1「事前確認」による項目を確認し、監督員に報告する。	報告	-

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	6	施工	4	一工程の施工の確認及び報告		一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で監督員の指示を受けたときは、適合確認を行い、適時、監督員に報告する。この場合において、確認・報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。	報告	指示 承諾
						5	施工の検査等	(1)	設計図書に定められた場合、一工程の確認を報告した場合及び監督員から指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。	-	検査
								(2)	上記の検査に合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
								(3)	見本施工（特記された場合）については、見本施工を行い監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						6	施工の検査に伴う試験	(2)	試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	-
						7	施工の立会い	(1)	設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
						8	工法の提案		設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法、生産性向上に有効な工法等の提案がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						9	化学物質の濃度測定	(3)	室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の測定結果を監督員に提出する。	提出	-
				7	養生	1	養生範囲		既存部分の養生範囲は、特記がなければ、工事後に使用される建築物、設備、備品等が、工事中に汚損、変色棟により、工事前の状態と異なるおそれがある箇所は、養生を行うものとし、養生範囲は監督員と協議する。	協議	協議
						2	養生方法及び清掃	(9)	漏水等のおそれのある工事を行うときは、監督員と協議する。	協議	協議
				8	撤去	3	有害物質を含む撤去		撤去部に石綿、鉛、PCB等有害物質を含む材料が使用されていることが確認された場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						6	撤去後の補修及び復旧	(1)	壁付け機器、床置機器、天井付け機器の撤去跡の取付ボルト孔、壁面、天井面の変色等の補修、床補修等は、特記による。特記がなければ、監督員との協議による。	協議	協議
								(2)	床、壁、天井等の撤去後の開口部についての補修方法及び仕上げの仕様は、特記による。特記がなければ、監督員との協議による。	協議	協議
				9	発生材の処理等	1	一般事項	(1)	設計図書に定められた以外の発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(2)	発生材のうち、引渡しを要するものの引渡し（保管）場所については、監督員の指示を受ける。	-	指示
									発生材のうち、引渡しを要するものについては、調書を作成して、監督員に提出する。	提出	-

(次ページへ続く)

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	9	発生材の処理等	1	一般事項	(2)	発生材のうち、現場において再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成して監督員に提出する。	提出	-
									PCBを含む機器類は、PCBが飛散、流出、地下への浸透棟がないように適切な容器に収め、適切な場所に保管し、工事完了後に監督員に引き渡す。	引渡	-
									㈠から㈩まで以外のものはすべて工事現場外に搬出し、関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告する。	報告	-
								(4)	産業廃棄物の処理は、収集から最終処分までを産廃処理業者に委託し、マニュフェスト交付も経て適正に処理する。	提出	-
				10	工事検査及び技術検査	1	工事検査	(1)	契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の㈠及び㈡に示す全てを満たす場合に、監督員に提出する。	提出	-
								(2)	契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。	請求	指示
				11	完成図等	3	保全に関する資料	(2)	保全に関する資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。	協議	協議
		2	共通事項	1	共通事項	1	停電作業		事前に停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、監督員に提出して協議する。	提出 協議	協議
						2	活線及び活線近接作業		やむを得ず活線及び活線近接作業を行う場合は、関係法令等に基づき施工するほか、㈠から㈧の事項による。	-	-
				2	仮設工事	7	監督員事務所	(3)	監督員事務所には、監督員の指示により、電灯、給排水その他の設備を設ける。なお、設置する備品等の種類及び数量は、特記による。	-	指示
						9	仮設物の撤去その他	(2)	工事の進捗上又は構内建築物等の使用上、仮設物が障害となる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(3)	仮設物を移転する場所がない場合は、監督員の承諾を受けて、工事目的物の一部を使用することができる。	-	承諾
				3	土工事	1	一般事項		土工事は、本節によるほか、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）3章による。		
									地中埋設物は、事前に調査し、地中配線、ガス管等に掘り当てた場合は、これらを損傷しないように注意し、必要に応じて、緊急処置を行い、監督員及び関係者と協議して処理する。	協議	協議
				5	コンクリート工事	1	一般事項		コンクリートについては、JIS A 5308「レディミクストコンクリート」への適合を認証されたものとし、種類は普通コンクリートとする。ただし、コンクリートが少量の場合等は、監督員の承諾を受けて、現場練りコンクリートとすることができる。	-	承諾

(次ページへ続く)

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	2	共通事項	5	コンクリート工事	1	一般事項		レディミクストコンクリートの受け入れについては、品質管理の試験結果及び生産者が行うJIS A 5308による品質管理の試験結果を監督員に報告する。ただし、少量の場合等で現場練りコンクリートとする場合の品質管理は、監督員との協議による。	報告 協議	協議
									鉄筋は、JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものとする。ただし、鉄筋が少量の場合で、監督員の承諾を受けたものは、この限りでない。	-	承諾
				7	溶接工事	1	一般事項	(4)	鉄骨に溶接を行う場合は、鉄骨に悪影響のないことを確かめ、監督員の承諾を受けて施工する。	-	承諾
								(5)	溶接作業における技能資格者は、工事に相応した技量を有する者とし、技量を証明する書面を監督員に提出する。	提出	-
				11	はつり工事	1	一般事項	(1)	建築物を使用しながらはつり工事を行う場合は、指定された時間に行う。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。	-	承諾
								(5)	はつり等で、コンクリート埋設配管及び配線を損傷した場合は、速やかに臨機の措置を行い、その経緯を監督員に報告し、本復旧の実施等について協議する。	報告 協議	協議
						2	非破壊検査		放射線透過検査の作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
						4	溝はつり及び補修		はつりにより鉄筋等が露出した場合は、監督員と協議する。	協議	協議
2	電力設備工事	1	機材	4	機材の試験	1	試験		盤類等の改造、器具類の増設等に伴う新設器具単体の試験は、標準仕様書の当該事項により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
		2	施工	1	共通事項	1	事前確認	(2)	地中配線を行う場合は、事前確認を行うものとし、(ｱ)及び(ｲ)による。		
									既設埋設配線の経路が不明の場合は、探査方法及び試験堀方法を監督員と協議する。	協議	協議
									埋設配線経路において、(a)から(c)の発生又は発生が予想される場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(3)	事前確認の結果、調査が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						4	電線の色別		接地線は緑、緑/黄又は緑/色帯とする。また、既設配線と電線の色別が異なる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						15	配管・配線等の改修	(3)	幹線、分岐回路配線に逆送電のおそれのある場合は、その対策方法を検討し、監督員と協議する。	協議	協議

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
2	電力設備工事	2	施工	19	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.19.1において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2.4「工事の記録等」(4)による。	-	立会 指示
						2	施工の試験	(1)	(ｱ)～(ｹ)により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
									高圧回路等の改修部分の絶縁抵抗測定は、1,000V絶縁抵抗計で行う。また、改修部分に既設の電路及び機器が接続されている場合の高圧絶縁耐力試験で、これを除外して行うことができない場合の試験電圧は、監督員と協議する。	協議	協議
								(3)	防火区画貫通の耐火処理工法は、関係法令に定めるところによる耐火性能を証明するものを監督員に提出する。	提出	-
3	受変電設備工事	1	機材	1	共通事項	1	一般事項	(2)	機器の搬入又は移設に伴い分割する必要が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	施工	2	据付け等	5	機器の取外し再使用	(1)	重量物の搬出、搬入の経路及び運搬方法を検討し、監督員と協議する。	協議	協議
								(2)	作業前に、作業方法、作業時期等について監督員及び関係者と協議する。	協議	協議
								(3)	機器の搬出又は搬入の作業前に作業手順及び安全対策の方法を取りまとめ、監督員に提出する。	提出	-
								(6)	受変電設備機器を取外し後再使用する場合は、(ｱ)から(ｸ) による。		
									絶縁状況の測定又は試験を行い、異常のないことを確認し、試験成績表を監督員に提出する。	提出	-
									油入機器は、絶縁油の劣化状況の確認を行い、監督員に報告する。	報告	-
									高圧開閉器及び遮断器は、接触部及び補助パレット接点の劣化状況を確認し、試験成績表を監督員に提出する。	提出	-
									保管後に高圧開閉器等を再使用する場合は、再取り付けまえに再度点検清掃を行い、1,000V絶縁抵抗計により測定し、測定結果を監督員に提出する。	提出	-
									(ｱ)～(ｷ)までの確認、測定結果等により、機器の再使用が困難な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(7)	配電盤等を改造する場合の取扱いは、(ｱ)～(ｴ)による。		
									既存高圧機器操作回路を新設配電盤へ接続する場合は、制御回路の整合を確認し、監督員と協議の上、接続する。	協議	協議

(次ページへ続く)

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
3	受変電設備工事	2	施工	2	据付け等	5	機器の取外し再使用,改造等	(7)	保護継電器を交換する場合は、製造者の試験管理値にて試験を行い、試験成績表を監督員に提出する。	協議	協議
									負荷の増設工事で保護継電器の整定値を変更する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(8)	受変電設備機器等の撤去は、(ｱ)～(ｳ)によるほか、(1)から(5)まで及び第1編第1章第8節「撤去」による。		
									機器撤去後に、PCBが入っているかを確認し、監督員に報告する。	報告	-
				4	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.4.1において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2.4「工事の記録等」(4)による。	-	立会 指示
						2	保護継電器の整定等	(1)	試験に先立ち、保護継電器（地絡及び過電流）の保護協調局線を作成し、監督員に提出する。	提出	-
								(2)	作成した保護協調曲線に基づき、適切に電炉等の保護ができるように整定を行う。	-	承諾
						3	施工の試験	(1)	機器の設置及び配線完了後に、表2.4.2により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(2)	変圧器ごとに低圧回路の漏れ電流を測定し、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
								(3)	絶縁監視装置の試験は、(ｱ)及び(ｲ)により行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
4	電力貯蔵設備工事	1	機材	1	共通事項	1	一般事項	(2)	機器の搬入又は移設に伴い分割する必要が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	施工	4	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.4.1において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2.4「工事の記録等」(4)による。	-	立会 指示
						2	施工の試験		機器の設置及び配線完了後に、標準仕様書第4編3.3.2「施工の試験」により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
5	発電設備工事	1	機材	1	共通事項	1	一般事項	(2)	機器の搬入又は移設に伴い分割する必要が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	施工	8	施工の立会い	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.8.1において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会

(次ページへ続く)

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
5	発電設備工事	2	施工	8	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2.4「工事の記録等」(4)による。	-	立会 指示
						2	ディーゼルエンジン発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験		機器の設置及び配線完了後に、標準仕様書第5編2.7.2「ディーゼルエンジン発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験」により試験を行い、監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
						3	燃料電池発電設備の試験		燃料電池発電設備において、りん酸形燃料電池である場合は、機器の設置及び配線完了後に、標準仕様書第5編2.7.3「燃料電池発電設備の試験」表2.7.3により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
						4	熱併給発電設備（コージェネレーション設備）の試験		標準仕様書第5編2.7.4「熱併給発電（コージェネレーション設備）の試験」により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
						5	太陽光発電設備の試験		機器の設置及び配線完了後に、標準仕様書第5編2.7.5「太陽光発電設備の試験」により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
						6	風力発電設備の試験		機器の設置及び配線完了後に、標準仕様書第5編2.7.6「風力発電設備の試験」により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
						7	小出力発電装置の試験		機器の設置及び配線完了後に、標準仕様書第5編2.7.7「小出力発電装置の試験」により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
6	通信・情報設備工事	1	機材	1	共通事項	1	一般事項	(2)	機器の搬入又は移設に伴い分割する必要が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	施工	1	共通事項	1	事前確認	(2)	事前確認の結果、調査が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						14	機器の取外し再使用	(1)	端末機器等を取外し後に再使用する場合は、(ｱ)～(ｸ)による。		
									取付け前に再度絶縁抵抗を測定し、結果を監督員に報告する。	報告	報告
						15	主装置等の更新	(4)	撤去は、(ｱ)及び(ｲ)によるほか、第1編第1章第8節「撤去」による。		
									撤去した主装置等が、重量物の場合は、搬出方法を検討し、監督員と協議する。	協議	協議

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
6	通信・情報設備工事	2	施工	1	共通事項	17	自動火災報知設備等の改修		自動火災報知、自動閉鎖、非常警報及びガス漏れ火災警報の各設備を改修する場合は、(ｱ)～(ｸ)によるほか、関係法令等に定めるところによるものとする。		
									施工前には、既存設備図、改修図、保守点検表等を整理し、入居官署の消防計画を確認の上、監督員と協議を行い、遅延なく関係官公署への届出等を行う。	協議 届出	協議
									受信機、感知器等の型式が失効となっていないかを確認し、失効となっている場合は、監督員と協議する。	協議	協議
									工事範囲の防災機能を停止する場合は、停止中の防災安全対策について、監督員と協議する。	協議	協議
									工事期間中、各設備の警戒区域において未警戒となる区域が発生する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
									工事期間中の防災計画について監督員と協議し、連絡体制等を明確にする。	協議	協議
				14	構内情報通信網設備	2	機器の据付け		機器の取付けは、(ｱ)～(ｳ)による。		
									情報用アウトレットの取付け位置の詳細は、監督員との協議による。	協議	協議
									無線LANのアクセスポイントの取付けは、(a)及び(b)による。		
									複数の室内又は屋外に無線LANを構築する場合は、電波干渉調査等を特記により行うものとし、調査報告は、監督員との協議による。	協議	協議
				15	構内交換設備	2	機器の取付け		機器の取付けは、(ｱ)～(ｲ)による。		
									電話機取付け位置の詳細は、監督員との協議による。	協議	協議
				16	情報表示設備	2	機器の取付け		機器の取付けは、(ｱ)～(ｳ)による。		
									情報表示盤及び子時計の取付けは、その荷重及び取付け場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。	提出	-
				17	映像・音響設備	2	機器の取付け	(3)	荷重の大きいもの及び取付方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。	提出	-
				19	誘導支援設備	2	機器の取付け		音声誘導装置の取付けは、その種類及び取付け場所に応じた方法とし、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。		
				21	監視カメラ設備	2	機器の取付け		カメラの取付けは、(ｱ)～(ｴ)による。		
									カメラの取付けは、その荷重及び取付け場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出する。	提出	-

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
6	通信・情報設備工事	2	施工	28	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.28.1において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2.4「工事の記録等」(4)による。	-	指示
						2	施工の試験		(ｱ)～(ｿ)により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	-
7	中央監視制御設備工事	1	機材	1	共通事項	1	一般事項	(2)	機器の搬入又は移設に伴い分割する必要が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		2	施工	4	施工の立会い及び試験	1	施工の立会い	(1)	施工のうち、表2.4.1において、監督員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
								(2)	(1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立ち合いとし、抽出頻度等は監督員の指示による。なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2.4「工事の記録等」(4)による。	-	指示
						2	施工の試験		(ｱ)～(ｵ)により試験を行い、監督員に試験成績書を提出する。	提出	承諾

6．監督員による立ち合い、指示、承諾、協議等の区分

標仕令和7年版参照

（５）機械設備工事

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	1	総則	3	官公署その他への届出手続等	(2)	関係法令等の必要な届出手続き等について、届出内容をあらかじめ監督員へ報告する。	報告	-
						4	工事実績情報サービス(CORINS)への登録	(1)	工事実績情報の登録予定内容について、事前に監督員の確認を受ける。	-	確認
						5	書面の書式及び取扱い	(1)	書面を提出する場合の書式(提出部数を含む)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督員と協議による。	協議	協議
								(3)	施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員へ提出する。	提出	-
						6	設計図書等の取扱い	(2)	第三者への使用又は閲覧の禁止について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
						7	関連工事等の調整		工事全体の円滑な施工のため、当該工事関係者とともに監督員の調整に協力する。	協力	-
						8	疑義に対する協議等	(1)	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難な場合若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							設計図書の訂正、変更	(2)	設計図書の訂正又は変更を行う場合は、監督員との協議による。	協議	協議
								(3)	設計図書の訂正又は変更を行わない場合も、監督員との協議による。	協議	協議
						9	工事の一時中止に係る事項		工事の一時中断が必要となった場合、直ちに状況を監督員に報告する。	報告	-
						10	工期の変更に係る資料の提出		工期を変更する場合は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。	提出	-
						11	特許の出願等		工事施工上必要な材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。	協議	協議
						12	埋蔵文化財その他の物件		埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。	報告	指示
						13	関係法令の遵守		工事の施工にあたり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。	-	-
				2	工事関係図書	1	実施工程表	(1)	工事の着手に先立ち、関係者と調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(3)	契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の変更が生じた場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(4)	上記以外により、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
								(5)	週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を監督員に提出する。	提出	指示

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	2	工事関係図書	2	施工計画書	(1)	工事の着手に先立ち総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。	提出	-
								(3)	当該工事の施工に先立ち工種別施工計画書を作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、作成を省略できる。	提出	承諾
								(4)	総合施工計画書及び工種別施工計画書の内品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(5)	施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
						3	施工図等	(1)	施工に先立ち、施工図等の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
								(3)	施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。	報告	承諾
						4	工事の記録等	(4)	適切な施工であることの証明を監督員の指示により、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。	-	指示
								(5)	監督員から請求されたときは、工事の記録等を監督員に提示し、又は提出する。	提出	-
				3	工事現場管理	2	電気保安技術者	(3)	電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
								(4)	電気保安技術者は、監督員の指示に従い業務を行う。	-	指示
						3	施工条件	(1)	行政機関の休日における工事の施工については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
									設計図書に施工時間が定められている場合において、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
									設計図書に施工時間が定められていない場合において、夜間に工事の施工を行うときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						4	品質管理	(2)	必要に応じて監督員の検査を受ける。	-	検査
								(3)	品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						5	施工中の安全確保	(4)	施工箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等が工事に支障を来す場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(6)	近隣等との折衝について記録し、直ちに監督員に報告する。	報告	-
									地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。	報告	-

編		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	3	工事現場管理	7	災害等発生時の安全確保		災害及び事故が発生した場合は、対策を含めてその経緯を監督員に報告する。	報告	-
						9	発生材の処理等	(1)	設計図書に定められた以外の発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(2)	発生材のうち、引渡しを要するものの引き渡し(保管）場所については、監督員の指示を受ける。	-	指示
									発生材のうち、引渡しを要するものについては、調書を作成して、監督員に提出する。	提出	-
									発生材のうち、再資源化を図るものと指定されたものについては、分別を行い、再資源化施設等に搬入したのち調書を作成して監督員に提出する。	提出	-
									上記以外の発生材は関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告する。	報告	-
				4	機器及び材料	2	機材の品質等	(3)	使用器材が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJISによると指定された機材で、JISマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。	提出	承諾
								(5)	工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に報告する。	報告	-
								(6)	調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表を監督員に提出する。	提出	-
								(7)	機器には、製造者名、製造年月日又は、製造年、型式、型番、性能等を明記した名盤を取り付ける。	-	指示
						3	機材の搬入		機材の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	報告	承諾
						4	機材の検査等	(1)	現場に搬入した機材は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾 検査
								(2)	一度検査に合格した機材と同じ機材は、以後、抽出検査とするが、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
						5	機材の検査に伴う試験	(3)	試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	-
						6	機材の保管		搬入した機材のうち、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、適切な措置を講じ、工事現場外に搬出する。	-	指示

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	5	施工	2	技能士		技能士の資格を証明する資料(=技能士報告書)を監督員に提出する。ただし、施工計画書に記載し、資格証明等を添付することで省略可能。	提出	-
						3	一工程の施工の確認及び報告		一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で監督員の指示を受けたときは、適合確認を行い、適時、監督員に報告する。この場合において、確認・報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。	報告	指示 承諾
						4	施工の検査等	(1)	設計図書に定められた場合又は、一工程の確認を報告した場合は、監督員の検査を受ける。	-	検査
								(2)	上記の検査に合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
								(3)	見本施工（特記された場合）については、見本施工を行い監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						5	施工の検査に伴う試験	(2)	試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	-
						6	総合運転調整等	1	総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、人員及び安全対策を含む総合試運転調整計画書を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
								4	総合試運転調整の完了後は、機器等の運転状態の記録表及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を監督員に提出する。	提出	-
						8	施工の立会い	(1)	設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。また、監督員立会確認記録は、工程表又は打合せ記録に集約することができる。	-	指示 立会
						9	工法の提案	(1)	設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法、生産性向上に有効な工法等の提案がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						10	化学物質の濃度測定	(3)	測定結果を監督員に提出する。	提出	-
				6	工事検査及び技術検査	1	工事検査	(1)	工事を完了したときは、工事完成の通知(=工事完了届)を監督員に提出する。	提出	-
								(2)	契約書に規定する部分払を請求する場合は、出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受ける。	請求	指示
				7	完成図等	2	完成図		図面の種類は特機による。記載内容の詳細は監督員との協議による。	提出	協議
						3	保全に関する資料	(2)	保全に関する資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。	協議	協議

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	7	完成図等	4	標識その他	(3)	配管の種別は原則として、ＪＩＳ　Ｚ　9102（配管系の種別表示）によるものとし、識別方法及び色合いは、監督員の指示による。	-	指示
						5	保守工具	(3)	当該工事のうちポンプ、送風機、吹出口、衛生器具、桝棟の保守点検に必要な工具一式を監督員に提出する。	提出	-
2	共通事項	2	配管工事	5	管の接合	3	塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管、耐熱性ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管及びﾎﾟﾘ粉体鋼管	(4)	塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合で、やむを得ずフランジを現場取付けするときは、監督員の承諾を受け、標準図（施工２塩ビライニング鋼管及びステンレス鋼管の施工要領）により取り付ける。	-	承諾
						7	ステンレス鋼管	(2)	現場で溶接する場合は、ＴＩＧ自動円周溶接機を使った自動溶接とし、やむを得ず手動溶接を行う場合は、監督員の立会いを受けて行う。	-	立会
						8	鋼管		メカニカル接合の場合は、呼び径25以下に適用し、監督員の承諾を受け、JSDA 0002(銅配管用銅及び鋼合金の機械的管継手の性能基準)を満足した継手により接合する、	-	承諾
						15	溶接接合	4	溶接工		
									自動溶接を除く溶接工は、次に示す試験等の技量を有するもの又は監督員が同等以上の技量を有すると認めたものとする。ただし、軽易な作業と監督員が認め、承諾を得たものについてはこの限りでない。	-	承諾
								7	仮付け		
									仮付け溶接終了後、開先形状確認のため、監督員の指示に従い工事写真又は開先寸法記録を残す。ただし、工場溶接にあっては、この限りでない。	-	指示
								10	溶接方法		
									溶接方法は、被覆アーク溶接、TIG溶接若しくは監督員の承諾を得た半自動アーク溶接、自動溶接又はそれらの組合せによって行う。ただし、ステンレス鋼管の場合は、被覆アーク溶接は行わない。	-	承諾
								11	溶接施工		
									溶接作業は、降雨・降雪時や強風時には行わない。ただし、溶接部が十分に保護され、監督員の承諾を受けた場合は、作業を行うことができる。 また、降雨・降雪や強風の影響を受けない建物内での作業は、この限りでない。	-	承諾
		3	保温、塗装及び防錆工事	2	塗装及び防錆工事	1	塗装	1	一般事項		
									仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗板を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
									検査を要するものの塗装は、当該部分の検査終了後に施工する。やむを得ず検査前に塗装を必要とするときは、事前に監督員の承諾を受ける。	-	承諾

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
2	共通事項	4	関連工事	2	土工事	1	一般事項		地中埋設物は、事前に調査し、地中配線、ガス管等を掘り当てた場合は、これらを損傷しないように注意し、必要に応じて緊急処置を行い、監督員及び関係者と協議して処理する。	協議	協議
				4	コンクリート工事	1	一般事項		コンクリートについては、JIS A 5308「レディミクストコンクリート」への適合を認証されたものとし、種類は普通コンクリートとする。ただし、コンクリートが少量の場合等は、監督員の承諾を受けて、現場練りコンクリートとすることができる。	-	承諾
									コンクリートの設計基準強度については、特記がなければ、18N/mm2以上、スランプは15ｃｍ又は18cmとし、施工に先立ち調合表を監督員に提出する。ただし、少量の場合等は、監督員の承諾を受けて、省略することができる。	提出	承諾
									鉄筋については、JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものとする。ただし、鉄筋が少量の場合で、監督員の承諾を受けたものは、この限りでない。	-	承諾
				6	鋼材工事	3	溶接	(1)	溶接工は、配管の場合は2.5.15「溶接接合」によるものとし、配管以外の場合は、JIS Z 3801に示す試験等による技量を有する者又は監督員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。ただし、軽易な作業と監督員が認め、承諾を得た者については、この限りでない。	-	承諾
3	空気調和設備工事	1	機材	4	コージェネレーション装置	16	試験		次の(ｱ)、(ｲ)の試験を行い、設計図書に示された構造と性能であることを確認する。	提出	-
				5	氷蓄熱ユニット	11	試験		氷蓄熱ユニットの試験は、表3.1.6の試験により、設計図書に示された構造と性能であることを確認する	提出	-
4	自動制御設備工事	1	機材	4	中央監視制御装置	2	中央監視盤	2	中央処理装置		
									監視制御機能の構成、表示内容等については、特記にて適用された範囲に基づき、監督員と協議する。	協議	協議

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
4	自動制御設備工事	1	機材	6	機材の試験	1	機材の試験		機材の試験は、表4.1.17により行い、試験結果を監督員に報告する。	報告	承諾
		2	施工	2	盤類の取付け	1	自動制御盤の取付け		質量の大きいもの及び特殊な取付方法のものは、あらかじめ取付け詳細図を作成し、監督員に提出する。	提出	-
				6	総合試運転調整等	2	総合試運転調整	(2)	総合試運転調整完了後、制御・計測調整報告書を監督員に提出する。エネルギー管理機能を備える場合は、総合試運転調整時の計測、計量等のデータによるグラフ等を監督員に提出する。 なお、制御・計測値が確認できない電気式の場合を除く。	提出	-
6	ガス設備工事	2	都市ガス設備	2	施工	5	防食処置		鋼管で、腐食のおそれのある部分は、(ｱ)から(ｴ)による腐食処置を施すものとする。ただし、監督員の承諾の上、ガス事業者の定める工法によることができる。	-	承諾
7	さく井設備工事	1	一般事項	1	総則	1	一般事項	(3)	(ｱ)、(ｲ)の場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受ける。	報告	指示
								(4)	(ｱ、(ｲ))の場合は、監督員の立会いを受ける。ただし、同一工法の場合で監督員の承諾を受けた場合は省略することができる。	-	承諾 立会
		2	揚水井設備	1	機材及び施工	1	掘削	(4)	崩壊、出水、逸水が泥水のみでは防止できないおそれがある場合は、速やかに監督員に報告する。	報告	-
						4	スクリーン	(2)	スクリーンの据付位置は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
9	昇降機設備工事	2	一般エレベーター	2	機材及び施工	1	駆動装置	2	電動機		
									電動機は、第2章2.2.1.2「電動機」による。	-	-
						10	塗装	3	塗装標準		
									(3)塗装色は、（一社）日本エレベーター協会のエレベーターのエレベーター用色見本帳、（一社）日本塗料工業会の色見本帳によるものとし、それによらない場合は、塗り見本を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
						13	試験		試験は、JIS A 4302（昇降機の検査標準）に準じて行い、（一社）日本エレベーター協会標準の定める試験成績書に記載して監督員に提出する。	提出	-
		5	小荷物専用昇降機	2	機材及び施工	1	駆動装置等	2	電動機		
									比較的小さい始動電流で大きな回転力を得ることができ、かつ、頻繁な始動にも十分耐えられるものとする。	-	-

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
9	昇降機設備工事	6	エスカレーター	2	機材及び施工	2	駆動装置等	1	電動機		
									電動機は、製造者の標準仕様とする。なお、電動機の始動電流実効値は1,000％以下とする。	-	-
						13	試験		試験は、JIS A 4302（昇降機の検査標準）に準じて行い、（一社）日本エレベーター協会標準の定める試験成績書に記載した監督員に提出する。	提出	-
10	機械式駐車設備工事	2	二段方式機械式駐車装置	2	機材及び施工	1	駆動装置	1	電動機		
									電動機は、製造者の標準仕様とする。	-	-
						8	塗装及び防錆	3	塗装標準		
									塗装色は、塗装見本を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
						11	性能試験		性能試験は、表10.2.2による作動確認試験を行い、試験完了後、試験成績書を速やかに監督員に提出する。	提出	-
11	医療ガス設備工事	1	一般事項	1	総則	1	一般事項	(5)	工事の施工は、着手に先立ち施工計画書を作成し、当該施設の責任者及び監督員の承諾を受けた後に行う。	提出	承諾
		2	医療ガス設備工事	1	機材	4	機材の検査に伴う試験	(3)	試験が完了したときは、その試験成績表を速やかに監督員に提出する。	提出	-
								(4)	製造者において、実験値等が整備されているものは、監督員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。	提出	-
				4	検査・試験	1	一般事項	(2)	施工管理者及び現場代理人は、検査・試験完了後に自署捺印した検査・試験合格証明票及び検査・試験成績書を作成し、監督員に提出する。	提出	-

（６）機械設備改修工事

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	1	総則	3	官公署その他への届出手続等	(2)	関係法令等の必要な届出手続き等について、届出内容をあらかじめ監督員へ報告する。	報告	-
								(4)	排煙設備、消火設備等の防火設備の改修を行う場合で、機能の停止ができない場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						4	工事実績情報サービス(CORINS)への登録	(1)	工事実績情報の登録予定内容について、事前に監督員の承認を受ける。	-	確認
								(2)	登録後は、登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。	提出	-
						5	書面の書式及び取扱い	(1)	書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、公共建築工事標準書式によるほか、監督員と協議による。	協議	協議
								(3)	施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員へ提出する。	提出	-
						6	設計図書等の取扱い	(2)	第三者への使用又は閲覧の禁止について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
						7	関連工事等の調整		工事全体の円滑な施工のため監督員の調整に協力する。	協力	-
						8	疑義に対する協議等	(1)	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						9	工事の一時中止に係る事項		工事の一時中断が必要となった場合は、直ちに状況を監督員に報告する。	報告	-
						10	工期の変更に係る資料の提出		工期を変更する場合は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。	提出	-
						11	特許の出願等		工事施工上必要な材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。	協議	協議
						12	埋蔵文化財その他の物件		埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。	報告	指示
						13	関係法令の遵守		工事の施工にあたり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。	-	-
				2	工事関係図書	1	実施工程表	(1)	工事の着手に先立ち、関係者と調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(3)	契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の変更が生じた場合は、実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(4)	上記以外により、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
								(5)	週間工程表、月間工程表、工種別工程表を監督員に提出する。	提出	指示

編		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	2	工事関係図書	2	施工計画書	(1)	工事の着手に先立ち総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。	提出	-
								(3)	品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた工種別施工計画書を施工に先立ち作成し、監督員に提出する。但し、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、作成を省略可。	提出	承諾
								(4)	総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(5)	施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
						3	施工図等	(1)	施工に先立ち、施工図等の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
								(3)	施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。	報告	承諾
						4	工事の記録等	(4)	適切な施工であることの証明を監督員の指示により、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。	-	指示
								(5)	監督員から請求されたときは、工事の記録等を監督員に提示し、又は提出する。	提出	-
				3	工事現場管理	2	電気保安技術者	(2)	電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
								(3)	電気保安技術者は監督員の指示に従い業務を行う。	-	指示
						3	施工条件	(1)	行政機関の休日における工事の施工については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
									設計図書に施工時間が定められている場合において、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
									設計図書に施工時間が定められていない場合において、夜間に工事の施工を行うときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(2)	工事期間中、施工場所の設備機能は、原則として停止させる。但し、設計図書に定めのある場合又は設備機能の停止が必要ない場合で、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
								(5)	振動、騒音、臭気、粉じん等の発生する作業を行う場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						4	品質管理	(2)	必要に応じて監督員の検査を受ける。	-	検査
								(3)	品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議

編		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	3	工事現場管理	5	施工中の安全確保	(2)	同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督員から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。	-	指名
								(3)	工事の計画及び施工に当たり、施工範囲における工事管理区分を監督員及び建物の管理者と事前打合せの上、工事に伴う事故防止や環境保全に留意し、必要な管理事項を定めてこれを行う。	打合	打合
								(5)	施工箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等が工事に支障を来す場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(6)	近隣等との折衝について記録し、直ちに監督員に報告する。	報告	-
									地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。	報告	-
						8	災害等発生時の安全確保		災害及び事故が発生した場合は、対策を含めてその経緯を監督員に報告する。	報告	-
						10	既存部分等への処置	(3)	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。	報告	承諾
				4	機器及び材料	2	機材の品質等	(3)	使用器材が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS、JAS又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機材で、JISマーク、JASマーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。	提出	承諾
								(5)	工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に報告する。	報告	-
								(6)	調合を要する材料については、調合表等を監督員に提出する。	提出	-
								(7)	設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督員の承諾を受ける。	提示 提出	承諾
						3	再使用品	(1)	取外しを行い再使用する機材は、(ｱ)～(ｵ)による。		
									取外し前に確認する状態及び性能・機能の特記がない場合は、監督員と協議する。	協議	協議
									状態及び性能・機能の確認の結果、修理等の必要が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							(次ページへ続く)		再取付けまでの保管場所は、監督員と協議する。	協議	協議

編		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	4	機器及び材料	3	再使用品	(2)	再使用できない機器類は、監督員と協議する。	協議	協議
						4	機材の搬入		工事現場へ機材を搬入するごとに、品質及び性能を確認し、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	報告	承諾
						5	機材の検査等	(1)	現場に搬入した機材は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾 検査
								(2)	(1)による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、抽出検査とするが、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
						6	機材の検査に伴う試験	(3)	試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	-
						7	機材の保管		搬入した機材のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。	-	指示
				5	施工調査	2	施工計画調査	(2)	消火設備等を改修する場合、現行法令に適合しない箇所が確認された場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						3	事前調査		施工に先立ち、設計図書に定められた調査を行い、監督員に報告する。	報告	-
				6	施工	2	技能士	(3)	技能士の資格を証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
						3	一工程の施工の事前確認		一工程の施工に先立ち、(ｱ)から(ｳ)の項目について監督員に報告する。	報告	-
						4	一工程の施工の確認及び報告		一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で監督員の指示を受けたときは、適合確認を行い、適時、監督員に報告する。この場合において、確認・報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。	報告	指示 承諾
						5	施工の検査等	(1)	設計図書に定められた場合、一工程の確認を報告した場合及び監督員から指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。	-	検査
								(2)	上記の検査に合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
								(3)	見本施工（特記された場合）については、見本施工を行い、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						6	施工の検査に伴う試験	(2)	試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出する。	提出	-
						9	施工の立会い	(1)	(ｱ)～(ｵ)の場合は、監督員の立会いを受ける。	-	立会
								(2)	監督員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に立会いを請求し、日時について監督員の指示を受ける。	請求	指示

編		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	1	一般事項	6	施工	10	工法の提案		設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法、生産性向上に有効な工法等の提案がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						11	化学物質の濃度測定	(3)	室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の測定結果を監督員に提出する。	提出	-
				7	工事検査及び技術検査	1	工事検査	(1)	契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ｱ)及び(ｲ)に示す全てを満たす場合に、監督員に提出する。	提出	-
								(2)	契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。	請求	指示
				8	完成図等	1	完成図の作成範囲		完成図の作成範囲は、原則として施工範囲とするほか、必要に応じて監督員と協議する。	協議	協議
						4	保全に関する資料	(2)	保全に関する資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。	協議	協議
						5	標識その他	(3)	配管、弁及びダクトには、(ｱ)及び(ｲ)の識別を行う。なお、配管の識別は原則としてJIS Z 9102「配管系の識別表示」によるものとし、識別方法及び色合いは監督員に指示による。	-	指示
						6	保守工具		当該工事のうちポンプ、送風機、吹出口、衛生器具、桝等の保守点検に必要な工具一式を監督員に提出する。	提出	-
		2	仮設工事	2	足場その他	2	工事用電力等	(3)	既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(5)	既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				3	監督員事務所、機材置場、その他の仮設物	1	監督員事務所	(3)	監督員事務所には、監督員の指示により、電灯、給排水その他の設備を設ける。なお、設置する備品等の種類及び数量は、特記による。	-	指示
				4	仮設物撤去その他	1	仮設物の撤去その他	(1)	工事の進捗上又は構内建築物等の使用上、仮設物が障害となる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(2)	仮設物を移転する場所がない場合は、監督員の承諾を受けて、工事目的物の一部を使用することができる。	-	承諾
		3	養生	1	一般事項	1	養生範囲		特記がなく、工事後に使用される建築物、設備、備品等で、工事中の汚損、変色等が、工事前の状態と異なるおそれがある箇所は、養生を行うものとし、養生範囲は監督員と協議する。	協議	協議

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	一般共通事項	4	撤去	1	一般事項	2	撤去作業の安全対策		撤去作業に伴う安全対策は、1.3.5「施工中の安全確保」及び1.3.9「施工中の環境保全等」によるほか、(ｱ)～(ｳ)による。		
									粉じん及びほこりが発生するおそれのある撤去作業には、監督員と協議して有効な換気装置等を設置する。	協議	協議
				2	施工	1	有害物質を含む撤去		撤去部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されている場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						5	撤去跡の補修及び復旧	(1)	壁付け機器、床置き機器、天井付け機器撤去跡の取付ボルト孔及び壁面、天井面の変色等の補修並びに床補修等は特記による。特記がなければ監督員との協議による。	協議	協議
								(2)	床、壁、天井等の撤去後の開口部の補修の方法及び仕上げの仕様は特記による。特記がなければ監督員と協議する。	協議	協議
		5	発生材の処理等	1	発生材の処理	1	一般事項	(1)	発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(2)	(ｱ)　発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、監督員の指示を受けた場補に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督員に提出する。	提出	-
									(ｲ)　発生材のうち、再資源化を図るとしていされたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入した後、調書を作成し、監督員に提出する。	提出	-
									(ｱ)及び(ｲ)以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告する。	報告	-
2	共通事項										
		2	配管工事	1	配管材料等	1	配管材料・配管附属品・計器その他	(5)	既存配管との取り合い部分等で、(1)によらない継手を使用する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				2	配管施工の一般事項	4	既設配管の再生を行う場合の留意事項 (次ページへ続く)	(2)	配管のサンプリングを行い内部の状態について記録し、写真等を監督員に提出する。 (ｲ)　調査により、工法や施工は員を変更する場合は、監督員と協議する。	提出 協議	- 協議

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
2	共通事項	2	配管工事	2	配管施工の一般事項	11	既設配管の再生を行う場合の留意事項	(3)	作業機器の据付場所は、騒音の防止、仮設給排水の確保、じんあいの飛散防止等を検討し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(5)	既設配管より取外した弁、衛生器具等が、老朽化等の理由で再使用が不可能な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(6)	作業後、管内の洗浄及び消毒を行い、通水後、末端部の水栓等より採水し、水質検査を行い、監督員に提出する。	提出	-
				5	管の接合	1	一般事項	(8)	既設配管との接続方法は、原則として、2.3.2「鋼管」以降により、継手は新品（既設配管に溶接されたフランジを除く）とする。なお、これによることができない場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						3	塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管	(4)	塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合で、やむを得ずフランジを現場取付けする場合は、監督員の承諾を受け、標準図（塩ビライニング鋼管及びステンレス鋼管の施工要領）により取り付ける。	-	承諾
						7	ステンレス管	(2)	溶接接合は、次によるほか、2.5.15「溶接接合」の当該事項による。 (ｲ)　溶接作業は、原則として、工場で行う。また、現場溶接する場合は、TIG自動円周溶接機を使った自動溶接とし、やむを得ず手動溶接を行う場合は、監督員の立会いを受けて行う。	-	立会
						8	銅管	(1)	水配管の接合は、差込接合又はメカニカル接合とし、次による。 (ｲ)　メカニカル接合は、呼び径25以下に適用し、監督員の承諾を受け、JCDA 0002「銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準」を満足した継手により接合する。	-	承諾
						16	溶接接合	4	溶接工 (1)　自動溶接を行う者は、自動溶接機、溶接方法に十分習熟し、かつ、十分な技量及び経験を有する者で監督員が認めた者とする。	-	承諾
									(2)　自動溶接を除く溶接工は、次の試験等の技量を有する者又は監督員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。ただし、軽易な作業と監督員が認め承諾を得た者については、この限りでない。	-	承諾
								7	仮付け (5)　仮付け溶接終了後、開先形状確認のため、監督員の指示に従い、工事写真又は開先寸法記録を残す。ただし、工場溶接にあってはこの限りでない。	-	指示

（次ページへ続く）

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
2	共通事項	2	配管工事	5	管の接合	15	溶接接合	10	溶接方法 溶接方法は、被覆アーク溶接、TIG溶接若しくは監督員の承諾を得た半自動アーク溶接、自動溶接又はそれらの組合せによって行う。	-	承諾
								11	溶接施工 (1)　溶接部が十分に保護され、監督員の承諾を受けた場合は、降雨・降雪時や強風時にも作業を行うことができる。建物内での作業はこの限りでない。	-	承諾
				5	地中配管	1	一般事項	11 (ｳ)	既設地中配管の経路が不明な場合は、監督員と協議の上、試験堀を行う。	協議	協議
								11 (ｴ)	新設配管経路に埋設物等の障害が生じた場合は、監督員と協議し、経路変更を行う。	協議	協議
				9	試験	1	一般事項	(ｱ)	隠ぺい又は埋戻の施工前に試験を行う。		
								(ｲ)	配管完了後の塗装前に試験を行う。		
								(ｳ)	保温施工前に試験を行う。		
				10	撤去	2	既設配管の撤去	(1)	既設配管の撤去範囲は特記による。ただし、その位置で不具合が生じた場合又は接続が不可能若しくは危険と判断される場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(3)	止水後、水栓や水抜きバルブより水抜きを行い、管内容物を確実に輩出したことを確認した後、管の切断・切離しを行う。なお、管内容物を完全に排出できない場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(5)	配管切断位置に分岐バルブがない場合又は既設バルブで確実に止水できない場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		3	保温、塗装及び防錆工事	2	塗装及び防錆工事	1	塗装	1	一般事項		
									(ｴ)　仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出し、承諾を受ける。	提出	承諾
									(ｷ)　検査を要するものの塗装は、当該部分の検査の終了後に施工する。やむを得ず検査前に塗装を必要とするときは、事前に監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		5	はつり及び穴開け	1	一般事項	1	共通事項	(4)	特記以外の場所を施工する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						2	非破壊検査	(ｱ)	作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
						3	穴開け及び補修	(6)	ダクト用開口でクラッシャー工法等、他の工法を採用する場合は、監督員と協議する。	協議	協議

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
2	共通事項	7	関連工事	2	土工事	1	一般事項	(ｲ)	地中埋設物は、事前に調査を行い、給排水管、ガス管、配線等に影響がないように施工する。なお、給排水管、ガス管、配線等を掘り当てた場合には、これらを損傷しないように注意するとともに、必要に応じて、緊急処置を行い、監督員及び関係者と協議して処理する。	協議	協議
				4	コンクリート工事	1	一般事項	(1)	コンクリートは、次によるほか、その種類は普通コンクリートとし、原則として、レディミクストコンクリートとする。レディミクストコンクリートは、JIS Q 1001「適合性評価-日本産業規格への適合性-一般認証指針（鉱工業品及びその加工技術）」及びJIS Q 1011「適合性評価-日本工業規格への適合性の認証-分野別認証指針（レディミクストコンクリート）」に基づき、JIS A 5308「レディミクストコンクリート」への適合を認証されたものとする。ただし、コンクリートが少量の場合等は、監督員の承諾を受けて、現場練りコンクリートとすることができる。	-	承諾
									(a)　コンクリートの設計基準強度は、特記がなければ、18N/mm2以上、スランプは15cm又は18cmとし、施工に先立ち、調合表を監督員に提出する。ただし、少量の場合等は、監督員の承諾を受けて省略することができる。	提出	承諾
								(ｲ)	鉄筋は、JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものとする。ただし、少量の場合で監督員の承諾を受けたものは、この限りでない。	-	承諾
				6	鋼材工事	3	溶接	(1)	溶接工は、配管の場合は2.5.15「溶接接合」によるものとし、配管以外の場合は、JIS Z 3801「手溶接技術検討における試験方法及び判定基準」に示す試験等による技量を有する者又は監督員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。ただし、軽易な作業と監督員が認め、承諾を得た者については、この限りでない。	-	承諾
		5	はつり及び穴開け	1	一般事項	5	既設基礎の解体はつり	(3)	周辺機器等の養生が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(4)	防水層等の補修が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		6	インサート及びアンカー	2	施工	1	穿孔	(3)	埋込み配管等に干渉した場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し、指示を受ける。	報告	指示
								(5)	穿孔された孔内に水分があることが確認された場合は、監督員に報告し、指示を受ける。	報告	指示

編		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
3	空気調和設備工事	1	機材	1	機器	1	一般事項	(1) 機材は、標準仕様書第3編第1章「機材」によるほか、本章による。	-	-
		2	施工	1	機器の据付及び取付け	1	一般事項			
				2	ダクトの取付け	7	ダクト清掃	(2) ダクト清掃作業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号)に基づくダクト清掃作業監督者を配置し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(3) 当該ダクトの経路、構造、天井点検・作業口の取付けの適否等を調査し、監督員に報告する。	報告	-
								(4) 施工に先立ち、当該ダクトの既存状態を調査・記録（記録写真等を含む）し、監督員に提出する。 なお、調査・記録する場所及び個所数は特記による。	提出	-
								(5) 作業機器の据付場所は、騒音対策、ほこり等の飛散防止対策を考慮した場所とし、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
								(12) 所定の清掃作業終了後にダクト系の機能を調査確認する。また、清掃後のダクト内面の状態を記録写真に撮り、監督員に提出する。	提出	-
				4	撤去	2	機器の撤去	(3) オイルタンク、オイルサービスタンク等の撤去に先立ち、次の措置を講ずる。 (ｱ)　タンク内の残油の有無を確認する。なお、タンク内に残油がある場合には、監督員に報告する。 (ｲ)　タンク内に残油がないことの確認ができた場合は、廃油の回収を行うとともに、内部の洗浄を行う。また、撤去に際しては、火気を使用してはならない。なお、廃油の回収方法及び内部の洗浄方法は、第1編5.1.2「産業廃棄物等」(4)による。	報告	-
								(6) 冷凍機、ボイラー、空調機等の大形機器の撤去において、機器を分割・解体する必要がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(7) 機器の吊り装置（電動ウインチ等）とそれらを指示固定する架台（チャンネﾙﾍﾞｰｽ）等が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						5	既設ダクトの撤去	(1) 既設ダクトの撤去範囲は特記による。ただし、その位置で不具合が生じた場合又は接続等が不可能な場合若しくは危険と判断される場合は、監督員と協議する。	協議	協議
							（次ページへ）	(2) 既設ダクトの撤去による振動及び粉じん発錆に制約がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議

編		章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
3	空気調和設備	2	施工	4	撤去	6	既設ダクトの搬出	(2)	搬出において既設エレベーターを使用する場合は、監督員と協議する。なお、使用する場合の養生方法は、第１編第３章「養生」による。	協議	協議
4	自動制御設備工事	2	施工	2	盤類の取付け	1	自動制御盤の取付け		自動制御盤の据付けは、次によるほか、第３編2.1.1「一般事項」の当該事項による。 (ｱ)　隣接した盤は、相互間にスキマのできないようにライナー等を用いて調整を行う。 (ｲ)　質量の大きいもの及び特殊な取付け方法のものは、あらかじめ取付け詳細図を作成し、監督員に提出する。 (ｳ)　メタルラス張り、ワイヤラス張り、金属板張り等の木造の造営物に、動力回路等を含む盤類を取り付ける場合は、それらの金属部分と電気的に絶縁して取付ける。	提出	-
				4	総合試運転調整等	2	総合試運転調整	(2)	総合試運転調整完了後、制御・計測調整報告書を監督員に提出する。制御・計測調整報告書は、日時、系統名、機器名称、型番、取付位置・状態、設定値（設定値協議書を含む）、実測値及び制御動作状態を記入したものとする。また、エネルギー管理機能を備える場合は、総合試運転調整時の計測、計量等のデータによるグラフ等を監督員に提出する。なお、制御・計測値が確認できない電気式の場合を除く。	提出	-
5	給排水衛生設備工事	1	機材	1	機器・器具	1	一般事項	(1)	機材は、標準仕様書第5編第1章「機材」によるほか、本章による。	報告 協議	- 協議
		2	施工	1	衛生器具	2	衛生器具	1	大便器		
									(4)　既設排水管を利用する場合で排水芯の位置調整の必要性が生じる場合は、監督員に報告する。	報告	-
				2	給排水衛生機器	7	機器・器具の再使用		再使用品は、次によるほか、第１編1.4.3「再使用品」による。 (ｱ)　衛生器具を再使用する場合、ボルト及びパッキン類は新品とする。 (ｲ)　再使用する衛生器具は、取外しの前後で洗浄及び消毒を行った後、養生を行う。また、取外し及び再取り付け時には、ひび割れ、傷等の確認を行う。なお、ひび割れ、傷等を確認した場合は、監督員に報告する。 (ｳ)　飲料用タンク及びその他の器具を再利用する場合、清掃及び消毒を行い、水質検査結果を監督員に提出する。 (ｴ)　既設の消火機器の型式が失効している場合は、不活性ガス消火設備等の容器弁の点検時期を確認し、監督員に報告する。	報告 提出 報告	-

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
5	給排水衛生設備工事	2	施工	3	撤去	2	機器・器具の撤去	(3)	飲料用タンク、消火用タンク等が使用できなくなる場合は、事前に監督員と協議するほか、関係官署と協議する。	協議	協議
								(7)	ボイラー、タンク等の大形機器の撤去において、搬出経路や搬出口等の制限を受け、機器を分割・解体する必要がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(8)	機器の吊り装置（電動ウインチ等）とそれらを支持固定する架台（チャンネル等）等が必要な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
6	ガス設備工事	2	都市ガス設備	2	都市ガス設備の施工	5	防食処置		鋼管で、腐食のおそれのある部分は、次による防食処置を施すものとする。ただし、監督員の承諾の上、ガス事業者の定める工法によることができる。 (ｱ)　地中配管及び次の部分は、原則として、第2編2.5.3「防食処置」による。 (a)　地中からの立上り部及び立下り部の土と接触する部分 (b)　床下の多湿部及び屋内の水の影響を受けるおそれがある場所の露出部 (ｲ)　コンクリート埋設及び貫通する部分の鋼管類（合成樹脂等で外面を被覆された部分は除く）には、ビニル粘着テープ又はプラスチックテープを1/2重ね1回巻きを行う。 (ｳ)　鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物に引き込まれる箇所の付近の露出部配管には、絶縁継手を設ける。 (ｴ)　地中配管に電気防食を施す場合は、ガス工作物の技術上の基準を定める省令第47条（防食処置）による。	-	承諾
				3	撤去	2	既存設備の撤去	(1)	既設配管等の撤去範囲は特記による。ただし、その位置で不具合が生じた場合又は接続が不可能若しくは危険と判断される場合は、監督員と協議する。	協議	協議
7	昇降機設備工事	1	一般事項	2	仮設工事	1	一般事項	(5)	昇降路内に石綿の封じ込め処理等が施されているおそれがある場合は、監督員に報告する。	報告	-
				3	撤去工事	2	既設機器の撤去	(4)	撤去に際しては、原則として、火気を使用してはならない。また、粉塵等の飛散を防止する措置を講ずる。 なお、やむを得ず火気を使用する場合は、監督員と協議する。	協議	協議
								(5)	床、壁等の撤去後の開口部の補修方法及び仕上げの仕様は特記による。特記がなければ、監督員と協議する。	協議	協議
						3	既設機器の搬出		搬出方法は特記による。なお、搬出経路に開口等を設ける場合は、監督員と協議する。	協議	協議

編		章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
7	昇降機設備工事	2	一般油圧エレベーター	2	機材及び施工	1	機械室内機器	1	油圧パワーユニット		
									(4)電動機は、エレベーター用に製作されたものとし、電動機の始動電流実効値は次の範囲とする。 (a)流量制御弁方式の場合　500%以下 (b)可変電圧可変周波数制御方式の場合　400%以下	-	-

6．監督員による立ち合い、指示、承諾、協議等の区分

標仕令和7年版参照

（７）公共建築木造工事

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	1	共通事項	3	官公署その他への届出手続	(2)	関係法令等の必要な届出手続き等について、届出内容をあらかじめ監督員へ報告する。	報告	-
				4	工事実績情報サービス（CORINS）への登録	(1)	工事実績情報の登録予定内容について、事前に監督員の確認を受ける。	-	確認
						(2)	登録後は、登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。なお、完成まで10日未満の場合は省略できる。	提出	-
				5	書面の書式及び取扱い	(1)	書面を提出する場合の書式(提出部数を含む)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督員と協議による。	協議	協議
						(3)	施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員へ提出する。	提出	-
				6	設計図書等の取扱い	(2)	第三者への使用又は閲覧の禁止について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
				7	関連工事等の調整		工事全体の円滑な施工のため監督員の調整に協力する。	協力	-
				8	疑義に対する協議等	(1)	設計図書の内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難な場合若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
					設計図書の訂正、変更	(2)	設計図書の訂正又は変更を行う場合は、監督員との協議による。	協議	協議
						(3)	設計図書の訂正又は変更を行わない場合も、監督員との協議による。	協議	協議
				9	工事の一時中止に係る事項		工事の一時中断が必要となった場合、直ちに状況を監督員に報告する。	報告	-
				10	工期の変更に係る事項等	(1)	(ｱ)から(ｵ)に該当し、全体工程に影響を及ぼす場合は、監督員に報告する。	報告	-
						(2)	工期を変更する場合は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。	提出	-
				11	特許の出願等		工事において材料、施工方法等を考案し、その特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。	協議	協議
				12	埋蔵文化財その他の物件		埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。	報告	指示
		2	工事関係図書	1	実施工程表	(1)	工事の着手に先立ち、関係者と調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(4)	契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の変更が生じた場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(5)	上記以外により、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
						(6)	週間工程表、月間工程表、工種別工程表を監督員に提出する。	提出	指示

章		節		番　号		号	受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	2	工事関係図書	2	施工計画書	(1)	工事の着手に先立ち総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。	提出	-
						(3)	当該工事の施工に先立ち工種別施工計画書を作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、作成を省略できる。	提出	承諾
						(4)	総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(5)	施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
				3	施工図等	(1)	施工に先立ち、施工図等の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
						(3)	施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。	報告	承諾
				4	工事の記録等	(2)	監督員が指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備する。	-	指示
							工事写真の撮影対象は、特記がなければ、監督員と協議する。	協議	協議
						(5)	監督員から請求されたときは、工事の記録等を監督員に提示し、又は提出する。	提出	-
		3	工事現場管理	2	施工管理技術者	(2)	施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
				3	電気保安技術者	(2)	電気保安技術者は、監督員の指示に従い業務を行う。	-	指示
						(3)	電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
				4	工事用電力設備の保安責任	(1)	工事用電力設備の保安責任者を定め、監督員に報告する。	報告	-
				5	施工条件	(1)	(ｱ)　行政機関の休日における工事の施工については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							(ｲ)　設計図書に施工時間が定められている場合において、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							(ｳ)　設計図書に施工時間が定められていない場合において、夜間に工事の施工を行うときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				6	品質管理	(2)	必要に応じて監督員の検査を受ける。	-	検査
						(3)	品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				7	施工中の安全確保 (次ページへ続く)	(2)	同一場所で別契約の関連工事がある場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。	-	指名

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	3	工事現場管理	7	施工中の安全確保	(4)	施工箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等が工事に支障を来す場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(6)	近隣等との折衝について記録し、直ちに監督員に報告する。	報告	-
							地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。	報告	-
							緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督員に報告の上、対応を行う。	報告	-
				9	災害等発生時の安全確保		災害及び事故が発生した場合は、対策を含めてその経緯を監督員に報告する。	報告	-
				11	発生材の処理等	(1)	設計図書に定められた以外の発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(2)	発生材のうち、引渡しを要するものの引き渡し(保管）場所については、監督員の指示を受ける。	-	指示
							発生材のうち、引渡しを要するものについては、調達を作成して、監督員に提出する。	提出	-
							発生材のうち、再資源化を図るものと指定されたものについては、分別を行い、再資源化施設等に搬入したのち調書を作成して監督員に提出する。	提出	-
							上記以外の発生材は関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告する。	報告	-
		4	材料	2	材料の品質等	(2)	使用材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS若しくはJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。	提出	承諾
						(3)	製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書等を監督員に提出する。	提出	-
						(4)	工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に報告する。	報告	-
						(5)	調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表を監督員に提出する。	提出	-
						(6)	材料の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
				3	材料の搬入		材料の搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	報告	承諾

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章 共通 事項	4	材料	4	材料の検査等	(1)	現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾 検査
						(2)	一度検査に合格した材料と同じ材料は、以後、抽出検査とするが、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
				5	材料の検査に伴う試験	(1)	材料の品質及び性能を証明する試験の方法が設計図書に定められていない場合は、監督員の承諾を受けた試験の方法による。	試験	承諾
						(2)	試験に先立ち試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。	試験	承諾
						(3)	試験は、原則として監督員の立会いを受けて実施する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。	試験	承諾 立会
						(4)	試験結果については、監督員に報告する。	報告	-
				6	材料の保管		破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。	-	指示
		5	施工	1	施工	(2)	コンクリート打ち込み等で設備等が隠ぺい状態となる部分については、別契約の関連工事等の施工の検査が完了するまで施工してはならない。ただし、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
				2	技能士	(3)	技能士の資格を証明する資料(=技能士報告書)を監督員に提出する。ただし、施工計画書に記載し、資格証明等を添付することで省略可能。	提出	-
				3	技能資格者	(2)	技能資格者の資格及び能力を証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
				4	一工程の施工の確認及び報告		一工程の施工を完了したとき又は工程の途中で監督員の指示を受けたときは、適合確認を行い、適時、監督員に報告する。この場合において、確認・報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。	報告	指示 承諾
				5	施工の検査等	(1)	設計図書に定められた場合、一工程の確認を報告した場合及び監督員から指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。	-	検査
						(2)	上記の検査に合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。	-	指示
						(3)	見本施工（特記された場合）については、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				7	総合試運転調整		関連工事等との総合試運転調整を行う場合、防災設備等以外の事項については、監督員と協議する。	協議	協議
				8	施工の立会い	(1)	設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	5	施工	9	工法の提案		設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法、生産性向上に有効な工法等の提案がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
				10	化学物質の濃度測定	(3)	室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の測定結果を監督員に提出する。	提出	-
		6	工事検査及び技術検査	1	工事検査	(1)	工事を完了したときは、工事完成の通知(=工事完了届)を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	契約書に規定する部分払を請求する場合は、出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受ける。	請求	指示
		7	完成図等	2	完成図		施工図は、監督員の承諾を受けた図面を提出する。	提出	承諾
							施工計画書は、監督員の承諾を受けたものを提出する。	提出	承諾
				3	保全に関する資料	(2)	保全に関する資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。	協議	協議
2	仮設工事	2	縄張り、遣方、足場等	1	敷地の状況確認及び縄張り	(1)	敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、敷地周辺等の状況を確認し、監督員に報告する。	報告	-
						(2)	建築物等の位置（縄張り等）について監督員の検査を受ける。	-	検査
				2	ベンチマーク	(2)	ベンチマークの位置、高さ、設置の方法について監督員の検査を受ける。	-	検査
				3	遣り方	(3)	遣り方について監督員の検査を受ける。	-	検査
		3	仮設物	1	監督員事務所等	(2)	監督員事務所に設ける設備は、特記がなければ、監督員と協議する。	協議	協議
				2	危険物貯蔵所		やむを得ず工事目的物の一部を危険物置き場とする場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
		4	仮設物撤去等	1	仮設物撤去等	(2)	工事の進捗上、仮設物が障害となり、かつ、仮設物を移転する場所がない場合に、工事目的物の一部を仮設物の移転先として使用する場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
4	木造工事	2	材料	1	施工一般	(1)	木材の品質、出荷量等を記録した出荷証明書(規格又は認定、強度、含水率、性能等確認できるもの）を監督員に提出する。	提出	-
				2	材料	(1)	製材は次により、適用は特記による。ただし、各階の張間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋交いを入れた軸組以外の柱及び横架材は、(ｱ)から(ｳ)までを適用する。		
							(ｳ) (b) 広葉樹製材の基準強度は、加工前に縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｴ) (b) 無等級材は、加工前に全てについて、含水率、目視による欠点等を確認し、報告書を監督員に提出する。 (c) 基準強度は加工前に縦振動ﾔﾝｸﾞ係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-

(次ページへ続く)

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
4	木造工事	2	材料	2	材料	(8)	丸太材は加工前に全てについて、目視による材の欠点がないことを確認し、報告書を監督員に提出する。その基準強度は、加工前に縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
				7	接合金物・接合具等	(1)	(ｳ)　(a) (公財)日本住宅・木材技術センターが規定する「接合金物規格」及び「木造建築物用接合金物認定規程」以外の接合金物は、製作工場の加工能力等を示す資料を監督員に提出する。 (c) 加工図を作成し、監督員に提出する。 (f) 鋼材の品質を証明する資料及び製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出する。	提出	-
		3	防腐・防蟻処理	1	防腐・防蟻処理		(ｱ)　薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 (b)　JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）に基づく使用薬剤、注入量等の証明書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｲ)　薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 (a)　JIS K 1571（木材保存剤-性能基準及びその試験方法）に適合する表面処理用木材保存剤又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督員に提出する。	提出	-
5	軸組構法(壁構造系)工事	1	共通事項	3	木材等の加工工場	(1)	木材等の加工工場の加工能力等を示す資料を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	選定した木材等の加工工場は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(3)	加工工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出する。	提出	-
		2	材料	1	施工一般	(1)	木材の品質、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。	提出	-
				2	材料	(1)	製材は次により、適用は特記による。ただし、各階の張間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋交いを入れた軸組以外の柱及び横架材は、(ｱ)から(ｳ)までを適用する。		
							(ｳ) (b) 広葉樹製材の基準強度は、加工前に縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｴ) (b) 無等級材は、加工前に全てについて、含水率、目視による欠点等を確認し、報告書を監督員に提出する。 (c) 基準強度は加工前に縦振動ﾔﾝｸﾞ係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(8)	丸太材は加工前に全てについて、目視による材の欠点がないことを確認し、報告書を監督員に提出する。その基準強度は、加工前に縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
5	軸組構法(壁構造系)工事	2	材料	3	接合金物・接合具等	(1)	(ｳ)　(a) (公財)日本住宅・木材技術センターが規定する「接合金物規格」及び「木造建築物用接合金物認定規程」以外の接合金物は、製作工場の加工能力等を示す資料を監督員に提出する。 (c) 加工図を作成し、監督員に提出する。 (f) 鋼材の品質を証明する資料及び製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出する。	提出	-
		3	防腐・防蟻処理	1	防腐・防蟻処理		(ｱ)　薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 (b)　JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）に基づく使用薬剤、注入量等の証明書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｲ)　薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 (a)　JIS K 1571（木材保存剤-性能基準及びその試験方法）に適合する表面処理用木材保存剤又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督員に提出する。	提出	-
		4	木材の加工	1	施工図等		木材の施工図等を作成し、加工に必要な事項を明確にするとともに、全体の納まりや詳細について十分検討して、監督員の承諾を受ける。ただし、小規模な平屋建て建築物等の場合は、提出とすることができる。	提出	-
				10	製品確認		加工材の断面寸法、長さ、仕口及び継手位置、接合金物等の取付け位置等について、全て確認を行い、記録を監督員に提出する。	提出	-
		5	搬入及び建方	1	材料の搬入等	(3)	加工材は、搬入後建方前に、寸法及び含水率について、監督員の検査を受ける。	-	検査
						(4)	工事現場における含水率の測定は、監督員との協議による。測定は、「4.2.4 含水率の測定」による。	協議	協議
				5	建方	(3)	建方中の軸組架構に、材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な大荷重を負担させる場合は、補強の要否等の必要な検討を行い、検討結果を監督員に提出する。	提出	-
				6	建方精度	(3)	建方精度の確認は、建入れ直し後に行い、監督員の検査を受ける。	-	検査
6	軸組構法(軸構造系)工事	1	共通事項	3	木材等の加工工場	(1)	木材等の加工工場の加工能力等を示す資料を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	選定した木材等の加工工場は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(3)	加工工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出する。	提出	-
		2	材料	1	施工一般	(1)	木材の品質、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。	提出	-
				2	材料 (次ページへ続く)	(1)	製材は次により、適用は特記による。ただし、各階の張間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋交いを入れた軸組以外の柱及び横架材は、(ｱ)から(ｳ)までを適用する。		

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
6	軸組構法(軸構造系)工事	2	材料	2	材料	(1)	(ｳ) (b) 広葉樹製材の基準強度は、加工前に縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｴ) (b) 無等級材は、加工前に全てについて、含水率、目視による欠点等を確認し、報告書を監督員に提出する。 (c) 基準強度は加工前に縦振動ﾔﾝｸﾞ係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(8)	丸太材は加工前に全てについて、目視による材の欠点がないことを確認し、報告書を監督員に提出する。その基準強度は、加工前に縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
				3	接合金物・接合具等	(1)	(ｳ)　(a) (公財)日本住宅・木材技術センターが規定する「接合金物規格」及び「木造建築物用接合金物認定規程」以外の接合金物は、製作工場の加工能力等を示す資料を監督員に提出する。 (c) 加工図を作成し、監督員に提出する。 (f) 鋼材の品質を証明する資料及び製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出する。	提出	-
		3	防腐・防蟻処理	1	防腐・防蟻処理		(ｱ)　薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 (b)　JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）に基づく使用薬剤、注入量等の証明書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｲ)　薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 (a)　JIS K 1571（木材保存剤-性能基準及びその試験方法）に適合する表面処理用木材保存剤又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督員に提出する。	提出	-
		4	木材の加工	1	施工図等		木材の施工図等を作成し、加工に必要な事項を明確にするとともに、全体の納まりや詳細について十分検討して、監督員の承諾を受ける。ただし、小規模な平屋建て建築物等の場合は、提出とすることができる。	提出	-
				10	製品確認		加工材の断面寸法、長さ、仕口及び継手位置、接合金物等の取付け位置等について、全て確認を行い、記録を監督員に提出する。	提出	-
		5	搬入及び建方	1	材料の搬入等	(3)	加工材は、搬入後建方前に、寸法及び含水率について、監督員の検査を受ける。	-	検査
						(4)	工事現場における含水率の測定は、監督員との協議による。測定は、「4.2.4 含水率の測定」による。	協議	協議
				6	建方	(3)	建方中の軸組架構に、材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な大荷重を負担させる場合は、補強の要否等の必要な検討を行い、検討結果を監督員に提出する。	提出	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
6	軸組構法(軸構造系)工事	5	搬入及び建方	7	建方精度	(3)	建方精度の確認は、建入れ直し後に行い、監督員の検査を受ける。	-	検査
7	枠組壁工法工事	1	共通事項	3	木材等の加工工場	(2)	パネル製作工場及び木材等の加工工場の制作・加工能力等を示す資料を監督員に提出する。	提出	-
						(3)	選定したパネル製作工場等は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(4)	パネル製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出する。	提出	-
		2	材料	1	施工一般	(1)	木材の品質、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。	提出	-
				2	材料	(1)	製材は次により、適用は特記による。ただし、各階の張間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋交いを入れた軸組以外の柱及び横架材は、(ｱ)から(ｳ)までを適用する。		
						(1)	(ｳ) (b) 広葉樹製材の基準強度は、加工前に縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｴ) (b) 無等級材は、加工前に全てについて、含水率、目視による欠点等を確認し、報告書を監督員に提出する。 (c) 基準強度は加工前に縦振動ﾔﾝｸﾞ係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(8)	丸太材は加工前に全てについて、目視による材の欠点がないことを確認し、報告書を監督員に提出する。その基準強度は、加工前に縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
		3	防腐・防蟻処理	1	防腐・防蟻処理		(ｱ)　薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 (b)　JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）に基づく使用薬剤、注入量等の証明書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｲ)　薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 (a)　JIS K 1571（木材保存剤-性能基準及びその試験方法）に適合する表面処理用木材保存剤又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督員に提出する。	提出	-
		4	木材等の加工	1	施工図等		パネル製作、トラス製作、枠組材等の加工等を行う場合は、パネル製作図、トラス製作図又は加工図（「パネル製作図等」という）を作成し、監督員に提出する。	提出	-
				10	製品確認		パネル、トラス又は枠組材等の加工材は、パネル製作図等と出荷記録と照合し、断面寸法、長さ、仕口及び継手位置、接合金物等の取付け位置等について、全て確認を行い、監督員に記録を提出する。	提出	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
7	枠組壁工法工事	5	搬入及び建方	1	材料の搬入等	(3)	パネル等は、搬入後建方前に、寸法及び含水率について、監督員の検査を受ける。	-	検査
						(4)	工事現場における含水率の測定は、監督員との協議による。測定は、「4.2.4 含水率の測定」による。	協議	協議
				6	建方	(1)	建方中の枠組架構に、材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な大荷重を負担させる場合は、補強の要否等の必要な検討を行い、検討結果を監督員に提出する。	提出	-
8	丸太組構法工事	1	共通事項	3	木材等の加工工場	(1)	丸太組構法工事に用いる木材等の加工工場の加工能力等を示す資料を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	選定した木材等の加工工場等は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(3)	木材等の加工工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出する。	提出	-
		2	材料	1	施工一般	(1)	木材の品質、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。	提出	-
				3	丸太組壁以外に用いる材料	(1)	加工前に全てについて、含水率、目視による材の欠点等を確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	柱に用いる丸太材は、全てについて目視による材の欠点がないことを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
				4	接合金物・接合具等		4.2.7　接合金物・接合具等以外の接合金物・接合具の適用		
						(ｲ)	ジャッキボルト (a)　⑤ 材料の品質を証明する資料及び溶接個所の確認結果を監督員に提出する。 (b)　製作工場の加工能力等を示す資料を監督員に提出する。 (c)　加工図を作成し、監督員に提出する。	提出	-
						(ｳ)	垂木用スライド金物 (a)　⑤ 材料の品質を証明する資料及び溶接個所の確認結果を監督員に提出する。 (b)　製作工場の加工能力等を示す資料を監督員に提出する。 (c)　加工図を作成し、監督員に提出する。	提出	-
		3	防腐・防蟻処理	1	防腐・防蟻処理		(ｱ)　薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 (b)　JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）に基づく使用薬剤、注入量等の証明書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｲ)　薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 (a)　JIS K 1571（木材保存剤-性能基準及びその試験方法）に適合する表面処理用木材保存剤又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督員に提出する。	提出	-
		4	木材等の加工	1	施工図等		木材の施工図等を作成し、監督員に提出する。	提出	-
				11	製品確認		丸太組壁加工材の断面寸法、長さ、丸太組の重なり幅、さね加工の精度、交差部の精度、継手位置、接合具の取付け位置等について、全て確認を行い、記録を監督員に提出する。	提出	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
8	丸太組構法工事	5	搬入及び建方	1	材料の搬入等	(3)	加工材は、搬入後建方前に、寸法及び含水率について、監督員の検査を受ける。	-	検査
						(4)	工事現場における含水率の測定は、監督員との協議による。測定は、「4.2.4 含水率の測定」による。	協議	協議
				6	建方	(2)	建方中の軸組架構に、材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な大荷重を負担させる場合は、補強の要否等の必要な検討を行い、検討結果を監督員に提出する。	提出	-
9	CLTパネル工法工事	1	共通事項	3	木材等の加工工場	(1)	CLTパネル工法工事に用いる木材等の加工工場の加工能力等を示す資料を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	選定した木材等の加工工場等は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(3)	木材等の加工工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督員に提出する。	提出	-
		2	材料	1	施工一般	(1)	木材の品質、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。	提出	-
				2	材料	(1)	製材は次により、適用は特記による。ただし、各階の張間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋交いを入れた軸組以外の柱及び横架材は、(ｱ)から(ｳ)までを適用する。		
						(1)	(ｳ) (b) 広葉樹製材の基準強度は、加工前に縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｴ) (b) 無等級材は、加工前に全てについて、含水率、目視による欠点等を確認し、報告書を監督員に提出する。 (c) 基準強度は加工前に縦振動ﾔﾝｸﾞ係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(8)	丸太材は加工前に全てについて、目視による材の欠点がないことを確認し、報告書を監督員に提出する。その基準強度は、加工前に縦振動ヤング係数を測定し、基準強度を満たしていることを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
		3	防腐・防蟻処理	1	防腐・防蟻処理		(ｱ)　薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 (b)　JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）に基づく使用薬剤、注入量等の証明書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｲ)　薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 (a)　JIS K 1571（木材保存剤-性能基準及びその試験方法）に適合する表面処理用木材保存剤又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督員に提出する。	提出	-
		4	木材の加工	1	施工図等		施工図を作成し、CLTパネル加工に必要な事項を明確にするとともに、全体の納まりや詳細について十分検討して、監督員の	提出	-
				8	製品確認		加工材の断面寸法、長さ、仕口及び継手位置、接合金物等の取付け位置等について、全て確認を行い、記録を監督員に提出する。	提出	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
9	CLTパネル工法工事	5	搬入及び建方	1	材料の搬入等	(3)	加工材は、搬入後建方前に、寸法及び含水率について、監督員の検査を受ける。	-	検査
						(4)	工事現場における含水率の測定は、監督員との協議による。測定は、「4.2.4 含水率の測定」による。	協議	協議
				6	建方	(3)	建方中の架構に、材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な大荷重を負担させる場合は、補強の要否等の必要な検討を行い、検討結果を監督員に提出する。	提出	-
				7	建方精度	(3)	建方精度の確認は、建入れ直し後に行い、監督員の検査を受ける。	-	検査
10	木工事	1	共通事項	5	継手及び仕口	(3)	継手及び仕口が明示されていない場合は、適切な工法を定め、監督員に報告する。	報告	-
		2	材料	1	木材	(1)	施工一般 (ｱ)　木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。	提出	-
						(2)	製材は、(ｱ)及び(ｲ)により、適用は特記による。 (ｲ)JAS 1083以外の製材 (b) 目視により材の欠点がないことを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(3)	造作用集成材等は、(ｱ)及び(ｲ)により、適用は特記による。 (ｲ) (ｱ)以外の造作用集成材等 (C) 目視により材の欠点がないことを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
						(4)	造作用単板積層材は、(ｱ)及び(ｲ)により、適用は特記による。 (ｲ) (ｱ)以外の造作用単板積層材 目視により材の欠点がないことを確認し、報告書を監督員に提出する。	提出	-
		3	防腐・防蟻処理	1	防腐・防蟻処理		(ｱ)　薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 (b)　JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）に基づく使用薬剤、注入量等の証明書を監督員に提出する。	提出	-
							(ｲ)　薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 (a)　JIS K 1571（木材保存剤-性能基準及びその試験方法）に適合する表面処理用木材保存剤又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督員に提出する。	提出	-
11	防水工事	3	シーリング	4	施工	(6)	外部シーリングの施工後の確認は、11.3.4(6)(ｱ)及び(ｲ)の結果、不具合があった場合は、監督員と協議を行う。	協議	協議
				5	シーリング材の試験	(1)	外部に面するシーリング材は、同じ材料の組合せで実施した接着性試験がある場合は、監督員の承諾を受けて試験を省略することができる。	-	承諾

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
14	屋根及びとい工事	4	折板葺	3	工法	(3)	「建築基準法に基づく風圧力に対応した工法」以外の工法は、(ｱ)から(ｵ)による。 (ｱ)　折板の流れ方向に、やむを得ず継手が必要となる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		7	アスファルトシングル葺	2	材料	(2)	アスファルトシングルの品質、形状、色調及び寸法は特記による。 アスファルトシングルは、見本品により監督員の承諾を受ける。	-	承諾
20	ユニット及びその他の工事	2	断熱・防露工事	5	各部位の工法	(ｳ)	天井の断熱材等の施工は、(a)から(f)による。 (d)　埋込照明器具（ダウンライト）（JIL 5002(埋込形照明器具)のSB形埋込型照明器具を除く）の上部には、過熱による発火防止のため断熱材を覆わないものとする。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議

6．監督員による立ち合い、指示、承諾、協議等の区分

標仕令和5年版参照

（8）建築物解体工事

章		節		番号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	1	共通事項	3	官公署その他への届出手続	(2)	関係法令等の必要な届出手続き等について、届出内容をあらかじめ監督員へ報告する。	報告	-
				4	工事実績情報サービス（CORINS）への登録	(1)	工事実績情報の登録予定内容について、事前に監督員の確認を受ける。	-	確認
						(2)	登録後は、登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。なお、完成まで10日未満の場合は省略できる。	提出	-
				5	書面の書式及び取扱い	(1)	書面を提出する場合の書式(提出部数を含む)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督員と協議による。	協議	協議
						(3)	施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員へ提出する。	提出	-
				6	設計図書等の取扱い	(2)	第三者への使用又は閲覧の禁止について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	-	承諾
				7	関連工事等の調整		工事全体の円滑な施工のため監督員の調整に協力する。	協力	-
				8	疑義に対する協議等	(1)	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は解体方法等の関係で、設計図書によることが困難な場合若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。	協議	協議
					設計図書の訂正、変更	(2)	設計図書の訂正又は変更を行う場合は、監督員との協議による。	協議	協議
						(3)	設計図書の訂正又は変更を行わない場合も、監督員との協議による。	協議	協議
				9	工事の一時中止に係る事項		工事の一時中断が必要となった場合、直ちに状況を監督員に報告する。	報告	-
				10	工期の変更に係る資料の提出		工期を変更する場合は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。	提出	-
				11	特許の出願等		工事施工上必要な材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。	協議	協議
				12	埋蔵文化財その他の物件		埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。	報告	指示
		2	工事関係図書	1	実施工程表	(1)	工事の着手に先立ち、関係者と調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(3)	契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の変更が生じた場合は、監督員の承諾を受ける。	-	承諾
						(4)	上記以外により、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
						(5)	週間工程表、月間工程表、工種別工程表を監督員に提出する。	提出	指示

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	2	工事関係図書	2	施工計画書	(1)	工事の着手に先立ち総合施工計画書等を作成し、監督員に提出する。	提出	-
						(3)	施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告する。	報告	-
				3	工事の記録等	(2)	監督員の指示事項及び協議結果について、記録を整備する。	-	指示
						(5)	監督員から請求されたときは、工事の記録等を監督員に提示又は提出する。	提出	-
		3	工事現場管理	1	施工管理	(3)	解体施工に携わる下請負人について、建設業法又は建設リサイクル法に基づく要件を証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
				2	建設副産物対策等の責任者		建設副産物対策責任者を選任し、監督員に報告する。特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、資格を証明する資料を監督員に提出する。産業廃棄物処理責任者を選任し、監督員に報告する。	報告 提出 報告	-
				3	電気保安技術者	(2)	電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。	提出	承諾
						(3)	電気保安技術者は、監督員の指示に従い業務を行う。	-	指示
				4	工事用電力設備の保安責任	(1)	工事用電力設備の保安責任者を定め、監督員に報告する。	報告	-
				5	施工条件	(1)	行政機関の休日における工事の施工については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							設計図書に施工日又は施工時間が定められている場合において、これを変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
							設計図書に施工時間が定められていない場合において、夜間に工事の施工を行うときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。	-	承諾
				6	施工中の安全確保	(2)	同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督員から労働安全衛生に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。	法令順守	-
						(4)	施工箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等が工事に支障を来す場合は、監督員と協議する。	協議	協議
						(8)	近隣等との折衝について記録し、直ちに監督員に報告する。	報告	-
							地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。	報告	-
							緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督員に報告の上、対応を行う。	報告	-
				8	災害等発生時の安全確保		災害及び事故が発生した場合は、対策を含めてその経緯を監督員に報告する。	報告	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
1	各章共通事項	3	工事現場管理	10	発生材の処理		発生材のうち、引渡しを要するものは、監督員の指示を受けた場所に保管する。	-	指示
							発生材のうち、引渡しを要するものについては、調達を作成して、監督員に提出する。	提出	-
							発生材のうち、再資源化を図るものと指定されたものについては、分別を行い、再資源化施設等に搬入したのち調書を作成して監督員に提出する。	提出	-
							上記以外の発生材は全て工事現場外に搬出し、関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告する。	報告	-
		4	石綿含有建材の調査	1	事前調査		事前調査は、既存の設計図書、含有調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出するとともに、写しを現場に備え置く。	提出	-
							調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		5	施工調査	2	施工数量調査	(2)	調査の結果を監督員に報告し、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。	報告 -	- 協議
		6	施工	2	技能士	(3)	技能士の資格を証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
				3	施工の確認及び報告		各段階の施工を完了したとき又は工程の途中において監督員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを監督員の承諾を受けた者が確認し、適時、監督員に報告する。	確認 報告	指示
				4	施工の検査		設計図書に定められた場合又は1.6.3により報告した場合は、監督員の検査を受ける。	報告	検査
				5	施工の立会い	(1)	設計図書に定められた場合又は監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受ける。	-	指示 立会
				6	工法等の提案		設計図書に定められた工法等以外で、安全性の確保、環境の保全、生産性向上に有効な提案がある場合は、監督員と協議する。	協議	協議
		7	工事検査及び技術検査	1	工事検査	(1)	次の(ｱ)及び(ｲ)の要件をすべて満たす場合で、契約書に基づく工事を完成したときは、監督員に通知を提出できる。 (ｱ)　監督員の指示事項が全て完了している (ｲ)　工事関係図書の整備が全て完了している	提出	
						(2)	部分払いを請求する場合は、出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受ける。	-	指示
				2	技術検査	(2)	技術検査は、発注者から通知された検査日に受ける。	検査	通知
2	仮設工事	3	仮設物	1	監督員事務所等	(2)	監督員事務所に設ける設備は、監督員と協議する。	協議	協議
		4	山留め	2	山留めの管理		山留設置期間中に異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じ、監督員に報告する。	報告	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
3	解体施工	1	共通事項	4	有害物質を含む材料の処理		解体部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料の使用が発見された場合、監督員と協議する。	協議	協議
		2	事前措置	1	事前措置	(ｴ)	給水管、ガス管、ケーブル等の供給管等の切断は、次の(a)及び(b)による。 (a) 切断位置を明確にし、記録を監督員に提出する。 (b) 工事に支障となる配管等の切り回しが必要な場合は、監督員と協議する。	提出 協議	協議
						(ｶ)	周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、監督員と協議の上、駆除等を行う。	協議	協議
		3	建築物の解体順序及び方法	1	解体順序		事前措置を行った後の建設リサイクル法に基づく、次の(ｱ)から(ｳ)の解体順序により難い場合は、監督員に報告する。 (ｱ)　建築物 (a) 建築設備及び内装材の取外し (b) 屋根葺材等の取外し (c) 外装材の取り壊し (d) 躯体の取り壊し (e) 基礎及び杭の取り壊し (ｲ)　工作物（建築物以外のもの） (a) さく、照明設備等の附属物の取外し (b) 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し (c) 基礎及び杭の取り壊し (ｳ)　その他 (a) 構内舗装等の取り壊し (b) 地下埋設物及び埋設配管の取り壊し	報告	-
				2	解体方法	(2)	3.3.1の(ｱ)の(a)及び(b)並びに(ｲ)の(a)の手作業での解体方法により難い場合は、監督員と協議のうえ、手作業及び機械による作業によることができる。	協議	協議
		8	躯体	2	躯体の解体	(3)	解体方法は、3.8.2の(3)の(ｱ)から(ｵ)により難い場合は、監督員と協議する。	協議	協議
4	建設廃棄物の処理	4	再資源化等及び最終処分	1	再資源化等	(5)	4.4.1の(2)及び(3)により再資源化した場合、再資源化施設の名称、再資源化の方法、数量等を記載した調書を監督員に提出する。	提出	-
5	特別管理産業廃棄物の処理	1	共通事項	2	施工計画調査		特別管理産業廃棄物の使用状況や収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分場条件等の調査結果は調書に取りまとめ、監督員に提出する。	提出	-

章		節		番　号		号		受注者 施工者	発注者 監督員
5	特別管理産業廃棄物の処理	4	特別管理産業廃棄物の処理等	1	特別管理産業廃棄物の処理等	(2)	PCBを含む機器類の処理は、関係法令等に基づき、飛散、流失等がないように容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督員への引き渡しに当たり、調書を作成して、監督員に提出する。	提出	-
						(3)	PCB含有シーリング材の処理は、関係法令等に基づき、飛散しないように容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督員への引き渡しに当たり、調書を作成して、監督員に提出する。	提出	-
6	石綿含有建材の除去及び処理	2	除去工事共通	1	専門工事業者		石綿含有吹付材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。	提出	-
		5	石綿含有成形板等の除去	2	工法	(ｱ)	石綿含有成形板等の除去は、原形のまま、手ばらしで行うが、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議の上、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するケイ酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不用）を行う。	協議	協議
		6	石綿含有仕上塗材の除去	1	石綿含有仕上塗材の除去		設計図書に定められた工法による石綿含有仕上塗材の除去が困難な場合は、監督員と協議する。	協議	協議
7	特殊な建設副産物の処理	1	共通事項	3	施工計画調査		特殊な建設副産物の使用状況、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等の調査結果は、報告書に取りまとめ、監督員に提出する。	提出	-
		3	特殊な建設副産物の処理等	1	特殊な建設副産物の処理等	(ｱ)	(a)　冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒の回収は、フロン類を使用している設備機器の有無について事前確認し、報告書を監督員に提出する。 (c)　フロン類は、関係法令に基づき、登録を受けた回収業者に回収を委託し、引取証明書の写しを監督員に提出する。	提出	-

7．工事写真の撮り方

（1）一般事項

工事着手前及び施工中、完成後において工事写真を撮影する際は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領　最新版」を参考にして、完成後に確認できない部分及びその他必要と認められる部分の施工状況を確認できるようにして撮影すること。

（2）撮影対象

ア　工事写真

① 施工状況及び工程を示すもの
※施工計画書記載の施工管理、品質管理、出来形管理の状況が確認できること

② 完成後に確認できない部分
※基礎配筋や埋戻し部分、天井内などの完成時に隠蔽される部分の施工状況が確認できること

③ 新しい工法で施工するもの
※施工手順の沿って、施工状況等が確認できること

④ 天災、人災その他不可抗力による損害関係を明らかにするもの
※被害の状況が確認できること

⑤ 設計変更を伴うもの
※現況について、変更の原因が確認できること

⑥ 産業廃棄物に係るもの
※処分種別ごとに確認できること

⑦ 仮設工事に係るもの
※仮設物の設置状況が確認できること

⑧ 安全対策に係るもの
※KY活動状況、現場の安全対策状況、その他対策状況が確認できること

⑨ その他
※創意工夫の状況、その他特に指定又は指示するものの状況が確認できること

イ　完成写真

① 工事完成状況を示すもの
※設計図書のとおり完成したことが確認できること

② 契約不適合及び保証期間が判定できる資料となるもの
※撮影する対象は監督員との協議による

③ 改修工事等の場合は、工事施工の前後が対比できる状況のもの
※完成が確認できる写真と画角が同じとなるように、着手前の撮影に注意すること

④ その他
※関連工事が未完成の場合、撮影範囲の整理整頓をすること

（3）撮影方法

ア　写真には、日付を入れないこと
※試験や検査、立会などの記録として必要な場合を除き、施工状況の写真に日付は不要です

イ　写真撮影は、特記仕様書に特に明示がない場合、原則、横長撮りとすること

ウ　出来形の管理のため、被写体に、箱尺やピン等を用いて、寸法が分かるように撮影すること
※箱尺等によって被写体及びその周囲の状況が見にくくならないように工夫すること

エ　接写する場合、ピンボケ等によって数値等が読み取りにくくならないように注意すること

オ　施工中の写真には、黒板（電子黒板含む）を入れること

※被写体の大部分が隠れるなど、黒板が使用できない場合、必要事項を写真の横に記載すること

※黒板の記載内容（例）

工事名	工事名を記載する　※撮影前に確認すること
撮影場所	撮影した個所、部位等を記載すること
撮影内容	以下のうち必要な事項を補足説明すること ①撮影部位 ※どこの何を撮影したのか ②寸法、規格、表示マーク ※基準と実測値を記載する ③施工状況 ※どのような状況なのか詳細を記載する ④その他 ※立会者名など必要な補足事項

カ　撮影対象表（表7-1～表7-4）を参照して、監督員と協議のうえ撮影すること

キ　撮影忘れがないように、撮影位置の変更等により複数枚の撮影を心掛けること

ク　着手前と施工中、完了時の画角は、同じものを原則とするが、被写体が隠れてしまうなどで撮影できない場合は、着手前の被写体が全て入るように、画角を変えて複数枚撮影すること

（４）編集の禁止

撮影した工事写真については、明るさの調整を含め、一切の編集を行わないこと

ただし、電子黒板を活用した場合の黒板記載情報についての編集は除きます

（５）写真の整理

ア　整理の順番

①　完成写真　※改修工事等の場合は、着手前写真含む

②　工程ごとの施工状況写真（各種試験状況写真を含む）

③　各種使用資材写真

④　仮設、安全対策状況写真

※複数の建築物がある場合、1棟ごとに整理すること

イ　完成写真は、別途1部提出すること　※改修工事等の場合、着手前も並べて整理すること

ウ　計測写真は、設計（基準）数値と実測数値を明記すること

表7-1　撮影対象表（建築工事編）

工事種目 又は　分類	材料　及び 施工状況等	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
一般共通事項	工事現場管理	工事関係表示標識等掲示状況	着工前・施工中
		養生（既存施設部分、工事目的物の施工済部分）	施工中
	発生材	分別状況（集積状況）	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が判るもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
	材料	搬入材料の保管状況	施工中
	施工	施工の検査	検査中
	着工前の敷地	敷地の状況	着工前
		近隣建物の状況	着工前
	障害物	障害物の形状寸法等	発見後
		障害物の処理状況	処理後
仮設工事	敷地境界	敷地境界標識、境界線の状況、立会状況	着工前
	縄張り	縄張り状況（検査、全景）	検査中
	ベンチマーク	ベンチマーク検査の状況	検査中
		ベンチマーク養生の状況	検査中
	遣り方	遣方検査の状況	検査中
	指定仮設等	指定仮設の状況、足場等の状況	完了時
土工事	根切り	根切りの寸法、形状等の計測状況	計測時
	根切り底	支持地盤の土質状況、レベル、床付け状況	確認時
	排水	排水設備の状況	施工中
	埋戻し及び盛土	締固めの状況（段階的な埋戻しが判るもの）	施工中
		全体の状況	施工中
	建設発生土	集積、積込、搬出状況、処理状況（処分先）	施工中
	山留め	材料	搬入時
		山留め設置状況	施工中
		山留め部材の寸法	完了時
		山留め撤去状況	撤去後
地業工事	既製コンクリート杭地業	材料（杭の表示マーク、セメント）	搬入時
		試験杭の立会い状況（試験掘削立会い状況）	施工中
		杭の心出しの状況	確認時
		施工機械、アースオーガーヘッド	設置時
		アースオーガーの水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		支持地盤の確認（アースオーガー駆動用電動機の電流値、根入れ深さ等）	確認時
		試験堀又は試験杭の掘削土質の確認（柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		貫入量測定状況	測定時
		杭周固定液の調合・計量（セメント、水、比重）	施工中
		杭周固定液の注入状況	施工中
		杭周固定液の試験体の作成状況	試験中
		根固め液の調合・計量（セメント、水、比重）	施工中
		根固め液の注入状況	施工中
	（次ページへ続く）	根固め液の試験体の作成状況	試験中

工事種目 又は　分類	材料　及び 施工状況等	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
地業工事	既製コンクリート杭地業	杭建込時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		継手の施工状況	施工中
		杭頭の処理状況	施工中
		杭頭補強筋	施工中
		産業廃棄物処理状況	処理時
	鋼杭地業	材料（杭の表示マーク、セメント）	搬入時
		試験杭の立会い状況（試験掘削立会い状況）	施工中
		杭の心出しの状況	確認時
		施工機械、アースオーガーヘッド	設置時
		アースオーガーの水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		支持地盤の確認（アースオーガー駆動用電動機の電流値、根入れ深さ等）	確認時
		試験杭の掘削土質の確認（柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		貫入量測定状況	測定時
		杭周固定液の調合・計量（セメント、水、比重）	施工中
		杭周固定液の注入状況	施工中
		杭周固定液の試験体の作成状況	試験中
		根固め液の調合・計量（セメント、水、比重）	施工中
		根固め液の注入状況	施工中
		根固め液の試験体の作成状況	試験中
		杭建込時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		継手の施工状況	施工中
		杭頭の処理状況	施工中
		杭頭補強筋	施工中
		産業廃棄物処理状況	処理時
	場所打ちコンクリート杭地業	材料（鉄筋、セメント）	搬入時
		試験杭の立会い状況（試験掘削時の支持地盤の土質状況）	施工中
		杭の心出しの状況	確認時
		施工機械、掘削機（バケット、ビット、ハンマーグラブ等）	設置時
		掘削機の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		支持層の確認（バケット内の土砂と柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		試験杭の支持地盤及び深さの検査状況	検査中
		試験杭の掘削土質の確認（柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		鉄筋かご、リング、スペーサーの形状・寸法	測定時
		鉄筋の組立状況	施工中
		掘削及び建入れの施工状況（施工機器、ケーシング等）	施工中
		スライム処理の施工状況	施工中
		掘削深度の測定状況	測定時
	（次ページへ続く）	鉄筋かご建込み時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時

工事種目 又は　分類	材料　及び 施工状況等	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
地業工事	場所打ちコンクリート杭地業	コンクリート試験、品質管理、打設状況（余盛り等）	施工中
		杭頭の処理状況	施工中
		産業廃棄物処理状況	処理時
	砂利地業	締固め前後の施工状況（締固め用具、高さ等）	施工中
	捨てコンクリート地業	形状・寸法（大きさ、深さの確認できるもの）	確認時
	床下防湿層	梁際ののみ込み、重ね合せ寸法	施工中
	杭の載荷試験	荷重確認状況（試験杭、試験）	試験中
	地盤の載荷試験	荷重確認状況（試験地盤、試験）	試験中
鉄筋工事	材料	鉄筋のラベル・ロールマーク	搬入時
		加工場等での集積保管状況	保管中
		機械式継手、溶接継手	搬入時
	加工・組立て	配筋（補強筋を含む、寸法・本数）の計測状況	計測時
		配筋検査状況	検査中
	養生	配筋の養生状況	施工中
	ガス圧接	圧接端面の状況	施工前
		圧接状況	施工中
		外観試験状況	試験中
		抜取り試験状況	試験中
		不良個所の修正状況	完了時
		試験片抜取り後の補強状況	施工中
	機械式継手	施工状況	施工中
		不良個所の修正状況	完了時
	溶接継手	施工状況	施工中
		溶接部の試験	試験中
		不良個所の修正状況	完了時
コンクリート工事	材料	塩化物量・スランプ・空気量の試験状況	試験中
		型枠の表示マーク（打放しの場合）	搬入前
	試し練り	試験立会い状況	試験中
	型枠	型枠の組立状況	施工中
		開口部、貫通孔、埋込み金物	施工中
		コーンの穴埋め処置	検査中
		締付け金物の頭処理（ボルト頭除去、錆止め塗装）	処理時
	ルーフドレン・スリーブ等の取付け	取付け（固定）状況	施工中
	打込みの準備	打込み前の清掃状況	打設前
		打込み前の散水状況	施工中
		鉄筋の保護状況	施工中
	輸送管の保持	配管ルート全体の保持状況	施工前
	打込み締固め	打込み・締固め状況（振動機要員数が判るもの）、ダンピング状況	施工中
		こて押え状況	施工中
	打継ぎ	打継ぎ状況	打設後
	養生	散水その他の養生の状況	施工中
	品質管理	供試体の現場養生の状況	養生中
		強度（調合強度管理試験用：２８日）の試験状況	試験中

工事種目 又は　分類	材料　及び 施工状況等	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
コンクリート工事	打込み後の確認等	豆板、空洞、コールドジョイント、有害なたわみ、ひび割れ等	確認時
		コンクリートの出来形状況	検査中
	コンクリートの補修	補修材確認状況、補修状況	補修後
鉄骨工事	材料	鋼材の表示マーク（工場）	搬入時
		高力ボルトの表示マーク	搬入時
		溶接材の表示マーク（工場、現場）	搬入時
		耐火被覆材の表示マーク	搬入時
	工作一般	製作状況	施工中
		製品検査状況	検査中
	高力ボルト接合	摩擦面の処理、錆の状況	搬入時
		締付け機器の確認状況	確認時
		一次締め及びマーキングの状況	一次締め後
		本締めの状況、マーキングの状況	本締め後
		締付け検査	検査中
	溶接接合	開先の状況	施工中
		開先状況の測定状況	測定時
		溶接材料の保管状況	保管中
		組立て、仮付け溶接の位置	施工中
		仮付け溶接の状況	施工中
		有害物の除去、母材の状況	施工中
		現場溶接の状況	施工中
		超音波探傷試験	試験中
		浸透探傷試験	試験中
		外観試験状況	試験中
	スタッド溶接	スタッドボルト検査状況	検査中
	アンカーボルト	ボルトの形状・寸法	搬入時
		ボルトの保持及び埋込状況	施工中
		柱底均しモルタルの状況	施工中
	搬入及び建方	現場の仮置き状況	施工中
		建入れの計測状況	計測時
		建入れの検査状況	検査中
		仮ボルトの状況（ボルト、材の密着等）	施工中
	耐火被覆	ロックウールの厚さの検査状況（ピン等）	検査中
		張付け状況	施工中
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	材料（コンクリートブロック）	コンクリートブロックの表示マーク	搬入時
	工法（コンクリートブロック）	配筋（壁・まぐさ・がりょう等）及び継手の表示	施工中
		縦遣方の状況	検査中
		ブロック積状況	施工中
		モルタル及びコンクリートの充填状況	施工中
	材料（ALCパネル）	ALCパネルの表示マーク	搬入時
		取付け金物の表面処理状況	施工中
	工法（ALCパネル）	パネルの建込み状況	施工中
		ALCパネル取付け金物及び開口部の補強状況	施工中

工事種目 又は　分類	材料　及び 施工状況等	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	材料（押出成形セメント板）	取付け金物の表面処理状況	施工中
	工法（押出成形セメント板）	取付け状況	施工中
防水工事	防水材料	材料の表示マーク（可使期間の判る表示）	搬入時
		防水材料の入荷数量	搬入時
		防水材料の残量及び使用済み容器	施工後
	防水層下地	水勾配の状況、突起の除去、欠損部の補修状況	施工前
		出隅・入隅の面取りの状況、成形緩衝材施工状況	施工前
		下地面の乾燥状況	施工前
	プライマー塗り	プライマー塗りの施工状況	施工中
	ルーフィング張り	アスファルトの溶融	施工中
		各層の張付け状況（出隅、入隅、ドレン回り等の増張り、捨張り、重ね幅、立上り部、端部、コンクリート打継ぎ箇所等）	施工中
	断熱工法	施工状況（施工順序が判るもの）	施工中
	防水層の保護	断熱材及び絶縁用シートの材料	搬入時
		保護コンクリートの溶接金網の敷込み	施工中
	伸縮調整目地	施工状況（下部が床面に着いているもの等）	施工中
	材料（シーリング）	シーリング用材料の表示マーク（可使期間の判る表示）	搬入時
	工法（シーリング）	目地等の形状、寸法（幅及び深さ等）	施工前
		下地の清掃状況	施工前
		プライマー、バックアップ材又はボンドブレーカーの施工状況	施工中
	シーリング材の試験	試験の状況	試験中
石工事	材料	石の種類、寸法、石厚、表面処理	搬入時
	下地ごしらえ	下地組の状況	完了時
		取付け金物の状況	施工中
	取付け	裏込めモルタルの充填状況	施工中
タイル工事	材料	タイルの表示マーク	搬入時
	工法	下地モルタルの乾燥状態、散水の施工状況	施工中
		水湿しの状況	施工中
		タイルの張付け状況	施工中
		伸縮調整目地の施工状況	施工中
	検査	打診検査の実施状況	検査中
		接着力試験の実施状況（屋外及び屋内吹抜け部分）	検査中
木工事	材料	木材（集成材等）の表示マーク	搬入時
		木材の含水率測定状況	搬入時
		防腐・防蟻処理材の表示マーク	搬入時
		防虫処理材の表示マーク	搬入時
	工法	継手、仕口の組立て状況	施工中
		防腐・防蟻剤の塗布状況	施工中
	(次ページへ続く)	施工状況（床組、壁組、建方）	施工中

工事種目 又は　分類	材料　及び 施工状況等	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
木工事	工法	諸金物、アンカーボルトの設置状況	施工中
屋根及びとい工事	材料	屋根材、といの表示マーク	搬入時
	工法	屋根の施工状況（留付けピッチ、重ね幅等の判るもの）	施工中
		といの継手及び下がり止めの状況	施工中
		防火区画を貫通する箇所の穴埋めの施工状況	施工中
		天井、壁内の防露の施工状況	施工中
		ルーフドレンの取付け状況	施工中
金属工事	材料	各材料の表示マーク	搬入時
		各部材の材質、形状、寸法、表面処理	搬入時
	軽量鉄骨天井下地及び軽量鉄骨壁下地	壁下地設置高さ、部材の間隔	施工中
		補強の状況（天井開口、壁出入り口開口等）	施工中
		溶接部分の錆止めの施工状況	施工中
	その他の部分の工法	各材料、工法毎の部材の間隔及び補強状況	施工中
		見え隠れ部分の施工状況	施工中
左官工事	材料	使用材料の表示マーク（可使期間の判る表示）等	搬入時
		材料の入荷数量	搬入時
		材料の残量及び使用済み容器	施工後
	工法	下地処理、水洗い状況	施工中
		異種下地接続部の処理状況	施工中
		下塗りの表面状況、乾燥状況	確認時
		ひび割れ箇所の補修状況	施工中
		水勾配の確認状況	確認時
		モルタル塗り、プラスター塗りの施工状況	施工中
		仕上塗材仕上げの施工状況	施工中
		吹付け材吹付けの施工状況	施工中
		セルフレベリング材塗りの施工状況	施工中
建具工事	材料	建具の種類、形状、寸法等	搬入時
		ガラスの種類、寸法、厚さ等	搬入時
	工法	材料、見え隠れ部の塗装	施工中
		アンカーの施工状況	施工中
		枠回りのモルタル詰めの状況	施工中
		網入りのガラス板の小口の防錆処理の状況	施工中
		ガラスのはめ込み状況	施工中
カーテンウォール工事	工法	検査状況（型枠、配筋）	検査中
		取付け金物の施工状況	施工中
		建込み状況	施工中
		主要部材の取付け状況	施工中
		製品の検査	検査中
塗装工事	材料	塗装の表示マーク（可使期間の判る表示）	搬入時
		塗装材料の入荷数量	搬入時
		塗装材料の残数量及び使用済み容器	施工後
		塗装材料の使用量確認状況	施工後
	工法	素地ごしらえの施工状況	施工中
	(次ページへ続く)	錆止塗料塗りの施工状況（工場塗装を含む）	施工中

工事種目 又は　分類	材料　及び 施工状況等	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
塗装工事	工法	見え隠れ部の施工状況	施工中
		各工法の施工状況（塗り回数が判るよう同一箇所のもの）	施工中
内装工事	材料	各材料の表示マーク	搬入時
		各材料の材質、形状、寸法	搬入時
	工法	下地の状況（乾燥等）	施工前
		ビニル系床シート、床タイルの施工状況	施工中
		塗り床の施工状況	施工中
		カーペット敷きの施工状況	施工中
		石こうボード、その他ボード及び合板の施工状況（継目処理、留付けピッチ、下張り状況が判るもの）	施工中
		壁紙張りの施工状況	施工中
ユニット及びその他工事	フリーアクセスフロア	材料規格寸法	搬入時
		施工状況	施工中
	可動間仕切り	材料規格寸法	搬入時
		施工状況（固定状況）	施工中
	移動間仕切り	材料規格寸法	搬入時
		施工状況（補強、ハンガーレール固定状況）	施工中
	トイレブース	材料規格寸法	搬入時
		施工状況	施工中
	階段滑止め	アンカーの施工状況	施工中
	ブラインド	施工状況	施工中
	カーテン	取付け金物施工状況	施工中
	プレキャストコンクリート	取付け状況	施工中
	間知石積み	形状、裏込めコンクリート、透水層の施工状況	施工中
	敷地境界石標	設置位置の確認状況	確認時
	その他	材料規格寸法	搬入時
		施工状況	施工中
排水工事	材料	材料の表示マーク	搬入時
	工法	掘削状況、深さ	施工中
		根切り底の状況	施工中
		山留めの状況	施工中
		排水管、桝、ふた、グレーチング等の施工状況	施工中
		埋戻しの状況	施工中
	通水試験	試験状況	試験中
	街渠、縁石及び側溝等	施工状況	施工中
舗装工事	路床	締固めの施工状況	施工中
		締固め後の高さの計測状況	計測時
		支持力比試験の状況	試験中
	路盤	各層の敷均し厚さ（回数が判るもの）	施工中
		締固め後の高さ及び厚さの計測状況	計測時
		締固め後の検査状況	検査中
	アスファルト舗装 (次ページへ続く)	アスファルト乳剤の散布状況	施工中
		アスファルト混合物の敷均し状況（敷均し温度）	施工中

工事種目 又は　分類	材料　及び 施工状況等	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
舗装工事	アスファルト舗装	アスファルト混合物の締固め状況	施工中
		切取り検査の状況、厚さ	検査中
	コンクリート舗装	溶接金網の施工状況	施工中
		コンクリートの打設状況	施工中
		目地の施工状況	施工中
		厚さ検査の状況、厚さ	検査中
	カラー舗装	施工状況	施工中
		試験状況	試験中
	透水性アスファルト舗装	施工状況	施工中
		試験状況	試験中
	ブロック系舗装	施工状況	施工中
		試験状況	試験中
	砂利敷き	厚さ	施工中
植栽及び屋上緑化工事	材料	樹木（養生の状態）	搬入時
		客土（土質の判るもの）	搬入時
	工法	客土の厚さ	施工中
		植樹の施工状況（植穴、支柱）	施工中
		芝張り及び吹付けは種の施工状況	施工中
	材料（屋上緑化工事）	屋上緑化システム各構成層の材料	搬入時
		屋上緑化システム各構成層の施工状況	施工中

工事種目 又は　分類	材料　及び 施工状況等	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
一般共通事項（改修工事）	改修前の状況	改修前の状況	着工前
	施工数量調査	施工数量調査の状況	調査中
	その他は一般共通事項による		
仮設工事	既存部分	養生	養生中
	その他は仮設工事による		
防水改修工事	既存防水層	撤去及び下地の補修状況	施工中
	工法（防水）	施工状況	施工中
	シーリング材の試験	接着性試験状況	試験中
	工法（シーリング改修）	各種工法施工状況、可使期間の判る表示	施工中
	工法（とい改修）	施工状況	施工中
	工法（アルミニウム笠木改修）	施工状況	施工中
	その他は防水工事、屋根及びとい工事、金属工事による		
外壁改修工事	材料	注入材料（可使期間の判る表示）	搬入時
	工法（樹脂注入工法）	コア抜取りによるひび割れ部分の注入状況の検査状況	検査中
	工法（充填工法）	充填材の仕上り状態及び硬化状態の検査状況	検査中
	工法（その他の注入工法）	注入材料の注入、固着状況検査	検査中
	工法（タイル張替工法）	打診、接着力試験状況	試験中
	工法（塗仕上げ外壁改修）	既存除去状況	施工中
	その他はコンクリート工事、左官工事、タイル工事、塗装工事による		

工事種目 又は　分類	材料　及び 施工状況等	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
建具改修工事	工法（かぶせ工法）	既存枠、あと施工アンカー施工状況	施工中
	工法（撤去工法）	撤去、あと施工アンカー施工状況	施工中
	その他は建具工事による		
内装改修工事	軽量鉄骨天井下地、軽量鉄骨壁下地	既存埋込みインサートの引抜き試験	試験中
	既存の壁、床、天井	撤去及び下地処理状況	施工中
	有害物質を含む材料処理	撤去及び下地処理状況	施工中
	その他はタイル工事、木工事、左官工事、内装工事、塗装工事による		
塗装改修工事	既存塗膜の処理	除去及び下地処理状況	施工中
	その他は塗装工事による		
耐震改修工事	材料	各種耐震改修工事材料	搬入時
	あと施工アンカー	施工確認試験の状況	試験中
	工法（グラウト工事）	圧入準備状況	試験中
	工法（柱補強工事）	鋼板等の組立て検査状況	検査中
	工法（免震改修工事）	施工状況	施工中、検査中
		仕上状況	試験中
	工法（制震改修工事）	施工状況	施工中、検査中
	その他は鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事による		
環境配慮改修工事	材料	各種環境配慮工事材料	搬入時
	アスベスト含有建材の除去及び処理	除去	施工中
		保管、集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出事業者名が判るもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
	特殊な建設副産物の処理	保管、集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出事業者名が判るもの）	施工中
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
	その他は建設廃棄物の処理による		
	断熱アスファルト防水改修工事	施工状況	施工中
	外断熱改修工事	施工状況	施工中
	ガラス改修工事	施工状況	施工中
	断熱・防露改修工事	施工状況	施工中
	屋上緑化改修工事	施工状況	施工中
	透水性アスファルト舗装改修工事	施工状況	施工中
	その他は防水工事、建具工事、内装工事、植栽及び屋上緑化工事、舗装工事による		

表7-2　撮影対象表（電気設備工事編）

工事種目	区分	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
一般事項	着工前の状況	敷地、周辺の状況等	着工前
	改修前の状況	改修前の状況	着工前
	工事現場管理	工事関係表示標識等の掲示状況	掲示時
		養生（既存施設部分及び工事目的物の施工済部分）	施工中
	安全対策	実施状況（工事現場内、周辺の対策、第三者対策等）	施工中
		法令等に基づく措置状況	施工中
	環境対策	実施状況（騒音、振動、臭気対策等）	施工中
		法令等に基づく措置状況	施工中
	障害物	障害物の位置、形状、寸法等	発見時
		障害物の処理の状況	処理時
		障害物の処理後の状況	処理後
	発生材	分別状況（集積状況）	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が判るもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄場）	廃棄時
	仮設	機材置場、足場等の状況	施工中
		指定仮設の状況	施工中
	躯体穴開け等	鉄筋及び埋込配管の探査の状況	施工時
		はつり及び穴開け作業の状況	施工時
撤去工事	機器、盤類、配線等	撤去対象の機器、盤類、配線等の状況	施工前
		配線等の切断及び撤去の状況	施工中
		機器及び盤類の解体の状況	施工中
		機器及び盤類の搬出の状況	搬出時
機器等の改造	機器及び盤類	改修前の状況	施工前
		改修の状況	施工中
		改修後の状況	施工後
機器等の取外し	機器及び盤類	取外し前の状況	施工前
		取外し機器の整備状況	施工中
		取外し機器の保管状況	施工中
スリーブ、インサート工事	機材	材質、外形、寸法、水切りつば等	施工前
	施工	取付状況（位置、間隔、鉄筋補強及び貫通部の処理）	施工中
接地工事	機材	接地材料の種類、材質、寸法等	搬入時
	施工	接地極の埋設状況	施工中
		接地線の建物構造体への接続状況	施工中
塗装工事	機材	塗料等の仕様、規格、表示マーク等	施工前
	施工	塗装の作業状況（塗装過程）	施工中
配管工事	機材	電線保護物類（付属品共）の種類、規格、マーク等	搬入時
	施工	塗料の規格、表示	搬入時
		コンクリート埋設配管の布設、盤等への立上げの状況	施工中
		隠蔽配管（二重天井内等）の布設状況	施工中
		軽量間仕切壁内配管の布設状況	施工中
		ボックス等の取付け状況	施工中
		金属線ぴの布設状況	施工中
	（次ページへ続く）	ケーブルラックの布設状況	施工中

工事種目	区分	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
配管工事	施工	建物引込配管の止水処理状況	施工中
		防火区画貫通部の処理状況	施工中
配線工事	機材	電線、ケーブル等の種類、規格、表示マーク等	搬入時
		接続材及び端末処理材の種類、規格、表示マーク等	搬入時
	施工（共通）	配線の接続及び絶縁処理の状況	施工中
		耐熱配線及び耐火配線の接続状況	施工中
		機器等への配線の接続状況	施工中
		ボックス内配線の収容状況	施工中
		高圧ケーブル等の端末処理の作業状況	施工中
		UTPケーブルの布設及び成端の状況	施工中
		光ファイバーケーブルの布設及び接続の状況	施工中
		平形保護層配線の布設状況	施工中
		ライティングダクトの布設状況	施工中
		金属ダクト内配線の布設状況	施工中
		バスダクトの布設状況	施工中
		隠蔽配線（二重天井内）の布設状況	施工中
		配線ピット内配線の布設状況	施工中
		ケーブルラック上の配線の布設状況	施工中
		二重天井内配線の布設状況	施工中
		防火区画貫通部の処理状況	施工中
	施工（電熱設備）	電熱線等の布設状況	施工中
		電熱線等の接続及び絶縁処理の状況	施工中
	施工（駐車場管制設備）	ループコイルの布設状況	施工中
搬入・据付工事	機材	主要機器、盤類等の種類、仕様、銘板、規格等	搬入時
	施工（共通）	主要機器、盤類等の搬入据付けの状況	搬入時
		主要機器、盤類等のアンカーボルト等の取付状況	施工中
		RC壁取付けの埋込形盤の型枠、鉄筋補強等の状況	施工中
		軽量間仕切り壁取付けの埋込形盤の取付状況	施工中
	施工（電力設備）	照明器具等の取付状況	施工中
		配線器具等の取付状況	施工中
		分電盤、制御盤等の固定及び配線接続の状況	施工中
		受雷部（突針、棟上導体等）の取付状況	施工中
		引下げ導線及び建物構造体への接続状況	施工中
	施工（受変電設備）	配電盤等の固定及び配線接続の状況	施工中
	施工（電力貯蔵設備）	直流電源装置、UPS棟の固定及び配線接続の状況	施工中
	施工（発電設備）	発電装置の設置状況	施工中
		発電装置の配管（排気、給油等）の施工状況及び配線接続の状況	施工中
		貯油槽（燃料小出槽）の設置状況	施工中
		太陽光発電装置、風力発電装置等の設置及び配線接続の状況	施工中
	施工（通信・情報設備）	端子盤、機器収納ラック等の固定及び配線接続の状況	施工中
	（次ページへ続く）	電話交換機等の固定及び配線接続の状況	施工中

工事種目	区分	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
搬入・据付工事	施工（通信・情報設備）	情報表示装置、映像・音響装置等の固定及び配線接続状況	施工中
		モニター架、監視カメラ等の固定及び配線接続の状況	施工中
		増幅器架、スピーカー等の固定及び配線接続の状況	施工中
		TVアンテナ、ヘッドエンド装置等の固定及び配線接続の状況	施工中
		TVアンテナ取付予定位置での電界強度測定の状況	施工中
		駐車場管制装置の固定及び配線接続の状況	施工中
		防犯・入退室管理装置の固定及び配線接続の状況	施工中
		受信機、感知器等の固定及び配線接続の状況	施工中
	施工（中央監視制御設備）	中央監理制御装置の固定及び配線接続の状況	
	施工（医療関係設備）	ナースコール装置の固定及び配線接続の状況	施工中
基礎工事	施工	根切りの寸法、床付け、山留等の状況	施工中
		型枠の形状、寸法、配筋の状況等	施工中
外構工事	機材	外構工事機材の種類、規格、寸法等	搬入時
	施工	地中管路の掘削及び布設状況	施工中
		ハンドホール、マンホール等の掘削の状況	施工中
		ハンドホール、マンホール等の型枠の形状、寸法、配筋等の状況等	施工中
		電柱等の掘削及び建柱の状況	施工中
		電柱支線等の取付け状況	施工中
		外灯等の取付状況	施工中
		屋外油配管（発電機用）等の布設状況	施工中
		貯油槽（地下タンク）の設置状況	施工中
総合調整	機材	測定機等の試験用機材（仕様、規格、銘板、合格認定書等）	試験前
	試験	接地抵抗測定、絶縁抵抗測定、照度測定等の状況	試験中
		光ファイバーケーブルの伝送損失測定の状況	試験中
		UTPケーブルの伝送品質測定の状況	試験中
		受変電設備等の耐圧試験、継電器試験、動作試験等の状況	試験中
		直流電源装置、UPS等の動作試験の状況	試験中
		発電設備の負荷試験、油配管等の圧力試験の状況	試験中
		通信・情報設備の機能試験等の状況	試験中
		中央監視制御設備の機能試験等の状況	試験中
		ナースコール装置の機能試験等の状況	試験中
その他	完成時写真	電気室、機械室等（機器配置及び配線の状況）	完成後
		事務室及び上級室（室内設備の状況）	完成後

表7-3　撮影対象表（機械設備工事編）

工事種目	区分	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
一般事項	着工前の現況	敷地、周辺の状況等	着工前
	改修前の状況	改修前の状況	着工前
	工事現場の管理	工事関係表示標識等の掲示状況	掲示時
		養生（既存施設部分及び工事目的物の施工済部分）	施工中
	安全対策	実施状況（工事現場内、周辺の対策、第三者対策等）	施工中
		法令等に基づく措置状況	施工中
	環境対策	実施状況（騒音、振動、臭気対策等）	施工中
		法令等に基づく措置状況	施工中
	障害物	障害物の位置、形状、寸法等	発見時
		障害物の処理の状況	処理時
		障害物の処理後の状況	処理後
	発生材	分別状況（集積状況）	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が判るもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄場）	廃棄時
	仮設	機材置場、足場等の状況	施工中
		指定仮設の状況	施工中
	躯体穴開け等	鉄筋埋込配管等の探査の状況	施工時
		はつり及び穴開け作業の状況	施工時
撤去工事等	機器類、配管、ダクト等	撤去機器類、配管、ダクト等の状況	撤去前
		機器類の解体、分別、搬出等の状況	施工中
		機材の取外し及び再使用の状況	施工中
		配管及びダクトの切断、撤去、分別、搬出等の状況	施工中
スリーブ・インサート工事	機材	形状、寸法、塗装状況（つば付き鋼管）等	搬入時
	施工	取付状況、取付位置、貫通部処理状況等	施工中
配管工事	機材（配管・管継手付属品・計器その他）	規格（表示マーク、種別、口径棟）、保管状況等	搬入時
	施工	工具（規格等）	施工前
		各種接合工法（施工状況、品質管理状況等）	施工時
		溶接（施工状況、品質管理状況等）	施工時
		勾配確保（確認状況）	施工時
		支持及び固定（方法、間隔確認状況、伸縮等）	施工時
		防火区画貫通部の処理状況	施工時
		隠蔽（壁埋設、天井内、暗渠内等）配管状況	施工時
		機器廻りの配管状況	施工時
		壁及び床貫通部の処理状況	施工時
	試験	水圧試験、満水試験、通水試験、気密試験、絶縁試験、動作試験、空気圧試験等の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
	管内の洗浄	フラッシングの状況	洗浄中
ダクト工事	機材（ダクト、ダンパー、制気口類）	規格、評定マーク、形状（板厚、接合用部材、補強、シール状況等）、保管状況等	搬入時
	施工 （次ページへ続く）	ダクト加工（寸法、補強、変形、フランジ、板厚等）	加工後
		接続工事（接続作業、品質管理状況等）	施工中

工事種目	区分	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
ダクト工事	施工	支持及び固定（方法、間隔確認状況等）	取付後
		防火区画貫通部の処理状況	施工中
		ダンパー、制気口類（取付位置、取付状況等）	施工中
保温・塗装工事	機材	保温材及び塗料（規格、表示マーク、保管状況等）	搬入時
	施工（保温）	配管、ダクト、機器、消音内張り等（作業状況、品質管理状況等）	施工中
	施工（塗装）	配管、ダクト、機器及び鋼材（作業状況、養生、作業環境、品質管理状況等）	施工中
機器基礎工事	機材（コンクリート工事）	コンクリートの品質（スランプ高さ等）、鉄筋サイズ等	搬入時
	施工（コンクリート工事）	配筋状況、現場練り作業、打設状況、養生等	施工時
	機材（鋼材工事）	鋼材（形状、寸法、規格等）	施工前
	施工（鋼材工事）	施工状況、品質管理状況等	施工中
搬入・据付工事	機材（空調）	規格、銘板、保管状況等	搬入時
	施工（空調）	機器搬入状況	搬入時
		機器据付（作業状況、水平確認、防振・耐震措置状況等）	施工時
		機器据付（周囲空間、本体、銘板、養生等）	据付後
	機材（衛生）	規格、銘板、保管状況等	搬入時
		取付状況（耐火カバー他）、配管接続状況、養生等	施工時
		タンク類の清掃及び消毒	施工時
		消火設備における機器、配管等の法定基準等の確認	施工時
	その他は、搬入・据付工事　　施工（空調）による		
	試験（空調・衛生）	機器（点火、耐圧、能力、騒音等）	試験前
		タンク類の試験（内部防錆被覆試験、満水試験、水圧試験等）の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
屋外・土工事	施工（土工事）	土留め状況、掘削溝形状、埋設深等寸法、埋設土、埋設表示テープ、地中埋設標等	施工時
	機材（地業工事）	砂利等のサイズ、施工用機材等	搬入時
	施工（地業工事）	砂利地業の厚さ、締固め作業状況、捨てコン寸法等	施工時
	機材（コンクリート工事）	コンクリートの品質（スランプ高さ等）、鉄筋サイズ等	搬入時
	施工（コンクリート工事）	配筋状況、現場練り作業、打設状況、養生等	施工時
自動制御設備工事	機材	自動制御設備及び中央監視制御装置（形状、寸法確認、銘板、付属品、養生、保管状況等）	搬入時
	施工	配線状況（接合状況、露出部分保護、埋設配線等）	施工時
		機器類（取付位置、水平垂直勾配、耐震措置等）	施工時
	試験	試験用機器（規格、銘板等）	試験前
		動作試験、絶縁抵抗試験等の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
ガス設備工事	機材（配管・管継手付属品・計器その他）	規格（表示マーク、種別、口径等）、保管状況等	搬入時
		機器類（規格、銘板、合格認定証等）	搬入時

工事種目	区分	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
ガス設備工事	施工（配管）	施工状況（吊り部、支持部、建物導入部、下記に対する防護措置、埋設深さ、埋設表示用テープ、地中埋設標、防食措置等）	施工中
	施工（機器等）	取付位置、固定方法、据付状況等	施工中
	試験	試験用機器（規格、銘板、合格認定証等）	施工中
		気密試験、点火試験等の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
さく井設備工事	機材	機器類（形状、規格、銘板、保管状況等）	搬入時
	施工	事前調査（現場状況、地表電気探査状況等）	施工前
		掘削（施工状況、水止め方法、泥水処理の状況等）	施工中
		電気検層（実施状況）	掘削終了後
		砂利充填（使用砂利、遮水装置等）	施工中
		仕上げ（井水洗浄、スワビング、安定状態等）	施工中
	試験	試験用機器（規格、銘板等）	試験前
		揚水試験（予備揚水試験、段階揚水試験、連続揚水試験、水位回復試験等）の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
		水質試験の状況、水の採取状況等	試験開始時 試験中 試験終了時
浄化槽設備工事	機材（ユニット形）	形状、規格、能力形式、認定証、銘板等	搬入時
	施工（ユニット形）	土工事及び基礎工事（「屋外・土工事」による）	施工中
		設置作業の状況（槽設置、水平確認、水締め、埋戻し等）	施工中
	試験	水張試験、満水試験、水圧試験、通水試験、空気圧試験等の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
		各機器単独動作試験の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
		通水試験及び総合運転試験の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
昇降機設備工事	機材（エレベーター） （駆動装置等、かご、乗場、昇降路内機器、安全装置）	形状、寸法、規格、銘板、外観検査、保管状況等	搬入時
	施工（エレベーター）	耐震措置状況（固定状況、昇降路内突出物に対する保護装置等）	施工中
		取付位置（地震感知器。乗場ボタン、操作盤、安全装置等）	施工中
		防火区画処理（三方枠等）	施工中
		その他（機械室内部各部寸法、空調、フック等）	施工後

工事種目	区分	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
昇降機設備工事	機材（エスカレーター） （構造体、駆動装置、階段、欄干、乗降口）	形状、寸法、規格、銘板、外観検査、保管状況等	搬入時
		取付状況（受梁、吊元、踏段等）	施工中
	試験	試験用機器（規格、銘板等）	試験前
		受電盤、主回路、制御器、配線、配管等の試験状況	試験開始時 試験中 試験終了時
		負荷試験、調速機の作動試験	試験開始時 試験中 試験終了時
		頂部隙間、緩衝器との距離、ピット深さ等の検査状況	検査中
機械式駐車設備工事	機材（駆動装置、構造体、搬器、運転操作盤、制御盤、安全装置）	形状、寸法、規格、銘板、外観検査、保管状況等	搬入時
	施工	耐震措置の状況	施工中
	試験	絶縁抵抗試験、性能試験等の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
医療ガス設備工事	機材（配管、管継手付属品、計器その他）	規格（表示マーク、種別、口径等）、保管状況等	搬入時
	施工（配管）	施工状況（吊り部、支持部、配管の識別等）	施工中
		各種接合工法（施工状況、品質管理状況等）	施工中
		溶接（施工状況、品質管理状況等）	施工中
	施工（機器等）	取付位置及び固定方法	施工中
	試験	試験用機器（規格、銘板等）	試験前
		系統試験、気密試験、配管内洗浄度試験、作動試験、性能試験等の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
	その他は「搬入・据付工事　　施工（空調）」による		
総合調整	機材	試験用機器（規格、銘板等）	試験前
	試験	機器試験（着火試験等）の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
		配管試験（放水試験、圧力試験、水質試験等）の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
		総合試験（風量試験、騒音試験、水量試験、温度試験、湿度試験、振動試験等）の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
その他	完成時写真	機械室（機器及び配管の状況、主配管設備の状況等）	完成後
		便所及び洗面所（衛生器具の設置状況等）	完成後
		上級室（室内設備の状況等）	完成後
		事務室等（FCU、吹出口の設置状況等）	完成後
		屋上（機器及び配管設置の状況等）	完成後

表7-4　撮影対象表（撤去・解体工事編）

工事種目	区分	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
一般共通事項 (解体工事)	解体前の状況	解体前の状況（敷地、周辺施設、解体施設）、地中埋設物の状況	着工前
	施工数量調査	施工数量調査の状況	調査中
	法令等に基づく測定等 （必要な場合）	測定機器	設置時
		測定等の状況	測定中
	その他は一般共通事項による		
仮設工事	騒音等の養生その他	養生、散水、仮囲い等	施工中
	山留、地盤改良等	材料	搬入時
		設置状況	施工中
		部材等の寸法	完了時
		撤去状況	撤去後
	その他は仮設工事による		
解体施工	事前措置	解体重機（低騒音対応等）マーク	施工中
	建築設備 ※建築設備撤去状況については、表7-2の撤去工事　及び 表7-3の撤去工事による	撤去状況	施工中
		分別状況	施工中
	内装材	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
	外装材	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
	屋根葺材等	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
	躯体	上部解体状況	施工中
		地下解体状況	施工中
		分別状況	施工中
		埋戻し状況	施工中
	基礎及び杭	基礎解体状況	施工中
		杭解体状況	施工中
		存置物の確認状況	施工中
		分別状況	施工中
		基礎解体後の埋戻し状況	施工中
		杭撤去後の埋戻し状況	施工中
	構内舗装等	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
		存置物の確認状況	施工中
		埋戻し状況	施工中
	地下埋設物及び埋設配管	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
		存置物の確認状況	施工中
		埋戻し状況	施工中
	解体後の整地	地均し、埋戻し及び盛土状況 （段階的な埋戻しが判るもの）	施工中 完了後

工事種目	区分	材料　及び 施工状況等の詳細	撮影時期
建設廃棄物	建設廃棄物の処理	分別状況	排出前
		搬出状況（搬出業者名が判るもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の処理	保管、集積状況	排出前
		搬出状況（搬出業者名が判るもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
	その他は建設廃棄物の処理による		
アスベスト含有建材	アスベスト含有建材の除去及び処理	除去	施工中
		保管、集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が判るもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
	その他は特別管理産業廃棄物の処理による		
特殊な建設副産物	特殊な建設副産物の処理	保管、集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が判るもの）	施工中
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
	その他は建設廃棄物の処理による		

8．その他

（1）市から提供するCAD図等の管理

施工図等を作成するために、市から提供を受けたCAD図等を下請け業者等へ提供する場合は、著作権は市に属するため、元請業者が責任を持って管理すること。　データ以外の提供を受けた場合も同様に、責任を持って管理するとともに、利用後は速やかに返却すること。

（2）検査時に請負業者側で用意するもの

1）　建築・設備共通

スケール、脚立、懐中電灯、手鏡、工事図書類、その他検査員が指示するもの

2）　設備

絶縁抵抗計、設置抵抗計、テスター、コンテスター、アネモメーター、騒音計、温度計、工具類一式、テレビ、電界強度計、照度計、その他検査員が指示するもの

（3）鉄筋工事における監督員による配筋検査

検査を受ける範囲の全ての配筋を完了させておくこと

受検時に、型枠等により配筋の状況が確認できないことがないようにすること

（4）解体工事等における「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」

解体工事等における事前調査の結果については、石綿事前調査結果報告システムにて労働基準監督署と保健所に報告するとともに、石綿の使用の有無、石綿のばく露防止対策及び石綿粉塵の飛散防止対策の実施内容を周辺住民から見やすい箇所に掲示すること

（5）工事着手前及び施工中の周辺状況確認について

振動及び騒音を伴う工事を行う場合、周辺の建築物及び工作物の状況について、所有者立会いのもと確認し、写真等の記録を整理すること

施工中に、振動や騒音等についての相談又は苦情等が寄せられた場合は、監督員に報告するとともに、所有者立会いのもと速やかに現地確認を行い、振動及び騒音の対策を講じること

（6）関連工事との調整への協力について

施工範囲内における関連工事との工程管理や現場内の納まり、安全管理など施工上の調整について、円滑に工事を進めるため、監督員の調整に協力するとともに、請負業者間でも積極的に打ち合わせ及び調整を行うこと

長期の工程について、関連工事の現場入場可能日を確認した上で全体工程表又は月間工程表を作成し、工事の進捗に応じて遅れやフォローアップについて、確認・協議・調整を行った上で、週間工程表の作成を行うこと

天候その他予期しない事由により、工事の進捗に遅れ等が発生することが判明した場合には、速やかに監督員に報告するとともに、関連工事の業者間でフォローアップについて、確認・協議・調整を行うこと

（7）工事関係図書の提出について

工事関係図書は、原則として紙媒体（1部）にて監督員に提出すること。

ただし、協議書や工程表などは、監督員と協議のうえ、電子メール等での提出も可とする。

また、工事情報共有システムを活用する際も同様に、監督員と協議すること。

1）　電子メールを活用した書類の提出について

施工者から監督員に電子メールを活用して各種書類を提出する場合は、次のルールに従い提出してください。

① 電子メールを活用して書類の提出を行う場合、迷惑メール防止のため、監督員にあらかじめ申し出て、送受信に使用するメールアドレスを伝えてください。

② 「メール件名」及び「添付ファイル名」は、書類名の後に全角スペースを設け、その書類が何通目であるかを記入し、全角スペースの後に、工事名を記入してください。
※　協議書の提出が２回目の場合の例）　協議書　vol.2　●●工事

③ 協議書には、直接回答を記載できるよう、Word又はExcel形式で提出すること。
※市からは、押印決裁後にPDF形式で送信します。

④ 添付する資料がある場合、資料の右上に番号を付すこと。
※　添付資料が複数ある場合の３ページ目の場合の例）　vol.2－３/●

⑤ 協議書を提出する際の発信者の押印欄の押印は不要です。受信者からの回答後の原本に押印し、発信者が整理保管して、検査時に提出してください。

⑥ 質疑等への回答は、受信者の決裁後、押印した文書を発信者へお渡しします。ただし、早急に回答が必要な場合は、押印した文書をお渡しする前に、速報として電話又はメールでお知らせします。

2）　情報共有システムを活用した書類の提出について

施工者から監督員に情報共有システムを活用して各種書類を提出する場合は、次のルールに従い提出してください。

① 情報共有システムを活用して書類の提出を行う場合、市の情報セキュリティ上の確認を行う必要があることから、監督員にあらかじめ申し出て、利用方法等について資料提供をしてください。基本的な利用原則と権限管理は次のとおりです。
・「延岡市情報セキュリティ対策基準」や「延岡市外部サービス利用基準」、その他情報セキュリティに関する基準等を順守して利用します。個人情報や当該業務に不要な情報は、記載・添付はしないようにしてください。
・職員は、市の公的メールアドレスを用いてアカウントを作成します。
登録方法は、施工者によるサービス利用申請にて、利用者登録を行ってください。
・システム内での権限（閲覧のみ、編集・承認可など）は、職務権限に応じて最小限の範囲内で設定・管理し、職員の異動や業務内容に応じて、定期的に見直してください。

② 書類の扱いは、システム内の利用法に従うものとするが、提出する文書が工事や文書ごとに判別がしづらい場合は、上記（８）１）②～⑥を参考にしてください。

③ 市からの文書は、システムにアップロードする前に、事前に市内部で、どのような内容で発出するか意思決定をしたうえで行います。

④ 市からシステムにアップロードする際の添付資料等は、原則紙媒体で決裁されたものをスキャニングし、PDF形式でアップロードします。

⑤ 市の基本的な決裁ルートは、担当者→係長→補佐→課長です。その他、内容によっては、予算課、部長、副市長、市長が必要な場合もありますが、システム上は、設定不要です。

⑥ 協議内容の伝達に相違がないよう、軽微なものを除いて必ず、文書の提出とともに、電話又は対面にて協議内容の確認を行うようにしてください。

⑦ 文書の様式は、システム内にある様式を使用することも可とする。

（８）工事監理を業務委託している場合の工事監理について

市と工事監理業務委託の受託者、工事請負業者、設計者との工事期間中における報告及び連絡、協議の関係については、以下のとおりです。密な報告、連絡、協議等をお願いいたします。

【監理フロー】

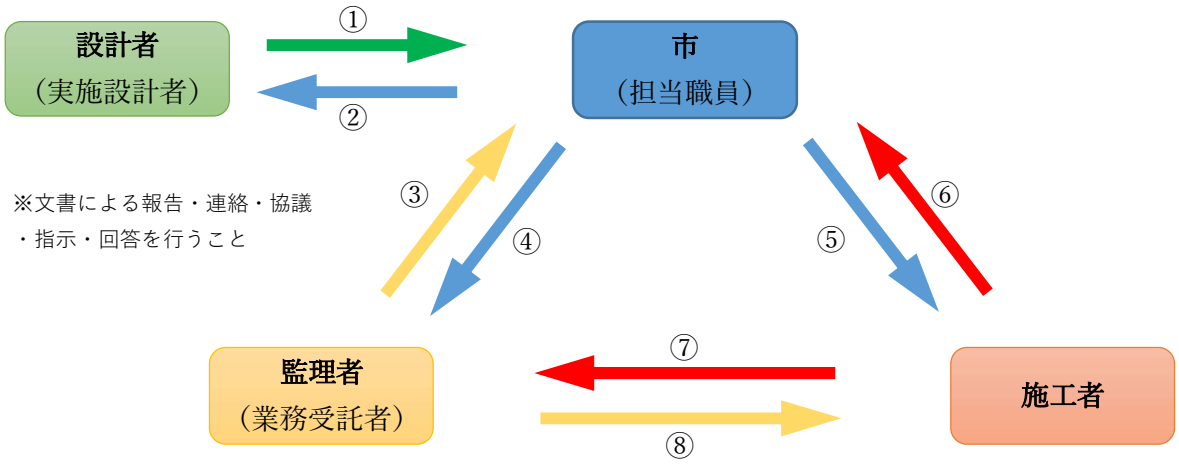

①：施工者又は監理者からの設計図書に関する疑義について、市からの確認等に関する回答
②：施工者又は監理者からの設計図書に関する疑義について、設計者に対する確認
③：（報告）監理状況や施工者に対する指示、検査・立ち合い等に結果に関する報告
（連絡）検査や立ち合い等に関する市への連絡
（相談・協議）設計図書の齟齬等に関する疑義について、市又は設計者に対する協議
④：報告・連絡・協議に対する市からの回答又は工事監理等に対する市からの指示・連絡
⑤：相談等に対する市からの回答又は指示
⑥：工事監理に対する疑義等の報告・協議　※施工に関する協議等は⑦による
⑦：発注図書の疑義に対する協議、施工計画に基づく状況報告、検査等の依頼
⑧：指示又は発注図書の疑義や協議等に対する回答、連絡

【各々の役割】

市　：監理者からの疑義や協議等に対して、設計者に確認し、検討・確認したうえで回答する。
※予算の調整や近隣住民及び関係各署との調整を行い、必要に応じて指示、協議を行う。

設計者：市からの求めに応じ、設計図書の疑義等に対して、設計内容を確認のうえ回答する。
※疑義等に対して、設計の意図や各種基準、施工性、安全性等を総合的に判断する。

監理者：施工者からの求めに応じ、発注図書の疑義等に対して、確認及び検討のうえ回答する。
工事の進捗状況や現場立ち合い確認又は検査等を実施し、市に結果を報告する。
発注図書の疑義等による検討の結果、設計者に確認する必要がある場合、市に報告する。
※疑義等に対して、各種基準等を確認し、対応策を検討・提示し、市と協議する。

施工者：発注図書のとおり完成となるよう施工する。
疑義等が生じた場合、監理者に対応案を提示して協議する。
※疑義等に対して、各種基準等を考慮した対応策を検討・提示し、監理者と協議する。

【参考様式】

工事監理委託をしている場合の「指示・承諾・協議書」は、参考様式5-2号による。